
平成30年 第4回(定例)うきは市議会会議録(第2日)

平成30年6月18日(月曜日)

議事日程(第2号)

平成30年6月18日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(14名)

1番 佐藤 茂和君	2番 組坂 公明君
3番 佐藤 裕宣君	4番 野鶴 修君
5番 竹永 茂美君	6番 岩淵 和明君
7番 鱧水 英一君	8番 熊懷 和明君
9番 中野 義信君	10番 佐藤 湛陽君
11番 上野 恭子君	12番 伊藤 善康君
13番 江藤 芳光君	14番 櫛川 正男君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局 長 石井 良忠君	記録係長 浦 聖子君
記録係 伊藤 諒平君	

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	今村 一朗君
教育長	麻生 秀喜君	市長公室長	楠原 康成君
総務課長	田竈 正規君	監査委員事務局長	樋口 秀吉君

会計管理者	-----	田尻栄三郎君			
市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長	-----		瀧内	教道君	
企画財政課長	-----	中野昭一郎君	税務課長	-----	山崎 秀幸君
徴収対策室長	-----	白石 孝博君			
市民生活課長兼人権・同和対策室長	-----		松岡	美紀君	
保健課長	-----	原 廣正君	福祉事務所長	-----	梶原 康宏君
住環境建設課長	-----	江島 高治君	水資源対策室長	-----	瀧内 英敏君
うきはブランド推進課長	-----		樋口	一郎君	
農林振興課長兼農業委員会事務局長	-----		松尾	正和君	
浮羽市民課長	-----	園田 隆彦君	学校教育課長	-----	権藤 精二君
生涯学習課長	-----	井上 理恵君	自動車学校長	-----	高木 慎君

午前9時00分開議

○事務局長（石井 良忠君） 起立、礼。着席。

○議長（櫛川 正男君） 改めまして、おはようございます。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（櫛川 正男君） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、順番に質問を許します。9番、中野義信議員の発言を許します。9番、中野義信議員。

○議員（9番 中野 義信君） 御指名をいただきましたので、一般質問に入らせていただきたいと思ひます。

きょうは、今回の選挙で新しい5名の方もいらっしゃいますし、さらに傍聴席につきましても、新しい方もいらっしゃるというふうに推察をするわけでございます。

お手元にありますように、1番目に、男女共同参画による社会づくりについてということで挙げております。これは、私は特に、ずっと毎年こういったことで質問をさせていただいておりますが、JAでの経験がありまして、特にJAの総代会等につきましても、女性の方が毎年3つなり4つなり質問をされておるようですし、それを見ますと、なかなか前向きな質問でございますから、そういった意味で、特に公約の中にもありましたように、1番目に、男女共同参画による社会づくりについて質問をさせていただきます。私が4年前に立候補したときに6つの公約ということで方法を掲げておりました、その中の1つでありますので。

議員になる前、前年の25年4月1日につきまして、女性の登用率、いわゆる、ここに1番目に挙げております、審議会とか協議会の中の登用率を調べておりましたが、20.2%でございました。26年に議員になりまして、質問の中では22.5%ということになっておりましたが、ただ、これだけではわからんもんですから、必ず県内の市町村の平均の登用率についてお尋ねをしておりますし、今回、(2)にありますように、平成32年度の女性の登用率というのは30%でございましたけれども、それが32%になっておるといようなことで、それぞれの取り組みがあつておるようでございます。

現在で申しますと、昨年度29年度が——4月1日現在ですけれども、29.2%ということで、大幅に登用率が高くなっております。県下で言いますと、うきは市の場合が29.2%ですけれども、県内では30.5%。県内での順位を見てみますと、当初は、26年については43番目であつたものが、昨年の4月では25番目、いわゆる43番目であつたのが25番目ということで、はるかに改善がされておるようでございます。これにつきましては、やっぱり市長なりの取り組み姿勢、それから担当者の非常なる努力が伺える数字だというふうに思うわけでございますので、大変、担当者につきましては、お疲れであつたということで、やっぱり褒めてやらないかなというふうに思うところでございます。

しかしながら、審議会というのが32あるわけですけれども、その中で、まだまだ0%から10%台というのもあるようでございますので、これから先、37年度の目標が35%ということになっておりますけれども、大変これは厳しい面があるんじゃないかなと、今までのようにはなかなかいかんんじゃないかなというふうに思うところでございます。32審議会の中で、女性の登用率が多い審議会では71.4%、低いところでは0%から10%台が5委員会あるということでございます。

この32委員会の中で、それぞれの任期が違うわけですね。例えば1年の任期だとか、2年の任期、3年の任期、4年の任期とありますので、一遍に来年の3月31日に、それを改善するというようなことは、なかなか難しいわけですけれども、やっぱり特に来年の3月までに改善——任期が来る委員会につきましては、特に5委員会ほどありますけれども、そこは重点的に取り組んでいただきたいというふうに思うわけでございます。

それから、3番目に、180条の5のことについておりますけれども、これにつきましては、なかなか、26年度のときが16.3%、それが今回は16.7%ということで、ちょっとあんまり進んでないようですけども、やっぱりいろいろ委員会の中で事情があるというふうに思いますが、特に今回は農業委員会の関係の改選が行われておりますが、国のほうで認定農業者を何名入れなるとか、そういうことがありますもんですから、なかなか思うようにはいかんというふうに思いますけれども、それなりに頑張りたいなというふうに思うところでございます。

1 番目の男女参画について、それぞれ市長の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。ただいま、男女共同参画による社会づくりについて大きく3点の御質問をいただきました。

まず1点目が、審議会、協議会等の女性登用率についての御質問であります。県内市町村の平均登用率及び県内では何番目かという御質問をいただきました。

例年、年明けに福岡県から、県内各市町村の女性参画状況が公表されておりますが、平成29年4月1日現在の登用状況は、うきは市が29.2%に対して、福岡県平均が31.4%、県内順位は60市町村中25位でありました。これは、今、議員が御指摘のとおりでありまして、実は直近の平成30年4月1日現在はまだ公表されてませんので、ちょっと直近のデータについてはお答えすることができません。

2点目が、平成37年度の女性登用率目標達成に向けた取り組みについての御質問をいただきましたが、女性委員の登用促進につきましては、管理職会議や庁内の男女共同参画推進委員会において、機会あるごとに依頼し、周知徹底を図っております。また、委員改選時の対応が重要でありますので、改選前に各審議会等における女性委員数の状況を確認し、担当所管に対して積極的な女性登用を個別に依頼して、女性委員のいない審議会等の解消並びに登用率の向上を目指しているところであります。

議員御指摘のとおり、現時点では平成32年度の目標を達成することができました。今後は特に団体代表の委員や公募の委員の数が登用率に大きくかかわりますので、平成37年度の目標達成に向けて、自治協議会を初め、各種団体に男女共同参画に対する一層の理解をいただき、また、女性の政治参加についても、後押しするような取り組みをさらに進めてまいりたいと考えております。

3点目が、地方自治法第180条の5に基づく委員会への対応についての御質問であります。地方自治法第180条の5に基づく委員会としては、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員の6つがあります。そのうち、ことし4月1日現在、女性の登用率が30%未満の委員会は、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会の3つとなっています。なお、監査委員につきましては、本年5月の改選で30%目標を達成したところであります。

地方自治法第180条の5に基づく委員会委員は、同法第202条の3に基づく審議会・委員会等の委員より、さらに専門性を求められる面がありますが、先ほどの答弁と同様、委員の改選の折、担当所管に対して積極的な女性の登用を働きかけてまいりたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（9番 中野 義信君） 2年前だったと思いますけれども、市役所職員の関係を尋ねたことがありますけれども、前回の答弁では、まだ女子職員が非常に若いというようなことが言われておりましたが、ずっとここ数年、女性の課長級はおらんようですけれども、こう見ますと、大体2名——今度はですね、いらっしゃるようですけれども、職員数と女性の数、それから前回は係長まで入れたところの数字を聞いておりましたが、そこら辺については今のところどうなっておるのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 長い間、女性の管理職が不在でありましたが、ことしの4月1日に2人の課長職が誕生いたしまして、現在、課長職レベルでいきますと、総数21名中2名が女性でありますので、9.5%。この課長職を含めて係長以上になりますと、いわゆる我々は役付職員と申し上げてますけれども、全体数が75名のうち女性が22名ということで、29.3%の登用率になっているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（9番 中野 義信君） ちょうど6月が男女共同参画の週間ですね、6月23日か29日まで。それから、男女共同参画社会基本法が平成11年6月に交付されておりますので、20年になるわけですけれども、特に人口は女性が多いわけですから、まず市の政策ですね、そういった場に多くの女性の参画が——参画することから始まるのではないだろうかというふうに思うわけでございますので、今後につきましても、積極的な対応をお願いをしたいというふうに思いまして、1番目の関係につきましては終わらせていただきますが、市長が一言あれば、お願いを申し上げたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 御案内のように、女性活躍推進法が平成28年4月1日から施行されております。私もいろんなところで申し上げているんですが、この法律の背景は、今まで、ややもすると、男女平等という観点で抜け切れないところがあったんですが、今後は女性の活躍推進、女性の活躍なくして日本の経済の再生はないという強い政府の思いの中で、こういう法律ができたことをしっかり受けとめまして、男女共同参画推進については、一層の取り組みを図ってまいりたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（9番 中野 義信君） では、次の質問に移らせていただきます。

2番目に、小学校の空調の設備について出しておりますけれども、平成26年6月からですかね、うきは市内の小・中学校の温度調査を行っておりますけれども、執行部の理解によりまして、中学校については、昨年の6月から空調が設備されたということで、生徒なり保護者も大変喜ん

でおるわけですが、あと、学力向上に期待をするものでございます。

それでは、(1)、(2)についての答弁をお願いを申し上げたいと思います。

○議長(櫛川 正男君) 麻生教育長。

○教育長(麻生 秀喜君) 小学校の空調設備についてのお尋ねでございますが、1点目の温度調査の指示と今後の進め方についての御質問でございますが、学校保健安全法に基づく学校環境衛生基準が平成30年4月1日から改正施行され、教室の望ましい温度の基準が10℃以上30℃以下から17℃以上28℃以下へ変更されました。近年の温暖化による平均気温の上昇やPM2.5、黄砂の飛来及び光化学スモッグ等の大気汚染の問題があり、空調設備を普通教室に設置する動きが全国的に進んでいます。また、平成32年度から実施される新学習指導要領では、授業時数が3年生以上で年間35時間ふえることから、快適な学習環境を整え、児童が意欲を持って学べる環境整備と、熱中症予防などの健康面の対策として、現在、平成31年度学校施設環境改善交付金の補助金要望を文部科学省へ提出しております。この学校施設環境改善交付金の採択を受けましたら、この交付金を活用し、市内の全小学校8校の普通教室に空調設備を設置してまいりたいと考えています。今年度の温度調査につきましても、既に校長会にて指示をしているところでございます。

2点目の学校施設の個別施設計画についての御質問でございますが、学校施設の個別施設計画の中で空調設備を検討することとしておりましたが、個別施設計画については、建物の劣化状況調査が必要なため、見積もりを徴収し、策定に向けて準備をしております。しかし、気温の上昇による教室環境の改善整備については、早急な対応が必要であることから、文部科学省へ学校施設環境改善交付金を要望しております。交付金の採択を受けましたら、先ほど答弁いたしましたとおり、空調設備の設置を行ってまいりたいと考えております。

小学校全8校分の設備費につきましては、概算では、工事費2億4,020万円、設計監理委託費1,000万円、電気料、年間314万円となる予定でございます。

以上です。

○議長(櫛川 正男君) 中野議員。

○議員(9番 中野 義信君) 昨年の温度調査を見ると、これは12月のときも質問をいたしましたけれども、出校日の――6月から9月までの出校日については56日であったわけですが、学校によっては、今28度以内ということで出ましたが、やっぱりほとんど、それからいきますと、もうオーバーしておるわけですね。そういったことから、早急に、ひとつ対応をお願いしたいなど。今、答弁を見ますと、12月のときよりも大分進んでおる。というのは、申請を出したということ。それから、金額面がまだ言われてなかったのは、今回は、これだけ要るということが出たということで、大分進んだかなというふうに思っておるところでございます。

それで、温度表を12月のときにも見させてもらいましたけれども、やっぱり、ただ学校から出たのをそれだけする——書くのだけやなくして、2年前ぐらいも言ったと思いますけれども、やっぱりある程度指導を、基準をやっぱり示さないかと。温度調査についても、以前も言いましたように、学校によって、えらい温度が、調査の時間が違うということを前回申し上げましたが、今回も資料を見ますと、学校によっていろいろ違うわけですね。小数点の第1位まで出しているところもあるし、出しとらんところもあると。だから、そこら辺については、やっぱりきちんと指導をしていかないかなというふうに思うわけでございますので、温度計がどげんなっちよるかは私もわかりませんが、そこら辺のところには指導をしながら改善をしていくべきじゃないかなというふうに思うところでございます。

近隣の市町村につきましては、もう何回も申し上げておりますように、大刀洗を除いて、ほとんどのところが、小学校、中学校、設備されておりますものですから、ぜひともお願いを申し上げたいというふうに思うところでございます。

前回、市長は、上京するたびに文科省に要請をしておりますということを言われておりましたので、ただ、そのときに思ったのは、今回、数字が出てきましたけれども、やっぱり要請をするときには、大体どのくらいかかるのかということも相手のほうから尋ねられると思います。ですから、そういったことがなかったものですから、特に今回は、そういった数字が出てきましたから、要請につきましても特にお願いを申し上げたいというふうに思います。

今までは予算についてが非常にわかりづらかったと思うものですから、私のほうもいろいろ考えまして、国のほうの交付金が出れば、それが一番いいわけですが、それがなかなかもう、いつになるかわからんというようなことであれば、やっぱり今、市のほうであります、ふるさと納税だとか財政基金だとか、やっぱりそういったものも含めて、できるだけ早急に設置をお願いしたいなというふうに思うところでございますので、一応、空調につきましては、あと、見ますと、議員さんも、あと2名ぐらい空調のことは言われるというふうになっておりますので、特に将来のうきは市を背負って立つ子供さん方ですから、やっぱりそこら辺は普通の問題と違うくて、やっぱり教育環境の整備というのは非常に大切でございますから、特に、そういったことで取り組みをお願いを申し上げたいというふうに思います。

市長の考えを最後にお聞かせ願ひまして、この質問については終わらせていただきたいと思ひます。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほど教育長のほうから答弁がありましたように、来年度、文部科学省のほうに学校施設環境改善交付金の補助金要望をさせていただいているところでありますが、実は、この交付金、非常に、文部科学省によりますと、近年、当初予算の配分がすごく少なく、

若干、補正予算に頼っているところがあるやに聞いております。

今後、来年10月に消費税が10%、上がるということで、また、政府のほうも景気対策を打っていくというような話も承知しておりますので、いろんなチャンネルを使って、しっかり文部科学省のほうに要望を強めていきたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（9番 中野 義信君） そういったことで、前向きに、ひとつ取り組んでいただきまして、予算が通らなくても、しないということじゃなくして、やっぱりいろんな市の基金とか、そういったものを取り崩してでも、子供の将来のために、ぜひともお願いをしたいなというふうに思うところでございます。

次に、3番目の質問に入らせていただきます。

人口減少の歯どめ対策についてということで、（1）に、若者が定住するまちづくりのため、企業誘致以外の対策はと。これは、企業誘致はやっておることはわかりますし、企業誘致が大変重要であるということはわかりますが、それ以外で取り組んでおること、それから（2）番目に、子育て支援で、うきは市独自の施策を行っているが、なかなか市民にわかりにくい、そういったことがありますので、一応、幾つかのことをやっておるということは私も承知しております。今、無線でも、いろいろ流しておりましたが——新婚家庭のこともですね、流しておりますけれども、企業誘致以外で、いろいろ人口をふやすために、それぞれ苦慮されておるということはわかりますので、そのことにつきましての答弁をお願いを申し上げます。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 人口減少の歯どめ対策について、事前通告で大きく2点の質問をいただいております。

1点目が、企業誘致以外の若者の定住対策についての御質問であります。議員も御承知のとおり、国においては、日本社会の急速な少子高齢化の進展や人口減少に歯どめをかけ、首都圏への人口集中を是正して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、地方創生を重要政策の柱として地域活性化の取り組みが進められております。

国の、まち・ひと・しごと創生総合戦略では、2020年までの目標として、地方の若者の雇用を30万人確保し、若い世代の正規雇用労働者などの割合を、その他の年代と同水準とすることや、女性の就業率を77%に引き上げ、安心して結婚や出産、子育てができる社会の実現を目指しております。

うきは市におきましても、平成27年9月に、市議会の議決のもと、うきは市ルネッサンス戦略を策定し、具体的な施策・事業展開の中で、うきはの資源活用と新たな雇用の創出や、結婚から子育てを経て、生涯、夢を持ち生活することができる、うきは市を方針として、雇用の確保や

子育て環境の充実に努めているところであります。

例えば、その取り組み例として、結婚新生活支援事業があります。婚姻に伴う新生活を経済的に支援するため、国の地域少子化対策重点推進交付金を活用して、新婚世帯に住宅費や引っ越し費用の一部を助成し、婚姻による経済的負担を軽減する取り組みを行っております。また、結婚を前提とする出会いの場の創出、いわゆる婚活事業については、久留米広域市町村圏事務組合における広域事業として、本年度は4回実施することとしております。

これらの取り組み以外にも、住まい、結婚・子育て、仕事に関するさまざまな取り組みを複合的に行いながら、若者が、うきは市に住み続けたい、住んでみたいと思ってもらえる魅力の創出に、引き続き、最大限努力をしてまいりたいと考えております。

2点目が、市独自の子育て支援策についての御質問であります。人口減少、少子化が進行する、うきは市におきましては、地域の活力を維持するためにも、出生率の向上は重要な要素であると考えております。出生率を向上させるためには、子育てのための環境を整備することが不可欠であります。

現在、ゼロ歳から中学3年生までの医療費の助成、地域子育て支援センターの設置を初めとする、子育て家庭に対する育児支援等を実施しております。今年度からは、さらに、出産、子育てに関する新たな支援策を実施し、出生率の向上、うきは市への若者の定住につなげていきたいと考えております。

具体的な事業の取り組みといたしましては、平成30年5月からウッドスタートの取り組みを開始いたしました。市立図書館オープン当初から、市では生後10カ月児を対象に絵本をプレゼントするブックスタート事業を行っておりますが、今年度から新たに、生後1歳のお子さんに木製の知育玩具または木製の食器をプレゼントする、ウッドスタート事業を開始いたしました。

さらに、現在、任意の予防接種で接種を行う場合は、全額自己負担となっている、おたふく風邪とロタウイルスの予防接種費用について、今月から、うきは市が接種費用の全額を助成する取り組みを開始いたしました。福岡県内の状況を見ましても、これらの予防接種に対して助成を実施している市町村はまだ少ないのが現状でありますので、予防接種に対する、うきは市の支援は先進的取り組みではないかと考えております。

ウッドスタート事業——木製品のプレゼントにつきましては、広報うきはで、事業実施の目的、対象者について周知を行い、保健課が実施する12カ月児健診を受診された方に会場でお渡しをしております。新たに助成を開始した任意予防接種につきましても、乳児家庭全戸訪問時に案内したり、個別通知及び広報うきはで対象者への周知を行っております。また、本年度から、妊娠中に行う歯科健診、出産後2週目、1カ月目に行う産婦健診、生まれて3日目以内に行う新生児聴覚検査に対する費用助成を予定しております。これらの新規事業につきましても、制度内

容の周知に努めてまいる所存であります。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（9番 中野 義信君） 今、取り組んでおられますことを、るる説明をいただきました。

いろんな機関なり広報を通じて広く説明をしているというふうに思いますけれども、まだまだ皆さん方にはなかなか徹底がなされていないんじゃないかなというふうに思うところでございます。

うきは市の人口については——市の広報に載っておりましたが、4月末で、ついに2万9,962人となりましたということが出ておりました。3万人に対しまして38人の不足でありますし、世帯数につきましては、前年29年の4月が1万992世帯ということで、人口の減少は、昨年から1年間で488名減っておると。この人口減少が大変な今後の大きな課題であると、問題であるというふうに思うところでございます。

先日、浮羽中学校の入学式がありまして、出席をさせていただきました。122名の新生でございました。吉井中学校が、聞きますと136名ということで、合計で1年生入学が中学校で258名ということになるわけでございます。

私たちの息子の中学時代といいますか、そこら辺につきゃ、もう30年前になりますけれども、見てみますと、調べてみますと、浮羽中学校で321名という数字ですね。それから、吉井中学校で285名という数字が出ておったと思いますけれども、合計しますと600名を超しておると。ですから、現在と比較をしますと、やっぱり40%ぐらいになっておるということでございます。

御幸小学校の入学式にも行ってきましたが、またまたびっくりしました。姫治小学校とは統合いたしましたけれども、新生が何と45名ですね。全校生徒が394名ということでございました。かつては浮羽郡で一番のマンモス校と言われ、多いときには千二、三百人だというふうに聞いております。実にもう3分の1といいますか、これだけ子供さんがいないということでございますので、この数字を見まして、市長がどういうふうに思われているのか、そこら辺のところをお尋ねしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のように、ことし、5月1日現在で3万を切って、2万9,962人になったところであります。ちょうど13年前の合併時におきましては、平成17年に3万4,101名いらっしゃったわけですから、この13年間のうちに4,000人以上が減少したということでもあります。

私は、いつも答弁させていただいてますように、この人口動態というのは非常に大きな関心事でありますので、毎月毎月月末で、その人口動態のチェックをさせていただいております。そして、本当に残念なことに、ずっと伸び続けてた世帯数も今年度、初めて減少に転じたということでありまして、いよいよ、この少子化というか人口減少がもう待ったなしの喫緊の大きな課題に

なったということでもあります。

先ほど答弁させていただいてますように、最大限のいろんな施策を打っていると同時に、私自身、しっかりやっばり、特に将来を背負う高校生等にやっばりアピールをして、うきはのよさをしっかり、うきはの歴史とか文化とか、うきはのよさをしっかりわかっていただいて、やむを得ず、大学等で東京に行ったり福岡に行っても、卒業と同時に帰ってくるような施策をということで、先般、行政報告の中でも御説明しましたように、4月13日に浮羽究真館高校の新1年生全員を対象に、研修の中で1時間、時間をいただきまして講話をさせていただいて、うきはの自然であったり、歴史、文化について触れて、このうきはの魅力をしっかりとお伝えしたところでもあります。新高校1年生においては、いろいろこれから市外のお友達と交流する機会があるかと思うけれども、しっかり、うきはのよさをアピールできるような人になって、そして、あなたたちも、ぜひとも、またこのうきはで、しっかり頑張っしてほしいというような話をさせていただきました。

あるいは、今月12日なんですが、日田にあります昭和学園高等学校の皆さんが、うきは市内の福祉施設に実習生——1カ月以上の実習生でお見えになるということでもありますので、ちょっと私のほうから時間をとっていただきまして、このうきはの魅力をお話しして、しっかり、うきはのアピールをして、このうきはの地で福祉の施策に当たっていただきたいということをしつかりPRをさせていただいたところでもあります。

そういうことで、いろんな施策を打つと同時に、我々がいろんな機会を捉えて、このうきはの魅力を発信して、この人口減少を少しでも食い止めるにどうしたらいいのか、いろんな手を打っていききたいと、このように考えているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（9番 中野 義信君） 企業誘致によります働く場所の確保ですね、これはもう御存じのとおり、三春の工業団地に今1社来ておるといことになり、究真館高校のところですね、新しい団地の造成があつておるといようなことですが、そのための道路のアクセスとか、そういったものは確かに必要だといふふうに思いますけれども、一方、今度は企業側から見た場合は、やっばり進出してくるとには、一番大事なのは何かと考えたときに、私は労働力の確保じゃないかなといふふうに思うわけです。人口減少の中で働く人をいかに確保するか。毎回毎回、従業員募集では、こうチラシを見ますと、それでは将来に向かっての事業拡大というのは、なかなか難しいんじゃないかと。そういった意味で、いかに人口減少をとどめるかといふことだといふふうに私は思います。

平成27年の秋に——2年前ですか、国勢調査が行われています。国勢調査は5年ごとに行われますので、次は2020年——いわゆる平成32年ですかね、になりますが、年号が変わ

と思いますけれども、もう2年後に迫っていると。今、県議選が来年の4月に行われるということで、今までどおり、うきは市選挙区になるのか、それとも、ほかの区と合区するのか。前の新聞を見ますと、もう見出しに、うきは市選挙区合区対象ということで、27年度の結果、28年の当初にそういった数字が出ておったようでございます。

県の人口を見ますと510万人、ですから、それを県議定数の86人で割りますと約6万人に近い数字になるようでございます。5万9,335人ということで、やっぱり県の選挙区の定数によりますと、議員1人当たりの人口というのは、全体的な人口から割った——86人を割った数の半分以上おらなきゃならんということで、いわゆる3万人おらにゃいかんということでございますので、それも今、市長さんのほうで、いろいろ対応をさせていただいておるということでございますので、これが久留米となりに合区になりますと、やっぱり旧浮羽郡の意見が非常に届かないということになりますので、やっぱりどうしても、やっぱり3万人を目指して、もっともっとこだわって対応をお願いを申し上げたいなというふうに思うところでございます。

それから、あと、そういった企業誘致も大事ですけども、以前にも説明——質問したことがありますけれども、うきは市の職員ですね、現在何名かということと、そのうちに市内で住んでおる方が何名か、そこら辺のところをわかれば教えていただきたいなというふうに思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市長公室長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 楠原市長公室長。

○市長公室長（楠原 康成君） ただいまの御質問の、市内市外の職員数の内訳でございますが、平成30年4月1日時点で申し上げますと、職員数が239名、うち市内が181名、市外が58名という数字になっております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（9番 中野 義信君） やっぱり市民の間からは、やっぱり市の職員が、やっぱりそういった人口問題については、やっぱり一生懸命考えていただかないかんのじゃないかなと。やっぱり市を発展させるためには、やっぱり職員の力が非常に大事で。そやき、職員は、やっぱり労働者であると同時に、うきは市の各事業のリーダーといいますか、推進者ということであります。

そういったことから見ますと、なかなか、どこに住んでもいいわけですから、強制はできないということはわかります。わかりますけれども、こういった3万人という目標がありますので、市民の間からいうと、もう、そういったことに住んでもらえやいいじゃんのというふうに言われますが、そこら辺のところをもうちょっと、今まで、そのことにつきましては、市長として、どういうふうな対応をしてきたのか。ただ、もうそれは、住むとは自由なきということじゃなくて、

やっぱり職員に、やっぱり理解を求めるということも大事じゃないかなというふうに思いますので、そこら辺の取り組んできた内容、それから、そのことについてどう思うか、そこら辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 職員の採用に当たっては、地元採用も大きな課題であります。また将来を担う優秀な人材確保という視点もあります。あるいは、日本国憲法に居住権の保障がされておりますので、そういうことを総合的に勘案しながら適切に採用をさせていただいているということでもあります。

議員の御指摘を踏まえますと、ちょっと人口というよりも、相対的に、我々、今、職員の間でしっかり勉強をさせていただいていることをちょっと御紹介させていただきたいと思いますが、いつも申し上げますRESAS——地域経済分析システム、経済産業省が開発したビッグデータを活用して、うきは市の欠点は何だということをしっかり把握して、今、地方創生の取り組みをさせていただいております。よく経済の循環というのはGDPであらわすことができますが、三面等価の原則で、うきは市内で生産をされて、そして、その生産が個々人の所得にどう回って、その所得から支出がどうできるかという、生産、所得、支出というのがあります。

要は、うきは市の経済が活性化するためには、生産以上に外貨というか、域外から所得をプラスアルファ、つまり外貨を稼いで所得を膨らませて、そして、その所得の中で、域内で消費するというシステムが重要なんですが、今、年々、地方創生の取り組みの効果もあるとは思っているのですが、所得はふえてきておりますが、非常に、うきはの課題は、膨れ上がった所得を域内で消費をしてない、地域経済循環率が0.699ということで、他の自治体と比較しますと極端に低くて、3割以上が域外に消費されているということでもあります。この消費を域内消費に切りかえれば、必ずや生産に結びついてきます。つまり、うきはのGDPがふえるというのが、もう歴然としてますので、こういう、なかなか経済学について今まで触れてこなかったことを、市職員の中で、そういう説明をしています。そうすると、おのずから、そういう経済構造の中で、居住権というか、人口のあり方も職員自身が一つ一つ理解していける、理解していってもらえると、こういうふうに願っているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（9番 中野 義信君） 確かにそうですけれども、やっぱり、うきは市に住んでない理由というのはあるというふうに思います。ですから、やっぱりそれを一つ一つ潰していくことが、それが、うきは市のマイナスの部分であるということですから、逆に、そこを改善すれば、やっぱり職員も住むようになる、外からも入ってくると、そういったことになりやせんかなというふうに思うところでございますし、ブランド推進課については、地域おこし協力隊がいらっしやい

ますけれども、3年後には市内に住んでほしいと。起業なり就職を条件に活躍をされております。そういったことから、強制はできませんけれども、理解を深める、そういったことをぜひとも今後とも取り組んでいただきたい。そして、うきは市の発展のために、人口増加になるようなことを考えていっていただきたいというふうに思います。

時間の関係もありますものですから、最後に、かわせみホールと白壁ホールのことにつきまして質問をさせていただきます。

これにつきましても、もう、前回は申し上げました。その中で、市民からいろいろ聞かれますのは、非常に音響なり照明なりが悪い、それから、建物が老朽化しておるといようなことで、大体幾らぐらいかかるものというような市民からの意見がありましたものですから、12月のときに申し上げました。

市民ホール、いわゆる、かわせみホールが昭和56年にできておる。白壁ホールが昭和60年に建設されて4年しか違わないということで、なかなか市民ホールが非常に傷んでおるといことでございますけど、4年しか違わんのですからね、そんなにあるだろうかといことで、金額面を教えてくださいといことで出ましたけれども、前回の12月の質問のときには数字的なものがなかなか出てこなかったわけです。

私が言いたいのは、やっぱり、こういったことで1つにすると。うきは市の人口から見て、そういったホールというのは1つにするといことはわかりますし、検討委員会といひますか、対策委員会といひますか、そういった中でも、固定資産の対策委員会の中でも——行革推進委員会ですか、その中でも、そういったことがうたわれておりますので、そのことはわかるわけですが、その中でも、そういったことがうたわれておりますので、そのことはわかるわけですが、もう少し具体的に言っていたかんと、なかなかわからんわけですね。ですから、そういったことを、金額的な問題、そこら辺につきまして、一応、前回、見積もりはとったのかといことで出しておりましたものですから、そのことにつきましてお尋ねしたいというふうに思います。ここにいろいろ書いておりますけれども、読みますと長くなりますし、時間もありませんものですから、一応答弁をお願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、かわせみホールと白壁ホールについて、両施設の長寿命化の御質問をいただきました。

かわせみホールと白壁ホールの管理に関しましては、うきは市公共施設等総合管理計画の中で、白壁ホールにつきましては長寿命化を図り、かわせみホールにつきましては、ステージの利用制限と、一部転用を含めた施設の有効活用を検討するという方針を示しているところでございます。この計画に基づき、現在、運用を行っておりますが、かわせみホール内研修室につきましては、ホールと一体化していた空調を単独で使用できるよう改修を行い、これまでどおり、多くの市民

の皆様は御利用をいただいているところでございます。

議員御提案の、当面、両施設の長寿命化を図るべきではないかということに関しましては、議員御承知のとおり、平成26年の行政改革推進委員会からの、1つの施設に集約するのが適当であり、維持する施設として白壁ホールが適当であるとの答申を踏まえ、うきは市公共施設等総合管理計画を策定し、平成29年3月議会で御承認をいただいたところでございます。

ホールの設備改修の見積もりでございますが、平成30年度予算特別委員会で議員の皆様から、各設備の見積もりを知りたいとの御質問をいただいていたところであります。30年以上経過しているため、故障した場合に交換品がなく、機器取りかえの見積額となっております。音響につきましては、舞台音響設備が3,200万円、舞台機構設備が4,330万円、照明につきましては、舞台照明設備1億1,300万円でございます。いずれにしても、設備の改修費用や両ホールの維持となると、財政上、非常に厳しいと考えているところであり、うきは市公共施設等総合管理計画に沿って活用を図ってまいりたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（9番 中野 義信君） 数字的には初めて聞かせていただきました。やっぱり行革委員会については、私はこれを否定するものではございませんけれども、委員会での答申の中では、答申については最大限尊重し、整備計画及び市政に反映させること。それから、5番目には、統廃合の実施については、利用者、地元、その他関係者の理解を得て、行政の信頼を失わないように努めることということになっております。

それで、私が言いたいのは、まだまだそういった理解を深める、そういったことをやってないんじゃないかなというふうに思うところでございます。

昨年28年と29年の、それぞれの利用者数を担当者のほうに聞いてみましたら、かわせみホールにつきましては、28年が、利用回数が1,234、それから29年が1,432と。利用者数については、5万8,049人が、29年は4万3,668人ということで、これは制限をしてきておりますから、そういった減っておるということだというふうに思います。

白壁ホールにつきましては、28年度が929回——利用回数ですね、利用者数が4万1,360人、29年が、白壁ホールについては1,015——利用回数、それから利用者数が3万7,318ということで、両施設とも利用者数については減っておるようでございます。

そういったことで、行革委員会の答申を尊重しなければならないということはわかりますけれども、どうも説明を聞きますと、非常に年数がたって、そして経年劣化ということで老朽化しておると。ですから、非常に費用がかかりますよと。ただ、何か、そういうことの説明だけで終わっておるような気がいたします、そういった委員の方にも尋ねましたがですね。ですから、もうちょっと今のように具体的に説明をしてほしかったというふうに思うところでございますので、や

っぱり今後とも、1つにするということはわかります。しかしながら、もっともっと利用者なり地元なり、そういったところの理解を得るということも大事ですから、そこら辺のところにつきまして、特段の御指導なりをお願いしたいなというふうに思うところでございます。

どうも話を聞きますと、今、吉井には生涯学習センターができておりますが、浮羽町民から言わせますと、何でんかんでん吉井にあるのというような意見もありますから、そういったことを踏まえまして、今後については十分慎重に進めてもらいたいというようなことを思うわけでございますので、それを申し上げまして、私からの質問を終わらせていただきたいと思います。十分そこら辺については検討いただきますよう、お願いいたします。

これで私からの質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（櫛川 正男君） これで、9番、中野義信議員の質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 次に、5番、竹永茂美議員の発言を許します。5番、竹永茂美議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 私は今回の市会議員選挙に、わくわく生き生き笑顔のまちづくりをスローガンに取り組み、多くの市民からの支持を受けて、この場に立つことができました。また、きょう参加されてます新人議員を含む議員さんたちも、うきは市のまちづくり、子育て、若者の定住、お年寄りが安心して暮らせるまちづくりなど、同じように訴えられてきたのではないかなと思っております。

私は今まで36年の教職の経験をもとに、子供が安心できるまちづくり、若者が住みやすいまちづくり、お年寄りが暮らしやすいまちづくりについて、以下の点を市長並びに教育長に、取り組みの成果と課題を伺っていきたいと思っております。

まず1点目に、うきは市に住む全ての子供が夢を持ち続け、安全で安心した生活ができるため、子供が安心できるまちづくりについてお伺いしたいと思います。

その中の1点目ですが、うきは市における子供の貧困率と、その対策について、子どもの貧困対策の推進に関する法律、子どもの貧困対策に関する大綱に基づいてお伺いしたいと思います。また、これに関して、教育条件拡充の1つとし、うきは市独自の奨学金創設について伺いたいと思います。

2点目、安心して子育てができる支援策として、現行、行われています学童保育所の現状と課題を伺います。

3点目、子供の通学路の安全策について、学校保健安全法第27条には、このように書かれています。「学校設置者は、児童生徒の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等により、児童生徒等に生ずる危険を防止し」ということがあります。

お配りの資料をごらんください。執行部と議員さんたちと傍聴者に配っている分がこれです。

これは、国道210号、扇島の信号機の通学の様子です。左側2つは、6月に私が交通指導というか、一緒に立って撮ったものです。右側は6月8日、雨の日だったので、1年生のお父さんが、この日も1年生の子供を連れて、傘を差して来てありました。このような状況があります。

それから、下のほうは、県道の警察署からカントリーエレベーターに向かう、河童橋南側通学路の写真です。ここは通学路になっておりますけれども、北側、カントリーエレベーターの信号機までが約250メートル、反対に保健所前——今、信号機の名前が変わっておりますが、旧保健所前の信号機まで200メートルあり、横断歩道のラインがありません。このような状況があります。昨年度の実績と本年度の取り組みをお伺いしたいと思います。

4点目、小学校の冷房化につきましては、先ほど中野議員のほうが大変詳しく質問され、答弁いただきましたので、その辺は少し割愛したいと思います。その点について2点お尋ねしたいと思います。

まず、8校の予算を2億円、1,000万円、314万円と言われましたが、トータルで一体幾らなのか。それから、それに関する、ふるさと創生基金が幾らあるのかということをお尋ねしたいと思います。

また、子供の教育に当たる教職員につきましては、労働安全衛生法第22条、「事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない」として、2番、高温、低温云々ということが書いてあります。また、第23条には、事業者は、「換気、採光、照明、保温、防湿、休養、避難及び清潔に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持のため必要な措置を講じなければならない」ということで、これは守らなければならない義務となっておるところです。

以上の点につきまして、まず、市長並びに教育長の答弁をお願いいたします。

○議長（**櫛川 正男君**） 答弁、高木市長。

○市長（**高木 典雄君**） ただいま、子供が安心できるまちづくりについて大きく4点の御質問をいただいております。通告に沿って答弁をさせていただきますが、3点目と4点目については、この後、教育長から答弁をさせます。

まず、1点目が、うきは市における子供の貧困率と、その対策、さらには、うきは市独自の奨学金制度についての御質問をいただいております。

国民生活基礎調査によりますと、国の相対的貧困率は、平成27年では15.6%で、これらの世帯で暮らす17歳以下の子供の貧困率は13.9%となっております。また、子供がいる現役世帯のうち、大人が1人の世帯の貧困率は50.8%となっており、大人が2人以上いる世帯の貧困率10.7%と比べて非常に高い水準となっており、就学援助を受けてる小学生、中学生の割合も高くなっているところでもあります。

うきは市の就学援助を受けてる小学生、中学生の割合は11%から12%で推移しております。うきは市の保護率は0.15%で横ばいとなっており、これは県全体の約0.26%と比較すると低くなっております。ひとり親世帯は300世帯前後で推移をしております。

子どもの貧困対策の推進に関する法律は、「貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図る」ため、「子どもの貧困対策を総合的に推進すること」を目的としています。子供の将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現し、国及び地方公共団体の関係機関相互の連携のもとに総合的に支援することとして、子どもの貧困対策に関する大綱が平成26年8月29日に閣議決定され、子供の貧困対策の施策として、教育支援、生活支援、保護者への就労支援、経済的支援を定めております。

うきは市の子供の貧困率の算出はしておりませんが、ひとり親医療、生活困窮者自立支援事業の学習支援、保育料の減免制度、児童扶養手当、就学支援等の取り組みを行っております。さらに、平成29年3月に国の地域子供の未来応援交付金を活用し、うきは市子どもの未来応援地域ネットワーク形成支援事業実施計画を策定いたしました。計画の策定に当たっては、平成28年度に、子供、家庭が抱える問題について実態調査を行い、整理、分析を行いました。平成29年4月から、子供の貧困対策として、子どもの未来応援地域ネットワーク形成支援事業の取り組みを開始しております。

奨学金制度につきましては、うきは市では独自の奨学金制度は現在設けておりません。高校進学においては、公益財団法人福岡県教育文化奨学財団が実施する奨学事業について、予約、募集の取りまとめを行っております。また、鳥越繁喜氏の善意を受けて、昭和41年から鳥越繁喜奨学会を設けて奨学支援の給付を行っております。

平成30年度文部科学省予算は、大学生を対象とした奨学金事業のうち、平成29年度に創設した返済不要の給付型奨学金には105億円を計上し、約2万2,800人を対象に月2万円から4万円を支給、また、無利子奨学金も貸与枠を新たに4万4,000人分ふやすほか、国立・私立大学の授業料減免措置を拡充するとともに、希望する人が家庭の経済事情にかかわらず高等教育を受けられる環境整備を進めていくとしております。

また、近隣市町村で独自に行っている大学奨学金制度としては、貸与型奨学金を朝倉市、大川市が実施しております。なお、大川市では、大学生に貸与した奨学金を卒業後3年間、大川市に在住すれば返還を免除する取り組みが行われております。

うきは市の奨学金制度につきましては、今後、国・県の施策の動向、近隣市町村の状況を踏まえて検討してまいりたいと思っております。

2点目が、学童保育所の現状と課題についての御質問であります。現在、放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育所につきましては、うきは市放課後児童健全育成事業の設備及び運営

に関する基準を定める条例に基づき運営をしております。平成30年度では、9小学校区に対し、学童保育所が8クラブ、小学校児童数1,563名に対し、学童保育所登録者は、通年登録者が261名、長期休暇時のみの登録者が64名の計325名が登録されております。

8クラブの内容は、保護者が運営する公設民営のクラブが4クラブ、今年度から民間事業者へ委託した公設民営のクラブが3クラブ、社会福祉法人が運営する民設民営が1クラブとなっております。各学童保育所には、市・県及び国の基準に基づいた補助金を委託料として支払っており、その委託料と保護者から徴収する保育料によって運営をいただいております。

学童保育所の課題としましては、第1に支援員の確保及び処遇改善、第2に面積基準の確保、第3に保護者会運営の保護者負担の軽減があります。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 通告に従いまして答弁させていただきます。

3点目の子供の通学路の安全策について、昨年度の実績と今年度の取り組みについての御質問でございますが、うきは市では、小学校の通学路の安全確保を図るために、うきは警察署、国土交通省九州地方整備局福岡国道事務所、福岡県久留米県土整備事務所、うきは市の学校教育課、住環境建設課、各小学校長から成る通学路安全推進会議を設置しております。この会議は、2年ごとに各小学校から通学路の危険箇所の報告を受け、集約し、通学路の安全確保に向けた取り組みを行うために、平成29年8月に、うきは市通学路交通安全プログラムを策定しています。このプログラムに基づき、関係機関が連携して情報の共有、合同点検を行い、児童・生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っています。

平成29年度中に行ったものは、御幸小学校の市道朝田・一ノ瀬線の一の瀬地区に、交通量が多く、路側線の幅が狭かったので路側線設置、市道辻屋敷・重定線の、うきは市民センターから県道八女香春線までの間に路側帯のカラー舗装設置。姫治小学校では、県道朝田日田線の新川地区の路側線の白線が消えかかっていたので、通学路の路面表示及び落石の危険がある箇所に落石注意看板設置。大石小学校では、市道下の川・糸丸線の県道八女香春線への出口付近に、以前、横断歩道があったが、道路の補修時なくなっていたので横断歩道再設置。山春小学校では、国道210号の山北地区の歩道のグレーチングが滑って危険であったので滑りどめゴム設置。市道大野原・原口線の道路端の側溝が、大雨が降ると、道との境がわからなくなるので、ふたつき側溝の一部設置。吉井小学校では、県道甘木吉井線の国道の上町信号から入る道は、道幅が狭く、交通量も多く危険であるので、通学路をゾーン30の西鉄バス吉井営業所横の道に変更。千年小学校では、県道保木吉井線の若宮神社東側に歩道がなく、交通量も多いので、学校PTAで見守り対策。国道210号バイパスの徳丸地区は、横断歩道を渡るのに危険なので、路面標示及び横断歩道の引き直し。国道210号バイパスのセブンイレブン横の交差点は、横断歩道はあるが危険

なので、学校・PTAで見守り対策。江南小学校では、市道若宮・中島第1線の新治地区には、路側帯がなく危険なので路側帯設置。市道生葉・江南線の生葉地区は、横断歩道はあるが危険なので停止線を2カ所に設置を行っております。

また、平成30年度は、御幸小学校では、市道辻屋敷・重定線に、29年度未整備部分の路側帯のカラー舗装設置。山春小学校では、市道大野原・原口線に、29年度未設置分の、ふたつき側溝の設置。吉井小学校では、市道中町・続線の中町交差点入り口は、道幅が狭く、人が通行する路側帯が明確でないので、路側線設置及び横断歩道の引き直し。千年小学校では、市道牛田・屋敷線の末永地区付近は、久大線の踏み切り、線路内に子供が入る危険性があるので防護柵設置。県道保木吉井線、千年家横の交差点の横断歩道の引き直し及び路側帯のカラー舗装設置を計画いたしております。

4点目の、小学校の冷房化についての御質問ですが、先ほど中野議員の御質問で答弁したとおり、快適な学習環境を整え、児童が意欲を持って学べる環境整備と熱中症予防などの健康面の対策として、現在、平成31年度学校施設環境改善交付金の補助金要望を文部科学省へ提出しております。この学校施設環境改善交付金の採択を受けましたら、この交付金を活用し、市内の全小学校8校の普通教室に空調設備を設置してまいりたいと考えています。また、このことによって、教職員の職場環境の改善にもなると考えています。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 私の質問が少し悪かったようですが、先ほど中野議員に対する回答で、8校の空調設備の費用の合計は幾らですかということをお尋ねしましたので、その点をお尋ねしますが、それに関して、次の関連して質問をしたいと思います。

先ほど見せました資料で、執行部並びに議員さん方には裏面があるのですが、傍聴者の皆さん方には裏面がありません。私の資料の裏面には、こういうものをつけていくはずでした。なぜかといいますと、これは平成29年度小学校温度調査表、先ほど中野議員も言われましたが、これをもとにしていきますと、教育長にお尋ねしますが、千年、吉井、福富、江南、小塩、姫治、妹川、山春、大石、御幸とありますが、53日間調査された中で、それぞれの学校が28度を超えている日数と最高気温について教えていただきたいと思います。

それから、市長への質問ですが、昨年10月26日、これ、御存じですよね。うきは市、母と女性教職員の会と市長さんと語る会というのが実施されております。その中の1つの資料としまして、小学校の記事があります。「汗でプリントが破れましたと子供たちが言うほど、教室は朝から暑いです。低学年の子供たちは余りの暑さに機嫌が悪くなります。学習もなかなか頭に入りません。予算の関係もあると思いますが、ぜひ小学校にもエアコンの設置をお願いします」。これは御幸小学校からも出ております。このことを受けて、市当局として、あるいは教育委員会と

して——この調査については教育委員会になると思いますが、教育委員会ですね、6人でした、委員会として、どのような論議がなされ、どのような方針が出されたのか。また、これを受けて校長会で、どのような論議がなされ、どのような指導をされたのか質問したいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 何点かございました。

まず、予算が幾らかということは、先ほど中野議員の御質問でお答えしたとおりでございますが、小学校全8校分の設備費につきましては、概算では、工事費（「総額を教えて、8校の総額」と呼ぶ者あり）ですから、工事費の総額が2億4,020万円、設計監理委託費が1,000万円、電気料が年間314万円の予定でございます。（発言する者あり）2億5,334万円でございますかね。ちょっと後で正確には課長のほうから、はい。（発言する者あり）

この温度調査につきましては、学校のほうに——先ほど中野議員からも御指摘がございましたが、学校が、きちとはかっていただきたいということが御指摘ございました。ことし4月に、先ほど申し上げました、基準が変わりましたこともありましたので、その変わった基準の資料等もあわせて、校長のほうに再度、温度をはかるということを指示したところでございます。

そういった中で、様子見ておりましたが、やはり正確に求めるべきだということを思いまして、現在、教育委員会のほうで、学校によって書式が違いましたので、もう、これを教育委員会のほうでそろえさせていただこうということで、今、書式の準備をいたしております。そういったところで対応しているところでございます。

それから、校長会のほうの論議をということでございました。この温度調査表を明示して論議をしたということはありませんが、PTA、それから校長会が一緒になって、市長や教育長のほうに要望する機会がございます。そういった折に、空調につきまして御要望をいただいているところでございます。

教育委員会の中では、中学校のほうの空調等を設置しました。また、その中で、全ての学校に、教育委員さん、学校訪問行っていただいておりますので、そういった中で実際、状況というのをしっかり把握していただいているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 温度の、28度以上の日数の。わかりますか。

○教育長（麻生 秀喜君） 課長に答弁させます。

○議長（櫛川 正男君） 権藤学校教育課長。

○学校教育課長（権藤 精二君） 29年度の温度調査をしたところの報告をいたします。

各学校の1カ所、一番暑いところをという形で設定していただきました。それで、6月1日から9月29日までの出校日の測定になります。こちらのほうで、千年小学校のほうで28度を超

える日が50日。全出校日が54日になります。50日。吉井が45日。福富が37日。江南が23日。小塩のほうが17日。姫治が13日。妹川が6日。山春が25日。大石が31日。御幸が32日となっております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 最高気温は。

○議長（櫛川 正男君） 権藤学校教育課長。

○学校教育課長（権藤 精二君） 最高気温は、千年小学校の37度、8月4日が最高気温となっております。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） やはり、こういう調査をされたら、教育委員会のやはり責任できちんと論議し、そのことを市当局へ上げていただきたいと思います。また、市長は答弁をされませんでしたでしたが、学校設置者は、今は市長さんですね。であれば、「学校設置者は」という形で学校保健安全法があるわけですから、それに対する答弁を私としては求めますので、設置者としての答弁をお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 小学校の空調設備については、先ほどから教育長が何度も説明されているように、ただいま、文部科学省のほうに平成31年度の要望として学校施設環境改善交付金の補助申請、補助採択の要望をさせていただいておりますので、ぜひ、そちらのほうに設置者として力を注いでいきたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 時間がかかり来ましたが、学校設置者の責任として文科省に要望されることは、それは構いませんけれども、やはり、ふるさと納税の基金とかあるわけですから、中野議員も言われましたように、ぜひ早急をお願いしたいと思っております。

先日のNHKのニュースを見ておりましたら、天気予報の長期予報が出ておりましたけれども、7月は暑いということがもうわかっているわけです。わかっている状態で放置するということは、これは行政の不作为と言わざるを得ません。それから、4点目で言いましたように、そこで働く私たち教職員について言えば、労働安全衛生法に「講じなければならない」という法律違反の状態ということも言えるわけです。その点については、ただ文科省に補助金申請してますでは、余りにもひどいのではないかなというふうに思っております。子供たちが快適な環境で学習し、また、そこで働く先生たちが快適な環境の中で授業ができるようお願いしたいと思っております。

それから、ちょっと話戻るんですが、先ほど資料にも見せました、扇島信号機と、かっぱ橋の

件につきましては、教育長さんの答弁では入ってなかったような気がするんですが、その資料の写真を見ていただいて、市長はどのようにお考えになるのか、回答をお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 設置者としてであります、うきは市の将来を担う子供の教育環境の整備というのは非常に重要だと認識をしております。一方、議会からも議員の皆さんから、たびたび御指摘をいただいているのが、厳しい財政事情にある、うきは市の行財政運営も厳しく議員の皆さんから御指摘をいただいております。そういうバランスの中で最大限の対策をしているということを御理解をいただきたいと思えます。

通学路の個別路線については、住環境建設課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 江島住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 資料のほうの扇島の交差点、あるいは、かっぱ橋のところの横断歩道の設置でございます。

具体的に、扇島の交差点の付近の横断歩道の設置につきましては、国道210号に接道する歩道の設置というふうなことで考えられます。横断歩道といいますが、これ、横断歩道がありません、歩行者だまりが必要ではないかというふうな推察されるところでありまして、この件につきましては、以前、地権者のほうの御相談を申し上げたところでもございましたけれども、今のところ、地権者からのほうの土地に対する提供というのが今はなされていないところでございます。

それから、かっぱ橋のところの横断歩道につきましては、これは警察のほうで所管する横断歩道の公安委員会の案件でございますので、まさしく、この写真からいきますと、横断歩道については必要な部分であるかと思えます。当然、交通安全プログラムのほうで、学校側のほうからの要望というのが前提にはなりますけれども、子供の安全性から見ますと、早急に必要ではないかというふうな案件でございますので、教育委員会あるいは警察のほうと協議を進めながら対応をしてみたいというふうな思うところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 土地の扇島のほうの信号につきましては、先ほど言いました歩行者だまりと申しますか、そういう件で、地権者のほうにお願いすれば、このフェンスを下げただけのことについては何か前向きな話があるように伺っておりますので、その点を再確認して進んでいきたい——お願いしたいと思えます。

それから、下の、河童橋の件につきましては、先ほど言いました、いろんなプログラムがあって、取り組んではいますということでしたけれども、やはり気づいた人が、危ないところは予防的に、やはり上げて進むべきではないかなというふうに思えます。

この写真を撮りまして、わかりますように、1日、10日、20日につきましては、小学校の

PTAの方、地域の方、それから、もちろん警察の方も取り組んでいただいているところです。本当に子供が安全で安心に暮らせるようにお願いして、この写真の資料につきましては、また9月議会でお尋ねしますので、進捗するようにお願いしたいと思います。

続きまして、時間がかかり落ちましたが、2点目の件についてお尋ねしたいと思います。

若者が住みやすいまちづくりということで、急速に進む少子化に歯どめをし、うきは市の活性化に向けた、若者が住みやすいまちづくりについてお尋ねしたいと思います。

先ほど市長は、人口が合併以来4,000人以上減りましたということが述べられました。ところが、ここ4年間で人口が約5,000人——3,500人から5,000人ふえている市があります。それは兵庫県の明石市です。じゃあ、なぜ明石市がそんなに人口がふえているかといいますと、子育てに重点を置いているからです。これは明石市の広報ですが、ちっちゃくて本当申しわけないんですけど、ここに人口の動態とか書いてあります。その中に、待機児童解消へ本気の取り組み進行中というところで、①、②、③という取り組みが具体的に書いてあるわけです。したがって、このように、いろいろな取り組みをしていけば、人口減に歯どめがかかるということです。

そこで、1点目、ここ4年間の若者の定住、移住、起業、就労などの取り組みと成果を伺います。

それから、2点目、これは1番と関連しますが、うきは市協働のまちづくり基本条例を踏まえた、若者の考え方や要望を聞くための機会——チャンスということですが、18歳会議——仮称ではありますが、若者会議等の開催の予定があるかどうかお伺いします。

3点目、若者が働きやすい環境づくり、健康増進策についてということで、今回は、私が教職員の出身ですので、今回は教職員の働き方についてお尋ねいたします。文科省も県も、学校における働き方改革について、いろいろな答申や方針を出しております。その点について、服務監督者である教育委員会並びに勤務時間管理者の校長会への取り組みについてお伺いしたいと思います。答弁をお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、若者が住みやすいまちづくりについて大きく3点の御質問をいただきました。3点目につきましては、この後、教育長から答弁をさせます。

1点目が、4年間の若者の移住、定住、起業、就労等の取り組みについての御質問であります。うきは市では平成27年9月に、うきは市ルネッサンス戦略を策定し、現在4年目を迎えております。同戦略の人口ビジョンで示すとおり、うきは市でも過去から人口減少が続いており、今後も引き続き減少していくことが見込まれます。そのため、本市では、国の地方創生にかかわる交付金を活用し、人口減少の抑制及び地域活性化事業に取り組んでいるところであります。特

に、移住、定住、起業、就労につきましては、平成27年度に、うきはブランド推進課を新設し、体制を充実するとともに、地域おこし協力隊員を積極的に採用するなどして着実に取り組んできたところであります。

具体的には、福岡県や久留米市と連携して、うきは市と久留米市の両市に立地する新工業団地の造成や、三春工業団地への企業の誘致のほか、うきはビジネスカフェ——通称U-B i Cと申し上げてますが、この整備による創業支援と移住・定住支援の充実並びに農業生産法人レインボーファームの設立による新たな農業経営者の育成、地域総合商社の設置による域内商品の販売強化などがあります。

また、その成果として、創業支援の相談件数は、平成27年度から平成29年度までの3年間で341件の相談があり、35名の創業者を輩出しております。さらに、平成29年11月から始めた無料職業紹介所には、平成30年5月までに、求人、求職合わせて336名の来館相談があり、うち18名の就職決定者を出しております。

一方、課題としましては、こうした取り組みの成果がしっかりとあらわれるのには時間が必要であります。申し述べましたとおり、多くの取り組みを行っておりますが、市民の所得や市内経済循環率を向上させるには、しばらく時間を要します。息の長い取り組みが必要ですので、引き続き、町の活性化のため、地方創生の取り組みを含めた幾つものプロジェクトを進めて、一つ一つ成果を上げていきたいと考えています。

2点目が、若者の考えや要望を聞く機会づくりについての御質問であります。平成19年に制定された、うきは市協働のまちづくり基本条例の第10条では、青少年の参加として、「市民と市は、青少年がそれぞれの年齢にふさわしい形でまちづくりに参加できるよう配慮しなければならない」と定めております。小・中学生が挨拶活動や子供会等のボランティア活動で、まちづくり、地域づくりにかかわっていますが、高校生や20歳代の若い人の具体的なまちづくりへの参加は弱いと言わざるを得ません。

なお、18歳選挙権導入を受け、私自身、浮羽究真館高校の生徒の皆さんに、うきは市が取り組んでいる地域おこしや、うきはテロワール、あるいは歴史・文化について講演等を行い、意見交換を行うことで、政治参加や、まちづくりへの理解と協力をお願いしているところであります。

議員御提案の18歳会議は、その趣旨については大変重要なことと思いますが、対象者や方法等、検討すべきことも多く、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 3点目の教職員の働き方改革取組指針にかかわる、教育委員会、校長の取り組みについての御質問でございますが、平成30年3月に福岡県教育委員会作成の教職員の働き方改革取組指針を踏まえ、市教育委員会では6月から全ての学校にタイムカードの導入を

試行し、校長による、教職員の勤務時間の把握に取り組んでいます。今後、さらに長期休業中の学校閉庁日の設定等の施策を検討してまいります。また、教職員の業務の効率化を図るために、校務支援システムなどICT活用を図ってまいります。

また、中学校では、部活動における教職員の負担軽減のみならず、生徒の健全な成長を促す観点から、国のスポーツ庁作成の運動部活動のあり方に関する総合的なガイドラインが平成30年3月に示されています。そこで、市内の中学校では、部活動を適切に運営するための体制整備として、今年度は昨年度よりも外部指導者を増員しています。今後、地域や学校の実態を踏まえ、部活動休養日の設定、活動時間の見直しなどを進めてまいります。

以上のような施策を各学校の校長と市教育委員会とで十分に合議しながら、校長のリーダーシップのもと、教職員の長時間勤務の改善に努めます。

なお、本年度から各学校において、保健委員会と兼ねて衛生委員会を設置しており、学校経営要綱に明記するとともに、教職員の心身の健康維持の取り組みを行ってまいります。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 追加で質問をします。

1点目の定住促進につきましては、このような案件がありました。私の知人の息子さんですが、うきは市で喫茶店を開きたいということで、市並びに商工会に相談されたんですけど、それに該当するメニューはありませんと。それで、自己資金1,000万円をかけてつくられております。じゃあ、1,000万円のその借金を幾ら——何年ぐらいで返す予定ですかといたら、やっぱり10年ぐらいかかるだろうなという状況があります。

また、私の教え子の中にミニトマトづくりを始め——もう何年かになるんですが、今回、新しいハウスをつくらうと思ったら6,000万円かかりますと。2分の1はJAの補助等ということですけども、3,000万円はかかるような状況です。そのミニトマトのしてる教え子が障害者を雇用したいということで相談したところ、集団的な、いわゆるハローワーク等を通してのものじゃないといけないということでありました。

それから、イチゴ農家というか、を始めたいという教え子もいるんですが、その子は今のところ子育てが忙しいので、あと三、四年かかると。

全て何かミスマッチじゃないかなという気がするんですね。やる気があって、今うきはで頑張っている若者たちです。ですから、そういう人たちに対する、やっぱり支援がもっときめ細やかになされたらいいのじゃないかなと思いますし、そういった意見を、いろんな計画をつくられるときに、ぜひ、やっぱり20代、30代、40代、もちろん10代を含めて、そこで話をされると、そういう意見が反映されるのではないかというふうに考えております。ぜひ取り組みをお願いしたいと思います。

それから、2点目に、協働のまちづくりの基本計画の中で言われました。歴史、文化を発信したいということです。悪いとは言いませんけども、歴史、文化を発信されるときは、ぜひ専門家の御意見を聞いていただきたいと思います。いろいろ発信されている内容を見ますと、ちょっと今、小学校では、こういう言葉を使ってないよとか、こういう仕組みじゃなかったよということを、授業で教えているのと乖離があるような気がいたします。

先ほど明石市の例を挙げましたけれども、明石市のこの広報市政だよりは、実は、子供レポーターを募集しますというのがあります。子供ですから、若者のちょっと手前になるかもしれませんが、じゃあ、どういうことを本年度、募集要項にあるかということ、明石市の動物センターとはどんなところ、明石市の空襲に学ぶ、火災現場で活躍する消防士、そういうテーマで子供レポーターを求めているそうです。そうしますと、それに子供たちが、あるいは若者が、この市政だよりは意見を書いたり感想を書いたりということになると、やはり自分たちがまちづくりにかかわっているんだと、あるいは自分たちの考えが生かされているんだということで、若者の定住促進につながるのではないかなというふうに思いますので、御検討ください。

それから、最後の働き方改革ですが、ちらっと述べられたんですが、ここに大刀洗町、学校における働き方改革及び部活動にかかわる指針ということで、本年度4月1日付で大刀洗町教育委員会から出されております。内容を読みますと、学校閉庁日、8月12日から16日5日間、冬期休業日12月28日及び1月4日2日間ということが述べてあります。それから、5時以降は、各学校は留守番電話にしますと。だから、留守番電話はどこが受けるかということ、町役場の代表番号だそうです。

それから、これは小郡市で5月7日に出された分で、大体似たような内容ですけども、近隣の市町村ではもう既にこういうことを出して、保護者、市民の皆さんへ働きかけをしております。それに比べると、やっぱり若干歩みが遅いのではないかなというふうに思いますので、取り組み方をお願いします。

ただ、学校の先生方に、現場の先生方に聞きますと、部活も頑張っているんだけど、やっぱり定数増をしてほしいと。そうすれば、今抱えている問題、子供の問題も幾つか解決されるというふうになりました。

それから、まさかとは思いますが、今6月のタイムレコーダーを試行実施されていますが、例えば29分間残業した場合、累積統計をゼロとか、あるいは59分残業せざるを得なかった場合は30分という、何か統計にされているような話も聞くんですが、そういうことはないんじゃないかなと思いますが、教育長さん、どのようなタイムレコーダーの試行実施の要綱があるのか、簡潔にお願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、3点ほど追加の御質問をいただきました。

まず、新規就農に関するありがたい御質問をいただきました。うきはの地でミニトマトとかイチゴを生産したいというような話がありますが、もう本当にありがたい話でございますので、ぜひそういう話があったら、所管のほうにぜひつないでいただければと思います。

今、内閣府がいろんな国民調査をしている中で、着実に田園回帰志向というか、東京生まれ東京育ちの方が地方へ移住したいという動きが出てきております。この中には、直接農作業に携わりたいという人とか、あるいは加工品というか6次産業にかかわりたいとか、あるいは農村の自然の中で生活をしたい、いろんなパターンがありますが、前者の農業に携わりたいという方につきましては、単なる憧れで来て、実際やってみて長続きしないというケースもありますので、いつも御答弁させていただいていますように、JAにじさんとレインボーファームを設立させていただいて、そこで就農支援をさせていただいて、確実にひとり立ちできるということで送り出すような、そういうシステムなんかもやらせていただいておりますので、ぜひまた所管に御相談をいただければと思います。ありがたい御指摘だと思います。

2点目が、今しきりに、うきはの歴史とか文化とか、うきは市の自然的環境みたいなことをしっかり子供たちにアピールすべきいろんな機会を捉えてやらせていただいております。もっと専門家と調整をしてやったらというお話なんです、私たちが取り組んでいるのは、なぜか小学校、中学校で日本史とか世界史は習うけれども、一番肝心の、うきはの歴史について、なかなかそのところが弱いのではないかと。私たちの狙いは、やはり小学校、中学校時代に、いい思い出、そして、うきはの地勢とか地層、地質、うきはの自然環境が、こんなもんだ、こんなにすばらしいんだと、あるいは歴史も深いんだということをしっかりこの時代に頭にインプットして、場合によって東京の大学に行かなくてはいけなときには、やはり小さいときに学んだ地域の歴史に憧れてまた戻ってくるような、そういうことを意図して、しきりに今そういう呼びかけをさせていただいておりますので、また何か我々の取り組みでおかしいところがあれば、具体的にこういふとだということで御指摘いただければと思います。

そして、3点目が、教育現場での働き方改革については、教育長より答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 働き方改革につきましての、うきは市の取り組み。

まず、議員が、遅いのではないかと御指摘がございました。私は働き方改革を見据えて、うきは市のICT——校務支援システムをすばらしく充実させております。これは県内でもトップクラスだと思っております。このことによりまして、先生方が、通知表、いろいろ成績表、そういったものの作成が非常にスムーズにしております。そういった取り組みを2年ぐらい前から既にやっております。

私が、先ほど言われた指針、そういったものも今、検討しておりますが、なぜそのタイムカードも6月1日からの試行としたのかとか、去年、吉井小と吉井中でも試行をしているのにか、いろいろ御疑問があるかと思うんですけど、今回の働き方改革で教育委員会として一番間違えたらいかんのは、例えば部活動を一生懸命頑張っていたいでいる先生がおるわけですね。あるいは、教材研究を一生懸命頑張っていたいでいる先生がいる。じゃあ、そういった先生方のモチベーションを下げずに、いかに長時間勤務を改善するかというところが一番、私が悩んでいるところでもあります。ですから、今言われたような形の指針を出すにしても、もう既に市P連の役員会の御挨拶の中等では、こういった方針でまいりますということも挨拶させていただいておりますし、そういった先生方のモチベーションを下げないようにしながら丁寧にやっていくために今、6月1日からのタイムカード試行をしているところでございます。タイムカードにつきまして課題があれば、当然改善してまいりたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 市長さんの答弁につきましては、また今後、一緒にやっていきたいなと思っております。

では、教育長さんの答弁につきましては、若干ひっかかるところがありますので、再度質問いたします。

総括健康管理委員会というのがあると思いますが、その中でもいろいろな論議がなされてきたと思いますが、総括健康管理委員会での、この働き方についての論議、それから私が言ったのは、今回6月にもう試行されてますので、タイムレコーダーを試行されているマニュアルを見せていただきたいと思いますし、2月に行われた吉井小学校、中学校の試行の結果ですね、それがないと、先ほど言いました働き方についても、教育長と学校——校長さんたちはやってあるみたいですけど、教育委員会での論議は、ここ1年半——1年ちょっと傍聴しましたけども、あってないですよ。総合教育会議では、平成27か28ぐらいにちょっと出てますけども、それも、大変失礼ですけど、例えば社労士とか産業医とか、そういう専門家を招いた論議ではなかったというふうに思うわけです。

せっかく今、教育長が胸を張って言われたわけですから、誰が見ても、誰が聞いても、どの先生たちが聞いても安心できるようなものにしていただきたいと思います。したがって、総括健康管理委員会でも、この働き方改革について論議されたかどうか、お尋ねいたします。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 総括健康管理委員会は去年から職員の心のことに関しまして、うきは市では先行してストレスチェックというのを始めております。このストレスチェックの概要を受けまして、専門の先生においでいただきまして総括健康管理委員会を行っております。したがって

まして、ストレスチェックにかかわる総括健康管理委員会を行いましたので、具体的な長時間勤務等についてのお話はいたしておりません。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 最後に言われたのが、やっぱりひっかかるんですね。

私は、いろいろ実態調査されたら、例えば社労士を学校にそれぞれ派遣して、もちろんモデル校でも結構ですけど、実際1年という単位が難しいならば1学期間やってみて、じゃあ、そこで一体何が問題なのかをやはり外部の目から見ていかないと、なかなか改善しないのじゃないかと思えます。もちろん予算を伴いますので、この点は市長のほうへお願いしたいと思えますけども、総括健康管理委員会つくってても、その回数が少ないということは現実的にあるとすると、やはり先生方が本当に安心して授業に臨めるのか、先生たちが健康で安心して臨めば、子供たちも同じような形で安心した授業が受けられると思えます。大変厳しい指摘とは思いますが、もう少し前進ある回答をお願いしたいと思えますし、この6月からのタイムレコーダーの試行につきましては、夏休みという期間がありますので、ぜひ、そのことについて論議していただきたいと思えますし、学校の方針を決める学校経営要綱の中に、やはりきちんと位置づけなければ進まないと思えます。

ですから、本年度、学校経営要綱も全ての学校が3月中につくってますので、2月のタイムレコーダー試行調査は反映されなかったとは思えますので、夏休み、ぜひしていただきたいと思えますし、先ほど言われました6月の試行がされてますので、6月分あるいは7月分につきましては、8月にまとめられて検討をお願いしたいと思えます。この件につきましては、9月議会で再度お尋ねしたいと思えます。

どうぞ。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 長時間勤務に関しましては、非常に個人情報にかかわりがございまして、私としては校長どまりで把握していきたいというふうには思っております。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 私が要求したのは、2月に行われた吉井小学校、吉井中学校でトータルのどれだけの超勤があったかがわかるであろうということを言っているわけで、お一人お一人の時間については、求めているわけではありません。もちろん学校の超勤プラス持ち帰りの時間、あるいは聞くところによりますと、土曜、日曜についてはタイムレコーダーを使うなとか使う必要がない——どういう発言かわかりませんが、その点につきましては、校長会でおろされたマニュアルの提出をぜひお願いしたいと思えます。

それでは、時間がいよいよ6分になりましたので、3番のほうに行きたいと思えます。

お年寄りが暮らしやすいまちづくりということで、子供や若者を見守ってくれているお年寄り、また、うきは市をついの住みかにするためのお年寄りが暮らしやすいまちづくりについてお尋ねしたいと思います。

1 番目が、交通弱者、買い物弱者に対する小学校区ごとの取り組み、2 点目が、お年寄りの経験と知恵を生かす各区公民館の活動支援、3 点目が、合宿所としてつくられた、旧東高校の西側校舎などの既存施設の活用策と管理についてお伺いしたいと思います。

既存施設を、ただ鍵をかけて放置しておきますと、たき火、放火があったり、花火を打ち上げられたりして、大変、近隣の住民が困っております。むしろ、積極的に責任を持たせて活用させるほうが、防犯等の観点からも有効ではないかなというふうに思います。

時間がありませんので、時間が足りなければ、後で文書での回答をお願いします。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、お年寄りが暮らしやすいまちづくりについて大きく 3 点の御質問をいただきました。事前通告に従って答弁をさせていただきたいと思います。

1 点目が、交通弱者、買い物弱者に対する校区ごとの取り組みについての御質問であります。うきは市内の公共交通は、まず、市が直営で運行するコミュニティバス——うきはバスがあります。これは山春、大石、御幸地区において、平日それぞれ 4 便、山春線、大石線として運行しております。妹川地区と小塩地区では、うきは市民センター等を結ぶ、予約制のデマンドタクシーがあります。うきは市タクシー協会に委託して、平日と土曜日にそれぞれ 7 便を運行しております。これらの公共交通は、民間のバス路線の廃止に伴い、行政が新たに運行を開始したものととなります。

このほか、うきはアリーナを経由して、うきは市民センターと市役所、総合福祉センターを結ぶ庁舎間バスを平日往復 6 便運行しております。対象は、吉井、千年、御幸校区の一部に該当します。また、現在、民間の西鉄バスが、国道 210 号の久留米—吉井線を平日は往復 59 便が運行されております。対象は、江南の一部と吉井、千年、御幸校区になります。さらに、日田市の柚木地区から田籠、新川、御幸、大石地区を経由して朝倉市杷木地区に至る、西鉄バス久留米運行の神杉野線が、平日は杷木行きが 7 便、柚木行きが 6 便、土日祭日は 5 往復運行されております。そのほか、JR が市内を東西に走り、久大本線では毎日 21 便の乗降が可能になっております。

なお、吉井町域におきましては、平成 18 年に千年・浮羽コース、江南コース、福富コースの 3 コースで実験的にバスを走らせておりますが、利用者が少なかったことから本格運行に至りませんでした。しかしながら、施行から 10 年以上経過し、議会報告会で各自治協議会から公共交

通に関する要望があるなど、状況が変化しております。そのような状況に適切に対応できるよう、現在、検討を進めているところであります。

2点目が、お年寄りの経験と知恵を生かす各区公民館の活動支援についての御質問であります。お年寄りの方が、みずからの経験や知恵を生かした各行政区の活動として、文化祭や、しめ縄づくり、田植え体験、あるいは夏休み子供たちの学習補助等が見受けられますが、各区公民館での活動は少なく、多くは自治協議会や小学校が行う、鬼火たきや、しめ縄づくり等の伝統文化の継承活動や、今、サツマイモやサトウキビ栽培等の農業体験活動でお年寄りの支援をいただいております。

身近な施設である各区公民館を拠点とした活動は、いわゆるよりあい等の福祉活動が多いのが実情であります。各区公民館活動に対する支援等につきましては、お年寄りの方に特化したものでありませんが、公民館を改築改修する際に補助金制度を設けていますし、その中には手すり設置やスロープ設置も対象にしております。

また、学習支援としては出前講座制度もありますが、基本的に各区公民館の設置と運営は地域住民みずからなされるものでありますので、各区のお年寄りの方が区長さん等とも協議しながら、行政区の公民館を活用して、生き生きとした活動が行われることを期待をしております。

3点目が、旧浮羽東高校の活用策と管理状況についての御質問であります。旧浮羽東高校につきましては、平成29年3月に策定しました公共施設等総合管理計画の中でも、企業誘致を含め、民間への売却を検討するとする方針を明らかにしているところです。現在、売却等について協議をしている企業がありますが、まだ具体的なことは申し上げられる状況にはありませんので、その点は御理解をいただきたいと思っております。

管理状況につきましては、グラウンドをうきは市体育協会所属である、中学生の硬式野球チーム、浮羽ボーイズに貸与しております。校舎等につきましては、電気、水道等の利用をとめておりますので、利用しておりません。

議員御指摘の西側校舎、これは合宿所ではなくて多目的ホールと位置づけられておりました。この西側校舎につきましては、地元である20区から避難所として利用できないかという御要望をいただいております。しかしながら、当該地が民間への売却を予定していること、また、避難所については、浮羽究真館高校を指定していることから困難であることを説明申し上げているところであります。その上で、20区からは、北朝鮮からのミサイル発射などに伴う緊急時の避難所としての再度要望があつておりますので、これにつきましては、一定条件のもと、緊急避難先としての使用は認めている状況となっております。

○議長（櫛川 正男君） これで、5番、竹永茂美議員の質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） ここで暫時休憩とします。11時15分より再開します。

午前10時58分休憩

午前11時15分再開

○議長（櫛川 正男君） それでは、一般質問を再開します。

次に、8番、熊懷和明議員の発言を許します。8番、熊懷和明議員。

○議員（8番 熊懷 和明君） 皆さん、こんにちは。8番、熊懷でございます。許しが出たので質問をさせていただきます。

まず、1つ目、30年4月に起きた火災について。

30年5月27日、吉井町鶴原放水路にて総合防災訓練が行われました。ほかにも消防防災訓練など、消防士や消防団員の皆さんにより、仕事の忙しい中、市民の生命、財産を守るため、日々頑張ってもらっていることはありがたいことだと思っています。

ことし4月19日0時過ぎ、山北にて火災が発生しました。私も電話連絡により飛び起き、すぐに表へ出ると、火柱は30メートルほど真上に燃え上がっていました。まず、私たちにできることをと思い、玄関前にとめていた車2台を移動させるのが精いっぱいでした。その後、待てど消防車両が来ない。みんな、燃え移らないように水ホースで水をかけ、皆さん、見守ることで精いっぱいでした。もし、その日に風が吹いていれば大惨事になっていたと思います。

何が言いたいかといえば、日々の訓練が生かされたのかなど。住民の皆さんが不安に思ったことを代表して、次のことを伺います。

(1) 消防署に火災発生連絡後、消防車両の到着に時間がかかったこと、放水に時間がかかったことなどを伺います。それと、数年前に要望はしていたと思いますが、緊急車両が通らないために、急病のときなどは救急車は山北賀茂神社の前にとめて、150メートルほどストレッチャーで運ぶという、大変時間のかかることをやっていました。今では工事をしていただき、反対のほうからは途中まで行けるようになりましたが、通り抜けることができないため、吉広公民館あたりの拡張工事の要望はしていましたが、いまだに道路の幅が狭いため、火災時には消防車両が近くまで行けませんでした。

このことを踏まえ、(2) 道路が狭く消防車両が近くまで行けなかったことで消火に時間がかかったことなどの対応は考えているのか、以上2つについて伺います。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、平成30年4月に起きた火災について大きく2点の御質問をいただきました。

まず、1点目が、消防署に通報後の消防車両の到着及び放水までの時間についての御質問であ

りますが、御質問の事案は、本年4月19日未明に浮羽町山北で発生した建物火災の件であろうと思います——そういう御指摘でございます。

消防署に確認をしたところ、出火時刻は0時25分と推定され、0時35分に119番通報を受けております。そして、現場到着が0時42分、放水開始が0時46分と記録されておりました。通報から7分後に到着し、その4分後には放水を開始しております。この通報から放水開始までに要した時間は11分であり、他の火災事案と比較しても遅くはなかったのではないかと、このように認識しております。

2点目が、通路が狭いため、消火に時間がかかったのではないかとという御指摘と、その対応についての御質問であります。今回の火災については、現場付近の道路が狭く、容易に近づくことができなかつたため、吉広区公民館前で水利を確保し、専用の自動車であるホースカーで進入し、ホース20本程度を延長して消火に当たっており、先ほど申し上げた、放水までに要した時間からも、道路が狭かったことが消火時間に直接に影響したとは言えないと考えております。

しかしながら、道路が狭いことが火災を初めとする災害時に支障となる場合も想定されるため、今後、地元の方の御協力も得ながら、計画的に道路整備を行ってまいりたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 熊懐議員。

○議員（8番 熊懐 和明君） 今、市長が言ったのは、うきは署から来た時間を言っているんでしょう。これは20分以上かかってますよ。というのは、近所の——僕も知り合いですけど、その人が、猫がやかましいということで外に出て、見つけて、古い消火器を何か、近所の人か何か要らないちゅうと5本ぐらい持っていたもんですから、そこに自分が持って行って消していたと。その前に消防署に電話したら、久留米が出たと。携帯電話ですからね。久留米の消防署から、住所は、番地はと。番地までわかるわけないですよ。だから、いや、番地はわかりませんが、うちの前ですから、うちはこうこうと言ったら、GPSでわかりますからという返事だったと。それから二十数分、来ていません。

そいき、市長が今言ったのは、久留米から、うきは署に連絡があつて4分何分で来たという話だと私は思います。そのくらいで来れば、隣に燃え移るような心配もしなくていいし、あんなに噴き上がることもありません。だから、それはどこからの情報か、ちょっとお尋ねします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民協働推進課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 瀧内市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（瀧内 教道君） 火事の通報の関係でございますが、現在、火災の通報につきましては、筑後地域の消防指令センターで一括して受けておりますので、そちらのほうで受けて出動命令を出すということになっております。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○議員（8番 熊懷 和明君） 私が聞いたのは、筑後本部であろうと、そこに行って二十数分かかったのがなぜかということを知っているんです。なぜそんなにかかるのかと。結局、本部に行って消防が出動するのに出動時間は4分が出たという、その間のことを言わんなら、市民の人は、ああ、4分で来たのに何を言っているのかなと思うでしょう。連絡網が悪かったか何かあるんじゃないかということを知っている。お尋ねします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民協働推進課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 瀧内市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（瀧内 教道君） 先ほど市長のほうが答弁いたしましたように、通報時刻は35分で、それから出動指令時刻が36分、出動時刻が38分、現場到着が42分でございますので、これが、時間がかかったということにはならないのではないかとこのように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○議員（8番 熊懷 和明君） ここで幾らね、あなたたちに言っても同じですから、これは電話した人が行って、私ずっといたんですよ、して、まだ来ない。もう二十数分ありますよと。だから知っているんですけど、一応そのことはもう、確認というか検証しよってください——検証はしているんですけど。このまま何もあれせんで、それが間違いないということはないと思いますけど。私も待っていましたから。

それはちょっと終わりますけど、それに、まずは消火、防火用水——防火用水の場所や水路の多い場所など、ある程度、把握できていたのか。なぜかといえば、消防車が一番最初に着いたのが賀茂神社の上のほう。防火用水。火事現場より一番遠いところ。次に、火災現場の南70メートルあたり。現場から南のほうですね。ここは水の流れが少ない。なぜかという、最初、一番先へ届いた、お宮の上のほうの防火用水を通して、1メートルぐらいの水路を流れてきて、だから上でとられたらもう流れてこない。

ということで、次に、火災現場の北のほうで車両2台のリレーによる下組のほうから放水をしていました。なかなか出てい didn't したけど、リレーのぐあいが悪かったんでしょう。して、一番最後に賀茂神社前にある吉広公民館の裏のところにある防火用水、ここが一番近く、水も賀茂神社のほうからダムの水が噴き上げて出ていますから、豊富に流れています。ここから道路上をホース引っ張っても150メートルでたどり着きます。そのことを思い、防火用水あるいは水量の多いところの把握はしていたのか、お伺いします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民協働推進課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 瀧内市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（瀧内 教道君） 山北の今回の火事現場では、いわゆる消防の水利については3カ所が想定をされております。水利台帳というものが消防署のほうにはございまして、その水利台帳の水利を参考にしながら消火活動を行うわけございまして、今回につきましては、吉広公民館の前から水利を確保し、先ほど市長答弁にありますように、ホース専用カーでホースを延長しながら火事現場まで水を運んでおります。

御指摘のように、南側の三次神社ですか、ここも水利の1つとしてございまして、それから賀茂神社、今回の水利を確保したところから少し賀茂神社寄りのところにも、もう1カ所水利がございましてけれども、消防署の判断といたしまして、吉広公民館の前で水利を確保して、それからホースカーで延長をした上で火事現場のほうに放水をしたというのは間違いではないだろうと思っております。

ちなみに、三次神社のほうまで行きますと、消防車両本体自体がある程度近づかなければならぬということございまして、今回といたしましては、水利台帳にあります3つの中から、そのうちの適正なる場所を1カ所選びまして、ホース延長、消火活動を行ったということでございます。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○議員（8番 熊懷 和明君） 何か現場と全然報告が違いますね。私、現場において、区長さんもおりました。区長さんも水利しています。消防車両が着いたのは、公民館の裏ではなくて、賀茂神社の小塩のほうが防火用水になっているでしょう。そこから1台目の消防車両が車の、言ったように、ホースを巻いて、道路の遠回りをしていったと。300メートルでかかるでしょう。道路を遠回りしていったと。だから、水が上がらんと。して、その次が、今、何とか神社という――楠森といいますかね、そこのところの狭い川。して、下組のほうのからリレーで上げた。最後に吉広公民館の裏に来て、田んぼの中を直接行ったと。

だから、そこから直に道路を、今言うように、最初に来て、ホースを引いて行っていけば、早く水も上がってました。だから、水の多いとことかの防火用水は、ちゃんと日ごろ確認して回っているのかというのを聞きたいから、今、聞いただけで。したら、全然違うと、全然把握してないということですね。どこが一番出て、どこが出てないか。

2カ所目の何とか神社、楠森のところは、今言ったように、賀茂神社の上の水は、ダムから流れてきていますから、ダムというか、下を通して調整しています。稲があるときは多く流れています。ないときは余り流れていません。そいき、火災のときは区長さんか水利の人が、コックあける道具をあの辺に置いているから、隈上川のほうへ数十メートル行かなければなりません。そ

れをあけて初めて防火用水としての役目が果たせるわけです。だから、そういうふうには、ぱっぱとは出ていないと思います。

して、水利の人がコックをあけに行くのに聞いた話が、コックあけるところが小さくて、夜、真っ暗で見えないと。だから、携帯電話の明かりでやっとなんか探して、あけましたと。全然、防火用水としての役目も果たしてないと思います。そのコックあるのなら、そこを夜光か何かで印を入れとかなないと役に立たないと思う。

こういうことで、初期消火が大事と言いますが、これで初期消火できると思いますか。ちょっとお伺いします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民協働推進課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 瀧内市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（瀧内 教道君） 消防署のほうで水利台帳で把握をしているのは、先ほど申しました、今回の事案でいきますと3カ所でございます。

地元消防団等であれば、御指摘のように、季節的な水利の水量の量までわかるかと思えますけれども、やはり消防署としては、最初に駆けつけて初期消火を行うのが消防署が多いわけですので、今回につきましては、あらかじめ事前に把握をしているといたしますか、調査して指定をしておく3カ所のうちの1つを選んで行ったということでございまして、初期消火については先ほどの時間からしても、初期消火に水利の確保の点で影響があったかどうかということについてはわかりませんが、時間的な部分から言えば、なかったというふうに考えているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○議員（8番 熊懷 和明君） 何とも言えん回答ばかり来ますね。市民の人は、消防士、団員さんを信用して、日々、年末の見回りも、大変だなと思いつつ見守っているんですよ。そういう人たちが今のような返答じゃだめじゃないんですか。

結局、防火用水があるのは3カ所わかってますと。出てますと。ならば、年に1回とは言いませんけど、消防署は点検に行くか、どこが流れているか、ちゃんと把握しなくちゃいけないのかなと私は思いますけど。そのことを提案して、これは終わります。

して、火災現場に行くのに、さっきの水が少なく、10センチ程度しか流れていません、普通は。何とか神社ですね、楠森の。あそこに行けば、消防自動車が1台着いてたと言いました。あれは結局、水が少ないときには、板のような薄いのであれば上がるんでしょう。あれは常備、積んであるんですか。訓練のときは、ついているのと、ついてないのがありましたから、ちょっとそこ、お伺いします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民協働推進課長に答弁させます。

○議長（櫛川 正男君） 瀧内市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（瀧内 教道君） 恐らく水利をせきとめて確保する、せき板のことかと思えますけれども、それについては承知をしておりません。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○議員（8番 熊懷 和明君） せき板じゃありません。給水、吸い上げるためにつけるでしょう。消防自動車から給水、吸い上げるでしょう。そのときにつけるやつが、板のような薄いので吸い上げると言ってたでしょう。（発言する者あり）そうそうそう、そうそうそう。

○議長（櫛川 正男君） 瀧内市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（瀧内 教道君） 申しわけございませんでした。いわゆる吸管の薄いやつだと思いますが、今回の車両に積載していたかどうかは、ちょっと確認をしておりませんので、申しわけございません。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○議員（8番 熊懷 和明君） 何で聞いたかといいますと、そこは閉めても、すぐにはたまりません。水も少ない。というので、つけてない消防車両が行っても、水が上がらない。だから、常備、つけているのか、取りかえしてつけるのかというのを聞いたかったんです。せんと、何台行っても一緒でしょう。上げられんもんやけ。10センチで水が少なくても上げられますって、防災のほうで聞いたら、前、委員会で聞いたら、言ってましたって。10センチも水が流れていれば、上げますと。それは、それがついているから上がるので、ついてなかったら上がらないでしょう。だから、常備、準備しているのか、つけかえがあるのかをちょっと聞いただけです。つけてないとすれば、常備、持っていくか、両方つけるかどうか、考えちゃってください。

次に、（2）の質問に入ります。

財政が厳しいということ、公共工事については順番があると聞いていますが、緊急車両の入らないところについては、拡張工事は急いでいかないと、お年寄りがふえていく中、暮らしにくくなります。若い者も、車社会ですから、住みにくいと、なかなか残って住んでくれません。

お宮の前の県道へ出る吉広公民館の裏の道路——今、狭いと言っていました、現在、市道ではなく里道なので、4メートルに拡張して市道にしてもらいたいということを数年前から要望はしていますが、幅4メートルの——市道にするならばですよ、幅4メートルの両端に側溝、U字溝みたいなものを入れないとだめですと言われました。じゃあ、そのようにしてくださいとお願いしましたが、橋が狭い等の理由で、だめですと。結局はできませんでした。

詳しい、ある人に伺いました。前は、一、二メートルのところも市道認定はしてきましたと。

見落としていたのか、要望がなかったのかわかりませんがということで、幅4メートルの中に側溝というのは、新規工事した認定のことでしょうと。現在、生活道路として使っているものに対しては、関係なくしなくてはいけないのかなということを聞きましたが、そのことについてお伺いします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 住環境建設課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 江島住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） ただいまの御質問でございます。市道認定についての御質問だと思います。

今回、議員の言われております市道は——今のところは里道でございますが、この里道の市道格上げという御相談でございます。要は、もともとの市道が、なかなか相談ができづらいところで、その代替案といたしまして、隣接、横を走っております里道を4メートルに拡幅してできないかというふうな御相談ございました。

私どものほうも現場のほうを出向きまして、前後の道路の線形等を考えますと、やはり現在の市道を拡幅していくのが一番機能的にいいのではないかというふうな判断に達したわけでございます。そういったことを地元の関係者のほうにも御相談を申し上げまして、1つ、大きな問題だったのが、水利組合の用水の関係がございました。まずは、その水利組合のほうと御相談をされて、そちらのほうからの協力を得ることによりまして現在の市道を拡幅すれば、スムーズな道路として利用できるのではなからうかというふうな判断に達したわけでございます。

議員言われますような、今の里道を拡幅しても、またその市道に接道するときに直角の交差点になります。そうしたときに、やはり将来的な生活道路を考えますと、既存の市道のほうを拡幅していったほうが将来的な皆様のための道路になるのかなというところで、現在、地元からのその市道の相談がございましたけれども、現在は既存の市道の、そちらのほうで地元のほうと調整を図っているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○議員（8番 熊懷 和明君） 今言ったのは、前に話したことです。地元の人は今、水利も私が、この前、話しました——火災があったから。それは、話を、わからないと思いますけど、いいでしょうと。条件が1つありましたけど。

隣組の中の人にも今、相談しています。火災があったので、どうかしないと。というのは、もう今、進めていますけど、その別に、公民館の裏というのはもう、それこそ里道といえますか、今、それで石も崩れています。それを潰すならいいですよ。そうじゃなくて、今、市道というのが、県道に出るところがVの字になって、右に曲がるのが曲がりづらい。左べた走っ

ていくやつから右に出たら危ないということで、こっちをしてくださいと。今、地域の人は、こっちを通っていますからね、狭いところ。なぜかというと、県道に出るとき、左右がよく見えて出やすい。だから、こっちをしてくださいと言って。

今はもう、ずっとお願いはしてきました。幾ら待っても、市としては、財政が厳しいからできませんというのであれば、この前の火災の後に住民の皆さん、自分たちでやろうぜと。市がしてくれないなら、市道じゃないから、ということになり始めています。して、自分たちですれば、材料代は全額出るのか、また、金額の上限はあるのか、金額は幾らまで出るのか聞いてくれということでありましたので、お伺いします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 住環境建設課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 江島住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 地元施行に対する材料代の支給というふうな御質問かと思えます。

地元施行によります、それに伴います材料等につきましては、ケース・バイ・ケースでございます。100%出る場合もあれば一部というところ、あるいは単年度では難しいということであれば、年度計画、年次計画でお願いというふうなところもございます。

現場のほうは私どもも見ておりますので、状況はわかっておりますが、約30メートルほどございます。通常ですと、田んぼの用排水も兼用してあるところがございます。そういったところで、一番経費的に安く済むようなお話はしておるところでございますので、今後もまた地元と進めながら、材料支給のほうで進めるということであれば、ただ、そういったところについても年次計画でといたしますか、そういったところを地元と調整しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○議員（8番 熊懷 和明君） だから、そこを知ってあるけど、30センチのU字溝を入れて、どうこう云々ということであれば、全額出るのかというのを聞きたい、それを。金額、100%出る出ないというのは、金額の上限があると思えますよ。500万円かかれば、それは出ませんと。30センチのU字溝を入れるのであれば何十万円、ほんなら全額出ますか、上限が幾らあるかというのを聞いている。

○議長（櫛川 正男君） 江島住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 現在、うきは市のほうでは、今、平たん部におきましては、以前の農地・水でございますけれども、地元が、そういった水路、道路、農道、維持管理するために、国・県の補助、市も一部を支出をしておりますが、そういった形で、地域の皆様で、そう

いった維持、修繕をやっていただくというところがございます。

現在、今回のケースにつきましては、そういった取り組みがされていないところではある——いや、申しわけございません、これは、うきはの環境組合か、が、山北五堰も、そういった活動をされているかと思います。現在のその場所につきましては、田んぼの排水路を兼ねた水路でもございます。そういったこともございまして、建設課だけではなく農林課、農林課のほうでは農業振興補助金、3割の補助等もございます。そういったところもございますものですから、住環境建設課、それから農林課のほうと協議をしながら、できれば地元施行ということでございますので、なるべく地元負担が少なくなるようにというふうに思っております。この場で全額支給というのは、今のところまだ、協議をしてからということをお願いしたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○議員（8番 熊懷 和明君） じゃあ、そのところは信頼して待っておきます。

それと、昨年、村の中を工事してもらいましたと言いましたけど、そのとき一緒に、急に狭くなっているところが1カ所あります、10メートルか15メートル。そこは計画に、土地の買収もしております。ここだけ残して、していません、工事を。だから、私は担当職員に、なぜしなかったのか——電話ですが、話聞きました。すと、29年度いっぱいですとということで、私は、その場所は早くしてもらわないと、1軒の人が、やっと車も出入りして狭いから、嫌みのように思われるので、12月いっぱいにはしてくださいと、話し、約束はしていただきました。

と、12月過ぎても、29年過ぎても、29年3月過ぎても何の返事ありません。行政は縦社会といいます、この職員は朝倉の災害のほうに担当として行っていると聞きましたが、私と約束していたことに対して、いまだ何の連絡もありません。もちろん、いまだに工事は終わっていません。したくないのか、市長、上司の命なのかはわかりません。こういう対応で行政はいいのか、上司である市長にお伺いします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 実態が重要でしょうから、住環境建設課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 江島住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 今、議員の申されております場所につきましては、NTTの電柱がございました。その電柱の移設をしないと改良ができないというところがございます、実は、そのNTTの電柱移設を待っておったところがございます。といったところ、昨年の豪雨によりまして、九電、NTT、やはり優先は、そういった被災地の復旧に当たるということで、若干その移設のほうがおくれたという経緯はございます。

担当職員も、そういった形で応援のほうで今は行っておりますけれども、1つは、内部の情報共有がちょっと希薄だったといいますか、本人も応援職員として朝倉のほうに行くというところ、

すと、残ったほうも、そのフォローというところで、ちょっと事務手続が、ちょっとおろそかになったというところがございますけれども、1つは、そのNTTの電柱移設が遅くなったというところがございます。

会計、予算年度もかわっておりますので、30年度のほうで、今言われます部分につきましては、距離も、そうございませんというところで、30年度のほうで対応していかなければならないのかなというふうに思っております。

ただ、1つ、この路線につきましては、本来、起点終点側のほうから広げるべきところがございますけれども、先行して今回の火災現場のほうの真ん中の付近、中間付近のほうの拡幅を先行したわけがございますが、やはり道路改良につきましては、沿線沿いの皆様方の同意をもって、この計画に当たっておるところでございますが、若干そういったところもございまして、全線の改良計画がおくれておるところは事実でございます。今言われますようなところ、まだ約束して終わってないところにつきましては、早急に対応していくというふうなところで回答させていただきます。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○議員（8番 熊懷 和明君） 早急にする、せんじゃなくて、私は何でこれを言ったかという、職員——職員は今、災害のほうに行っています。帰ってきたときに、引き継ぎをちゃんとしてやってやらないと、帰ってきたら、私たちにどういう対応をせにゃいかんか頭を痛めるでしょう。そのためにも、職員を派遣するなら、ちゃんとあとは上司がしてやらんと、あとの仕事がしづらいでしょというので、きょう、嫌みで言っとるじゃなくて、お願い方々言っているんですよ。それはちゃんと、出向させるなら、あとの引き継ぎはしてやっておかんと、帰ってきたとき、おまえ、してないじゃないかと言われたら、どういう仕事します——しにくいでしょう。

それと、電柱の話は聞きました。3月来ても移動せんと。災害だ云々と。それは関係ない。私が、ほんなら電柱、会社に行って直接話すと。それか、そういう災害で来られないなら、もう1カ所あろうから、どこか違うところを急遽探してでも進めていかんと、インフラ整備というのはいかんとやないかという話はしたことはあります。

であるならば、その旨、報告せんといかんでしょ。区長さんなり、要望しているんですから。協力した畑の人も今、あいて何もされずに草だけ刈って、花植えてましたかね、それ抜いて用意してますよ。そういうところまで迷惑をかけているということを私は言いたくて、ちょっと質問させていただきました。このことを気をつけて、帰ってくるであろう職員に対して接してください。

次に、2番目、2025年問題について。

全国で世帯主が65歳以上の高齢者である世帯数を見ると、2005年には1,360万世帯

程度でしたが、2025年には約1,840万世帯に増加すると言われています。また、高齢者の世帯の約7割を、ひとり暮らし、高齢夫婦のみの世帯が占めると見込まれます。中でも高齢者のひとり暮らし世帯の増加が著しく、その対応が迫られています。

そこで、(1)団塊の世代が75歳を超えて後期高齢者となり、超高齢社会を迎えることにより、今後の取り組みについての考えを伺う。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、2025年問題について、超高齢社会を迎えるに当たり、市の今後の取り組みについて御質問をいただきました。

国は現在、団塊の世代の方々全てが75歳以上の後期高齢者となる2025年をめどに、高齢者が住みなれた地域で自分らしい人生を全うできるよう、地域包括ケアシステムの構築を目指しております。うきは市では高齢化率が33%を超え、全国平均の27%、福岡県平均の26%を大きく上回っており、地域包括ケアシステムの構築は、2025年を待たず、喫緊の課題となっております。

この地域包括ケアシステムを構築する上での大きな要素でもある、介護予防・日常生活支援総合事業、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進及び生活支援サービスの体制整備については、うきは市におきましては、平成29年度までに全ての事業について取り組みを開始したところであります。

介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、元気な一般高齢者に対する住民主体の集いの場の設置を今後も推進していくと同時に、要支援の方まで対応できる新しいサービスの形態として、住民主体による移動支援までを含めた介護予防サービスを今年度より、福富地区をモデル的に実施することとしており、次年度以降、順次、各地区へ展開をしていきたいと考えております。

在宅医療・介護連携の推進につきましては、平成29年度までの3年間、浮羽医師会が事業主体となり、福岡県の地域医療介護総合確保基金を活用し、事業を実施していましたが、今年度より、うきは市及び久留米市が介護保険の地域支援事業交付金に基づき、浮羽医師会に業務を委託し、引き続き、事業を実施していくこととなっております。

認知症施策の推進につきましては、認知症の方々の早期診断、早期対応に向けた認知症初期集中支援チームを平成29年度に設置しましたが、今年度からは、この支援チームの活動状況等について検討を行う、認知症初期集中支援チーム検討委員会を新たに設置し、今後ますます増加すると予想される認知症の方や、その家族の支援体制の整備を図ることとしております。

生活支援サービスの体制整備につきましては、住民主体の地域づくりを推進していくために、前年より、自治協議会ごとに協議の場の設置を進め、地域の課題を一緒に考える話し合いを重ね

ているところであります。現在、江南地区、御幸地区、大石地区に協議の場が設置され、今月中には山春地区と妹川地区において協議の場を設置するための勉強会を始めることとしているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○議員（8番 熊懷 和明君） 認知、介護予防、いろいろ出てきました。そのことも踏まえて、ちょっと質問させていただきます。

介護施設ができています。うきは市民の皆さんは、国民年金の人が多いと思います。施設にいれば、月に10万円、15万円ほどかかり、私も国民年金で、介護保険を引けば手取りは月5万円です。なかなか施設に入れないという人が多いと思います。今後、このことも考えていく時期が来ていると思います。それが1つ。

今、うきは市に65歳以上の人が何名おらっしゃるか。また、そのうち国民年金の人は何名おられるのか、3点についてお伺いします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 保健課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 原保健課長。

○保健課長（原 廣正君） 保健課でございます。

市では、高齢者の方、認知症の方、年々増加をいたしておりますので、施設整備ももちろん必要だということで、昨年4月より、市内で3番目の特別養護老人ホームを開設をいたしております。それから、認知症高齢者が共同で生活をなさいますグループホーム、市内で5つ目でございますけれども、本年4月から浮羽町の今川通のところにグループホームの浮羽を新設をいたしましたけれども、今後、高齢者がどんどん増加する中で、施設、それから病院だけでは、もちろん住民の方を入所する器は、数はございませんので、どうしても地域で高齢者の方が安心して生活していただくための仕組みづくりをしなければならないということで、今、市長が答弁を申し上げましたような、いろいろな施策を講じて、市民の方が安心して地域で暮らしていけるような体制を今つくっております。

目指すものは、この取り組みは行政だけではなかなかできませんので、住民主体、住民の方が主体となって地域で支えていただくような仕組みづくりということで、今それぞれ各地区で協議の場ということで、それぞれの地域の課題を掘り起こして、そこで解決する話し合いの場を今、取り組みを行っているところでございます。

それから、2点目の65歳以上の高齢者でございますけれども、済みません、はっきりした数を知りませんが、9,800。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 65歳以上は、ことしの4月1日現在で9,892名です。先ほど答弁させていただいてますように、高齢化率は33%を超えた状態になってます。このうち、国民保険の加入者の御質問がありますが、市民生活課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 松岡市民生活課長。

○市民生活課長（松岡 美紀君） 国民健康保険につきましては、世帯数でしか数字が挙がっておりませんので、平成30年1月31日現在、4,600世帯ということになっております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○議員（8番 熊懷 和明君） 国民年金の人が4,600世帯というのは、倍にしても8,000。（発言する者あり）はい。国保ね。年金ですよ。

○議長（櫛川 正男君） 松岡市民生活課長。

○市民生活課長（松岡 美紀君） 国保世帯になります。国民年金の受給者数については、把握はしていません。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○議員（8番 熊懷 和明君） わかりました。

ちよっともう時間がないので、これ、国民年金の人は大分おらっしゃると思いますので、この人たちがもう団塊の世代を超えていったら大変なことになりますから、その間に手当とか方法を考えて、7年か5年で考えていってもらいたいと思うことで質問しました。

それから、認知と介護予防に対してのちよっと質問をしたいと思いましたが、時間がないので、要望だけ言います。

これからは、お年寄りのひとり暮らしが大変ふえていくと思います。このままでは、私も含め、3年、5年先には認知が出るかもしれません。皆さん、元気に暮らしてもらえるためには、集いの場、寄り合いの場をつくり、月に1回、2回ではなく、週に3回、4回集まり、お茶やコーヒーを自分たちで入れて飲む。きょうは何をするのと。会話をするような、いつまでも楽しく集まれる場所を提供していくことが、病気や認知になりにくい1つの方法だと思います。

御幸自治会では福岡に視察に行ったと聞いておりますので、区ごとではなく、校区単位で考える時期ではないかと思っております。これはもう回答要りません。時間がないから。そういうことを進めていっていただきたいと思います。

次に、3番、爆音機についてお尋ねします。

実は、吉井の東高跡地の北のほうにある医院の先生より、私に直接ではありませんが、爆音機の音がひどく、困っているという相談があり、私なりに聞いて回りました。

(1) 吉井町のころは音も小さかったと思うが、うきは市になって、ひどく感じるようになって

たと伺いましたので、このことについてお伺いします。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 爆音機について、爆音機の音がひどくなっているのではという御指摘をいただきました。

全国的に鳥獣による農産物への被害が深刻化していますことは皆様御承知のとおりでございます。うきは市におきましても、農産物への被害防止策としては、ワイヤーメッシュ、電気柵等に取り組み、その支援等を行ってきているところでございます。

御質問の爆音機につきましては、主に鳥類への被害防止対策に用いられている機種でございます。大きな音を発生させて鳥類を追い払いますが、その性能、いわゆる音の大きさにつきましては、合併前との違いはありません。最近では激しい音を生じる煙突型の爆音機より、バードパンチャー等、音の小さいものも使用されております。

近年、宅地化の進展により、非農家の方の生活圏が広がりを見せる中、相談件数もふえてきております。しかしながら、農家におきましても、丹精込めて肥培管理を行った農作物が収穫前に被害に遭われるなど、対応に苦慮されている現状でもあります。

市としましては、農業生産活動と良好な生活環境が両立できるよう、農家に対しまして、バードパンチャー等、比較的音の小さ目の機種への変更を促したり、爆音機を使用する方につきましては、時間帯、鳴らす間隔等を調整していただくよう、お願いしているところであります。また、場所によりましては、農地内での設置場所や、機器の向きの変更等もお願いしているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○議員（8番 熊懷 和明君） 市長が今おっしゃったのは全体的な答弁だと思います。

私も今、爆音機が鳴っているのかなと不思議に思い、東高の北のほうの先生から相談がありましたので、19、20区のほうを回りました。今、爆音機、鳴っているのと。何軒か回ったら、いや、鳴ってないと。今ごろ、そんな音ないでしょうと。ないでしょうねと言ったら、回転——くるくる回転すしがありますね、吉井。あの付近で仕事をしていた人に聞きました。「こういうふうに爆音機の音がやかましいという、ある人から聞いたけど、鳴ってますか」その人いわく、「あります。非常に朝早くから、ひどい音がしています」「えっ、どこですか」と。知っているでしょう。その人いわく、RDFの近所ですね。どこと言ったら悪いでしょうから、果樹をやっている方が八竜は朝早くから、せからしいと。寝られないと。

ということで、後で聞いたんですけど、その先生は市役所にも行きましたと。クレーマーのよに言われているかもしれませんが、せからしいから行きましたということですから、結局、市の対応はどんなことをしていたのか、ちょっとお伺いします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 農林振興課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 松尾農林振興課長。

○農林振興課長（松尾 正和君） 議員御指摘の案件については、課のほうでも把握をしているところでございます。

先ほど市長も答弁されましたように、農作物が収穫期になりますと、カラスとかによって品物が売り物にならないというふうな現状もございます。そういう中で、爆音機とって、煙突型のタイプとか、いろいろ種類はございますけども、一番の音の大きい部分で120デシベル——飛行機のエンジンの近くの音ですけども、それとか電車の高架下の音で100デシベル程度の音が出ております。

いろいろ相談案件につきましては、現場のほうに出向いて、例えば早朝、例えば早い時間等に鳴る場合については、タイマーの設定の変更とか、それから、例えば鳴る向きを山側のほうに向けていただくとか、それから、そういったいろいろな対策を設置者のほうにつきましてはお願いをしながら、周辺の住環境に対して少しでも軽減されるような形でお願いはしているところでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○議員（8番 熊懷 和明君） 音に対しては何デシベルと、音を出したらいかんとか、時間制限とか、ある程度決まっていると思います。そいき、音がするといっても、その何デシベルかに、範囲に入っていけば、この範囲ですから仕方ないですよとか、何時から何時にやっていますよとか、それを調べて、鳴ってないとか、朝早いとか、途中鳴る、そういうことを調べて、相談があったら、市としては対応していかないと、相談の伺いしてますだけじゃ終わらないし、納得いかないと思います。

そいき、せからしいなら、山沿いのほうを向けて——山のほうからの相談ですから、八竜のほうと自宅は言っていましたから、だから私は相談があったからどうせろじゃなくて、相談があったならば、市民の人の相談に、「このくらいなら仕方ないですよ」「ああ、これは朝早いからいますよ」とか、その報告をしながらいかないと、市民の人は納得しないで何回も来て、結局——朝早くから鳴っていると仮定してですよ、病気にもなりかねませんよ。だから、そういうことはちゃんと相談に乗って、対処していただきたいと思います。

これをもって。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 農林振興課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 松尾農林振興課長。

○農林振興課長（松尾 正和君） 鳥類の被害対策については、ほかにもいろいろな使用もございますけども、やっぱり費用的な面もかかりますので、経費的な面を考えれば、こういったものの使用もやむを得ないのではないかというふうにも考えておりますが、議員の指摘のように、例えば早朝、早い時間から鳴るとか、夜中に鳴るとか、そういったものについては、こちらとして設置者のほうに指導をしていきたいというふうにも考えております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○議員（8番 熊懷 和明君） お願いして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（櫛川 正男君） これで、8番、熊懷和明議員の質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） ここで暫時休憩いたします。13時30分より再開します。

午後0時13分休憩

午後1時30分再開

○議長（櫛川 正男君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

次に、6番、岩淵和明議員の発言を許します。6番、岩淵和明議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 議長の許可を得ましたので、改めて質問をさせていただきます。私のほうからは大きく3点ほど、議題としてはかぶるかもしれませんが、小・中学校の空調関係の質問、それから空き家対策の計画について、それから免許の自主返納の状況、それに係る事案について質問をさせていただきます。

1点目、小・中学校の空調設置について、通告に従って一応質問させていただきます。

1点目、学校施設管理計画の中で検討をしていると、前回3月の質問の際に、そういうふうにお答えいただいておりますけれども、その計画自体についてはどのように策定するのか、改めてお尋ねをいたします。

2点目が、市内の各小・中学校の教室の温度に関する点検についても前回質問をさせていただいておりますけれども、期間、場所、時間、頻度等、測定方法と記録の指導、これについて、どのように実施し、誰が管理責任となっているのか、改めてお尋ねをいたしたいと思っております。

3点目、平成30年4月——ことしですけれども、改めて学校環境衛生基準が改正されております。その点で、日常点検指導と不適正事項の改善等が発生した場合、その処置はどう努めるのか、改めて、この3点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 小・中学校の空調設備設置について3つの質問をいただきましたので、お答えしたいと思います。

1点目の、管理計画の中で検討することについての御質問でございますが、中野議員、竹永議員に答弁いたしましたとおり、学校施設の個別施設計画の中で空調設備を検討することとしておりましたが、個別施設計画につきましては、現在、策定に向けて準備をしております。

しかしながら、快適な学習環境を整え、児童が意欲を持って学べる環境整備と熱中症予防など健康面を配慮し、また、気温の上昇による教室環境の改善、整備については早急な対応が必要であることから、文部科学省へ平成31年、学校施設環境改善交付金を要望しております。交付金の採択を受けましたら、空調設備の設置を行ってまいりたいと考えております。

2点目の、教室温度に関する点検の指導、管理責任についての御質問でございますが、教室等の温度の点検につきましては、定期点検と日常点検がございます。定期点検は毎学年2回、授業中等に各階1以上の教室等の任意の場所1カ所以上で、机上の高さで検査を行うこととなっております。日常点検は毎授業日ごとに行い、検査方法については定期点検に準じた方法で行います。

検査方法と記録につきましては、統一した点検記録の様式を作成し、指導を行ってまいります。管理責任につきましては、学校の設置者及び校長となっており、校長は、学校環境衛生基準に照らし、環境衛生に関して適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なく改善のために必要な措置を講じ、当該措置を講ずることができないときは、学校の設置者に対し、その旨を申し出る事となっております。

3点目の点検、指導と不適正事項の改善処置についての御質問ですが、先ほど答弁したとおり、各学校、統一して点検記録を行うよう指導するとともに、教室の室温につきましては、28度を超えることがあることから、文部科学省へ平成31年、学校施設環境改善交付金を要望しているところであります。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 午前中のところで9番及び5番議員のほうからも同様の質問が出されましたので、改めて、その回答を踏まえて質問をちょっとさせていただきたいというふうに思っています。

先ほどの回答の中で、31年の実施を目指して要望するというふうに出されております。前回の回答のときに、学校施設管理計画というのは、いわゆる公共施設等総合管理計画との関係が出てくるだろうというふうに思いますけれども、今回、31年に向けて要望——学校施設環境改善交付金ですかね、に申請するということであるとすれば、個別計画策定を待たずに、先ほど教

育長の答弁で、健康及び早急な手だてが必要だという認識のもとで要請するというふうにおっしゃっておりますけれども、そういう意味では、それを待たずに実施すると。予算がつくか、つかないかという問題はあるとしても、それを待たずに先行して環境整備を整えていく、そういうふう理解すればよろしいですか。それをちょっとお答えください。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 個別施設計画につきましても、現在、策定に向けて準備をしているわけですが、この学校施設環境改善交付金につきましては、もう締め切り等ございまして、来年度に向けての要望を済ませております。したがって、先行する部分もあるかもしれませんが、つくっていく部分、そういった中に織り込んでいくということも可能かと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） ということは、両にらみですということになるのかなというふうにちょっと思ったりもするんですね。

国の予算は、今年度は、前年約8億円ぐらい予算ベースでマイナスになってまして、トータルで補正予算を組んでますから、昨年度の場合は1,352億円という補正も含めて出されているわけですが、今年度当初予算が682億円というふうになってます。これは、前年度に比べてマイナス8億円というような状況で、補正も含めて、どういうふうな対応をされるのか、国の行政自体がどう動くのかということもあるかと思っております。そういう意味では、両にらみという言い方も、それもあるのかなというふうに思っておりますけれども、ただ、先ほどの8校というふうにおっしゃってましたですね。8校ということであれば、小塩も入ることになるんですかね。

それと、もう一点、これは特に、7、8月のところで温度が高いという状況が見てとれているわけですが、そういう意味では、例えば今年度でも妹川も存続するわけですが、現に30度を超える場合がまたあるというふう実績としてはあります。そういったところについては、どういうふうなことを改善策を考えておられるのか、その辺を少しお尋ねしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 小塩小学校につきましてお尋ねがございました。

小塩小学校は現在、再編協議中でありまして、結論が出ておりませんので、補助金の要望は行います。もし統合ということになれば、その時点で取り下げをしたいというふうに思っております。

それから、熱中症につきましては、校長会等でも熱中症にかかわるところのいろんな諸注意についてはいたしておるところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） とすれば、総合管理計画との関係も含めてですけど、当初想定したのは、総合管理計画の中でつくるといったら、先送りじゃないかというふうに詰めようと思ったんですけど、そこは先に回答をいただいたので、そこはなしになるかと思えますけども、ただ、先ほど2点目で申し上げた、温度の点検というか実態を把握するという点では、非常に弱さがあるなというふうに思ってます。

先ほど9番議員のところでも、指導についてということでおっしゃってたと思います。この点については、先ほどはちょっと細かい回答をいただけなかったので、ちょっと改めてお尋ねしますけれども、本来各階ごとに実施しなければならないし、あるいは時間帯についても適正に管理しなきゃいけないというふうになっていると思ってます。そういう意味で、統一した書式というふうにおっしゃってますけども、それは、ことしの夏、それに向けて実施ができるのかどうか、その辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 基準が改正されましたので、4月の当初の校長会のほうで、改正された基準あるいは測定方法についてお配りをし、その趣旨の徹底をお願いしたところであります。

先月から、幾つかの学校の実際の記録を見ました。その中で、やっぱり学校によって書式がさまざまであると。そういったところが徹底の原因——なされなかった部分だなということを反省いたしまして、現在、書式を作成いたしております。おおよそのひな形ができておりますので、今度7月に当初に予定しております校長会で、その書式を配って、その書式のもとに検査をしていただくということを行ってまいりたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） そしたら、ちょっと先に進めさせてもらって、今後の計画について少し話をしたいと思ってます。

今現在、小学校は1教室だけということで、この間もPTA連合会からの要望等、たくさん何度もあったというふうに思います。今回のその施設——31年に向けて考えておられるのは、普通教室だけと思っておられるのか、特別教室も含めて考えておられるのか、その辺を、先ほど2億4,000万円程度というふうに伺ってますけども、内容についてお尋ねします。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 学校教育課長のほうに答弁させます。

○議長（櫛川 正男君） 権藤学校教育課長。

○学校教育課長（権藤 精二君） 実施計画については、各小学校、普通教室と多目的ホールとか、そういうところを考えております。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） ということは、多目的ホールというのは特別教室になるんですかね。そういうことですかね。普通教室と——多目的ホールというのは、普通教室じゃなくて特別教室の扱いですかね。ちょっと確認。

○議長（櫛川 正男君） 権藤学校教育課長。

○学校教育課長（権藤 精二君） 多目的ホールは特別教室に入ります。普通教室ではございません。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） それで、普通教室というのは、通常の方々——普通教室ということと、特別支援学級というのがあるんですけど、それは含まれるということで、理解でいいですか。

○議長（櫛川 正男君） 権藤学校教育課長。

○学校教育課長（権藤 精二君） 特別支援学級のほうは当然含まれます。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） そこで、本来であれば、計画——申請は申請としても、うきは市の例えば予算、振り分けられる予算がどの程度かというところが出てくると思うんですけども、特に特別支援学級について言えば、子供たちの体温も、やはり一、二度ぐらい高いというのが、この間、言われていることでもあります。そういう意味でも、今回の29年度の6月から9月ぐらいまでの数値を見ると、非常に——これは、どこの教室が想定されているのかって、ちょっと細かく書かれてないのでわからないんですけども、先ほど最高温度37度とかというふうなこともおっしゃっていました。そういう意味では、優先課題というのがあるんじゃないかなというふうに思っているんですね。

今、特別支援学級が小学校で16教室ですかね、69名程度が今、学んでおられるというふうに理解しているんですけども、その辺を早急に改善する方向は、うきは市の予算の中で、この学校施設環境改善交付金とは別に優先して対応することはお考えでないのか、改めてお尋ねします。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 現在のところでは、先ほど答弁させていただきましたように、平成31年の学校施設環境改善交付金を要望しておりますので、それに基づきまして空調設備を設置してまいりたいというふうには思っております。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 他力になるので何とも言えないんですけども、ただ、その辺の考

え方をやはり事前に精査するというか、温度の点検をする際に、その辺も含めて、きちんと考慮を入れて、どういうところから優先していくのかということも、予算の、一遍に全額できるかどうかということもあるかと思うんです。32年度実施になるんですかね、31年度実施になるんですかね、31年度の予算に向けて申請するわけですから、31年度実施ですね、ということであれば来年ですか、だとすれば、その辺も少し考慮に入れながら、頭に描きながら、空調設備について特に配慮いただければありがたいなというふうに思っています。これは要望になるかとは思いますが、お答えは要らないと思いますけども、そういうことでお願いをしたいというふうに思っています。

それから、あと、衛生管理基準について少し話をさせてもらいますけども、温度の捉え方の問題だけじゃなくて、前回、照明の問題も少し話しさせてもらったと思います。それについても、実を言うと、記入項目が必ずしも適切でないところが見受けられているということで改めて申し入れをさせていただきましたけれども、特に学校全体として、先ほど定期点検、日常点検というのがありまして、教職員の方々が全体として日常点検に参加していくという項目が幾つかあるかと思うんです、温度だけではなくてですね。そういった項目も含めて、誰が記入して、どういった形でやるのかといったところが課題ではないかなというふうに思っています。

今回、統一的仕様ということでおっしゃっていますけれども、それ以外の部分については、どういう扱いになるのか、改めてお尋ねしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） まだ途中でございますけども、現在考えております日常点検表の中では、今、議員が御指摘されましたような教室等の環境、例えば項目として、換気、温度、明るさ、まぶしさ、騒音、そういったこと等も含めて、学校のほうに検査をお願いしたいというふうに思っております。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） そういうことで、また細かいところは、お互いに確認しながら進めていければいいなというふうに思っています。

空調設備に関する質問の次に移らせていただきます。

次に、空き家対策についてお尋ねをさせていただきます。ことしの2月に空き家対策に関する、うきは市の計画が公表されております。その計画を確認しながら質問をさせていただきたいというふうに思っております。

1点目、計画は、実態のデータベース化、あるいは啓発・相談、活用、対処となっておりますけれども、適切な管理や活用の促進は非常に大変困難な状況があると思いますけれども、目標と進め方について改めてお尋ねをしたい、どういう考えを持っておられるのかお尋ねしたいという

ふうに思います。

それから、2点目は、現在あるリフォーム制度等がありますけども、新たにリフォーム制度の新設を行って、既存の制度の見直し等を行いながら、耐震化を含む制度の見直し、そういったことが必要ではないかなというふうに考えますけれども、所見をお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、空家等対策計画について大きく2点の御質問をいただきました。

1点目が、空家等対策計画の目標と進め方についての御質問であります。空き家につきましては、全国的な課題として、適正な管理が行われていない結果として、老朽化による建物の倒壊の危険性や治安の悪化など、地域の防災、防犯、安全、環境、景観の阻害等、多岐にわたる問題を生じさせております。

このような問題の解決策として、平成27年5月に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、市では平成28年10月より、空き家実態調査を行いました。結果として、市内で776軒の空き家を把握し、平成29年9月から、空き家等所有者意向調査を実施いたしまして、平成30年1月に第3回うきは市空家等対策協議会で、うきは市空家等対策計画を策定したところであります。今後、国の空き家政策の動向や社会・経済情勢の変化を踏まえ、必要に応じて見直しをしてまいりたいと考えております。

市では、この計画に3カ年の目標として、不良住宅等の除却を20戸、空き家の活用を20戸を行う設定をしております。除却につきましては、平成29年度の実績として12件を実施し、平成30年度は10件分を予定しておりますが、現在、既に10件について着手しているところであります。空き家バンクにつきましては、平成25年度から開始し、今年5月末現在で登録38件となっています。成約件数は、市外者20件、市内者9件の合計29件の住宅供給ができました。現在、登録の取り下げ4件があったことから、ストックは5件となっております。

事業の推進につきましては、これまでの空き家意向調査にあわせて、空き家バンクの登録案内、危険家屋の除却補助の案内を行ってまいりました。また、今年、住環境建設課、うきはブランド推進課、生涯学習課と合同による、市民向けの建物相談会を実施することとしておりますが、その結果を踏まえ、今後の事業の進め方について検討してまいります。

2点目が、リフォーム制度の新設、または既存制度の中で耐震化を含む制度の見直しについての御質問であります。現在、空家等対策の実施体制として、住環境建設課、うきはブランド推進課、生涯学習課、市民生活課、税務課の関係各課が連携し、事業に取り組んでおります。補助制度といたしまして、住環境建設課では老朽危険家屋等除却促進事業費補助、木造住宅耐震改

修事業費補助、うきはブランド推進課では空き家リフォーム事業費補助、生涯学習課では伝統的建造物保存地区及び町並み保存地区保存対策費補助、保健課ではバリアフリー補助等がございます。現在は、各担当課で事業推進を行っておりますが、先ほどの空き家対策の推進でも申し上げましたように、今月、各担当課合同で建物相談会を実施することにしておりますが、その中で補助金制度の説明も実施してまいります。

6月9日に、既に、うきは市民センターで実施した建物相談会では3件の相談がありました。今後、今月23日には、うきは市生涯学習センターでも実施を予定しているところであります。まずは制度についてわかりやすく説明を行い、各種補助事業制度について周知を行うことが重要と考えております。相談会の中で、いろんな御要望をお聞きしながら、制度の見直し等についても検討してまいりたいと考えております。

また、相談件数が少ないことから、次年度以降につきましては、今年度の結果を見て、開催時期あるいは広報の方法について検討してまいりたいと、このように考えているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 改めて、空き家が776戸、そのうち、計画の中に示されている実態のところ、明らかに危険と思われるのが81戸ということで計画の中に示されておりました。そういう意味では、うきは市の全体の人口減少の中で、しかし一方では、世帯数はなかなか減らないという、1万1,000世帯を超えてるということは、建物があいた状態で新しいところに移るといいう状況も含めてですね、あるのかなど。つまり、新築住宅等、過剰供給が容易にするような、そういった税制度ということが指摘されているところでもあるかなというふうに思います。

特に今回の空家対策法において言えば、たしか勧告のレベルになると税制措置が変わるといいうふうになると思いますけれども、そういった点からも、市民の理解を得ながら、この施策を進めないといけないなというふうに思っております。

そこで、ちょっと1点だけお尋ねしたいのが、不良住宅の除却を20戸というふうにおっしゃって、不良住宅という概念がちょっとよくわからなかったもので、これは特定空家ということになるのかどうか、その辺をちょっと——ことを言っているのか、指しているのかどうかをちょっと改めて確認します。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 住環境建設課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 江島住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） この特定空家でございますが、この除却につきましては、29年度から予算化をいたしまして、老朽危険家屋の除却の補助をやって取り組んでおるところ

でございます。全体計画の見直しでは、この目標として20戸の除却を目標として掲げておりますけれども、29年度の予算化に伴いまして、市民からの要望等が結構、要望がございまして、実際、実績として、先ほど申しましたような実績が上がってきております。

特定空家、それから危険家屋なんですけれども、実際、この危険家屋除却につきましては、特定空家の認定、今、市のほうでは4件行っておりますけれども、この特定空家以外の老朽危険家屋の除却のほうが行われたというところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 先ほど市長の答弁の中で、昨年12件、そして今年度はもう既に10件、起きてる。そういう意味で、計画そのもので言うと、ことしつくって、3年後、平成33年までの計画ということになるわけですけども、非常にふえてきているというか、あるいは認知度が高まれば、さらに多くなるだろうというふうに思うわけですね。そういう意味では、先ほども言いましたように、さっき私が困難な状況というのは、特に、この今回、空き家対策の中で言われているのが、相続に関する、市内、市外及び、それに係る理由等が述べられているわけですけども、非常に困難さがあるだろうと。そこの特定していくために。そういう意味では、1つは、目標が低いのではないかということが1点目、挙げられるということと、それから、2点目には、今の体制で十分なのかどうか。協議会を設置して、いろいろ報告、あるいは対策等について特定空家の認定とかされていると思いますけれども、それに係る体制の問題で、本当にそれでいいのかどうか。とりあえず3年というめどの計画でありますけれども、その辺の見通しについて、2点お尋ねしたいと。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほど答弁をさせていただきましたとおり、ことしの1月に策定しました、うきは市空家等対策計画の計画における目標値及び達成状況の評価という項目の中で、不良住宅の除却を20戸行います、空き家の活用を20戸行いますという目標値を掲げさせていただきました。この目標値に沿って、今、しっかり対応させていただいているところであります。この目標値が少な過ぎるのではないかというような御指摘もありましたが、何せ新法のもとで初めて取り組むような計画でございますので、しっかり、この3カ年の実態を見きわめながら、次につなげていきたいと、こういうことで考えております。

ずっと御説明してますように、776戸の空き家がある中で、これを利活用空き家、そして適正な管理空き家と分類をして、それぞれ対応していかなくてはいけないんですけれども、やはり我々としては、先ほど議員御指摘のように、81戸が大規模修繕または解体、あるいは、ほぼ倒壊の分類が合わせて81戸ありますけれども、しかし、このまま修繕不要で、このまま使える、そのまま使えるような家屋が159戸、そして小規模修繕必要な分だけで278戸というか、合

わせて437戸は完全に一部手直しで再度住むことができる、こういうことでありますので、今後、空き家バンク、登録件数が少ないわけなんです、空き家の所有者の皆さんに粘り強く利活用について呼びかけをしていきたいと思えます。

そんな中で、議員御指摘のように、所在者不明の空き家もまた大きな課題になってきておりますし、また、国のほうも土地について新法も国会で成立したやに聞いておりますので、国の動向等を見ながら、しっかりした空き家解消等に取り組んでまいりたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 私が言ってる困難さというのは、確かに市長のおっしゃっているところを含めて、可能性、利活用の問題も含めて、あるだろうというふうに。ただ、計画の中でも指摘しているように、幅員のないところ、それから非常に狭隘なところ——狭いところですね、があるというふうに報告があります。そういう意味では、何というんですかね、利活用するにも、たとえリフォーム、例えばしたとして、そこに人が入れるか。駐車場が隣接しない、スペースがない空き家というのが160軒もまだあると。幅員が4メートル以上確保されている空き家は17.5%、136軒で、622軒は4メートルの道幅がない。だから、取り壊したら、家も建てられないというふうになりますよね。そういう困難さが、実を言うと、あるんだろうなと。だから、そこのところの計画が、実を言うと——確かに利活用する、本来、この法律の趣旨は、もっと利活用して、早目に対策を打って、地域の活性化を目指しなさいというのが法律の趣旨だろうとは本来は思うわけですが、そこに、うきは市の困難さがあるというふうに、私は、この計画書の中から見てとれるわけですね。

だから、さっき言いましたように、今の制度、いろんな補助事業があるわけですが、それでいいかどうか。もっと極端な、はっきり言えば、普通に、ここまでなる前に、81戸のところになる前に——258戸ですか、258あるわけですが、それに対する手だてが優にできる。例えば、いろんな条件がありますよね、今の補助制度については。例えば木材——うきは木材を使わなきゃいけない、あるいは、実際に県外、あるいは県内でもいいですけど、実際に引っ越しされる方が申請しないといけない。だから、持っている人が自由に、例えば、こうしたい、利活用のために使いたいというためのリフォーム制度というのは、うきは市にないんですね、現実には。その上限枠がいろいろあったとしてもですね。

そういう意味では、この間、ほかの自治体では、例えば大牟田だとか飯塚だとかでは自由に——自由にとえば、持ち主が市内の人であれば、市内の施工業者を使って地域活性化ということも含めてやっているのが、この間、リフォーム制度として実施されてきていたわけですね。そういったのは、うきは市にないと思うんですね。そこの辺をもっと活用できるような制度の新

設ということを私は思っているわけなんですけど、それは市長としてどうお考えですか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 今、議員もお手持ちで、776戸の内訳をお持ちだろうと思いますが、御承知のように、つい最近、うきは市内におきましても、築150年の古民家、今、議員お手持ちの資料でいくと、もう、どちらかという解体——倒壊するように、の分類に入るような古民家が見事に再生されて、今、「きふね」という屋号でございますけれども、うきはの大きなよりどころになっております。

私どもは、古いものを新しく生かすという観点で、今、都市部は、そういう古民家の需要が高まってきて、うきは市にも大きな引き合いが来ているところでありますけれども、残念ながら、古民家を所有している皆さんの御理解が、まだ仏壇があるからとか、しっかり荷物もあって、その整理がちょっとなかなか大変だからということで協力をいただけないところがありますけれども、大きな、そういう面ではブームが押し寄せてきております。まさに移住・定住施策の大きなチャンスが来ておりますので、しっかり所有者の皆さんに呼びかけをして、御理解をいただくべく頑張っていきたいと、このように思います。

そういう中で、いろんなリフォーム等の補助助成の新しい制度をとという御指摘であります。御案内のように、うきは市は全国でも珍しいぐらい、いろんな制度を用意しているのではないかと思います。議員御承知のように、空き家リフォーム補助制度はもとより、うきは材を活用することを前提とした木材利用促進補助事業、さらには耐震化の診断補助事業であったり、耐震化補助事業もございます。それから、伝建地域が2カ所あって、伝建地域ならではの補助制度、そして、さらに今、文化庁に、文化的景観ということで、そういう申請もさせていただいている中で、かなりそういう意味では補助制度というのは多種多様の制度を有していると、こう思っています。これが議員の目から見て、うまく効率的に使われてないとするならば、本望でありませんので、そういうところについては、しっかりですね、いろんな制度は抱えておりますが、それをもう少し統合するとか新しい形に持っていく等々については、また今後検討をさせていただきたいと、このように思っております。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） これ、27年、28年の実績で、物件の調査関係で、相談は50件ぐらいはあるわけなんですけども、実際にそれを、調査を委託されたのが18件ですね。それから、空き家リフォームの補助金については、27年、28年度で26件。金額で言えば1,200万円程度になりますね。それから、木材利用促進、これが、27年、28年合わせて27件、約900万円ぐらい。市内が21件、Iターン、Uターンが6件というように、改めて空き家対策法が出た状況の中で、先ほど、この実態を調査して調べた結果、こういう状況だとい

うところと、この今、行われている、いわゆる制度との関係で、使いづらくないですかというのが私の言いたいこと。要するに、利活用するための施策として、今やっているやつは、県のリノベーションの施策の中の項目として登録されて、いろいろ調査もされてます。問い合わせも来ているというのが実態だと思います。でも、なかなかそこにつながらないというのは、そこに住んでいる人たちが、今、市内で持っている方が、所有者については約4割、市外に住んでらっしゃるのが32%というような状況ですので、市内でも市外でも含めて——特に市内に住んでらっしゃる方だろうとは思いますが、さっき言った小規模あるいは中規模を合わせて696件か、ぐらいありますけども、その人たちに、さっき、相談会の話がされてましたけれど、改めてきちんと伝えて、その所有者に対して、このうきは市の活性化、あるいは、先ほど、どなたかの答弁で田園回帰の話も含めてされているとは思いますが、そういった人たちに、やはり情報発信していく。そのことによって、うきは市が住みやすいまちづくりを目指している、空き家対策をしていく、しているということの、やっぱりきちんと明確にするべきではないかなと。そういう意味で、今、既存のやつを改めて見直して——見直してというか、そういった人たちが使いやすいような制度というのをやっぱりつくるべきではないかなというふうに思っているわけです。

件数は、先ほども大牟田とか言いましたけども、件数は、大牟田なんかは抽せん会をされているらしいですけど、ちょっと、きょうはデータを持ってきてなくて、忘れてしまいましたけど、大体1,000万円ぐらいの予算で先着順という抽せんで行っている——飯塚もそうですけれども、そういうふうに地元業者の活性化にもなるので、そういった方策を改めて考え直す——考え直すって、考えていけないか、改めて、もう一回、市長の答弁をお願いしたいと。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 空き家の利活用は、今後、移住・定住施策を進めていく上で大きな課題だと、このように思っております。

そのような中、少し用途には制限がかかりますけども、実は民都開発資金を活用したところの、ふるさと創生事業の活用であったり、あるいは最近、総務省が力を入れてますローカル10,000という事業、いろいろ国のほうも、いろんな手だてをされておりますので、常にアンテナを高くして、いろいろ用途制限はかかりますけれども、いろんなケースに合わせて、しっかりした古民家再生に取り組んでいきたいと思っております。必ずや、古いものを新しく生かすという流れは、大きな波として今、訪れてますので、しっかりした対応を図っていききたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 改めて、さっき、前提となるのは、うきは市の空き家の状態、空

き家に例えば、さっき、4メートル未満の幅員のところが非常に多くなって、それから、吉井あるいは御幸のところ——千年もそうですけれども、結構、三桁の数字に近いところで空き家があるという実態があると思いますので、その辺も含めて十分に計画の中に——まだまだこれから、第1期目の計画ですから何とも言えませんが、体制も含めて、空き家を何とか解決できるようにしていただければというふうに思います。

なお、特に今、特定空家に認定されてる4件の中の今後についてですけれども、特に地方においては、先ほど、税法上の固定資産税の評価について、勧告になると変わってきます。それに対する抵抗が非常にあって、地方のところではなかなか進んでいないというのが実態だと思います。そういう意味も含めて、調査の対象、あるいは相談員となる、それぞれの窓口も含めてですね、きちんと充実していただければありがたいというふうに、これは要望でしておきます。

時間がないので、次の質問に移らせてもらいます。

3点目に、免許自主返納についてお尋ねさせていただきます。地域交通をめぐる国の動きと当面の施策について改めてお尋ねをしたいと思います。

交通基本法のもと、改正地域公共交通活性化再生法が施行され、地域公共交通ネットワークの再編に対する重点的な支援内容や維持に関する事業が国のほうで実施されています。うきは市の実施計画について改めてお尋ねをしたいと思います。

それから、再編計画がまとまるまで、前回の質問のときには、交通会議も含めて、庁舎内で検討会議を設けてということをおっしゃってますけれども、その計画がまとまるまでの施策として、改めて割引——タクシーチケットなどの割引券、その支援等の実施を求めたいと思いますけれども、所見をお尋ねしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、免許自主返納について大きく2点の御質問をいただきました。

1点目が、うきは市の地域公共交通再編実施計画についての御質問であります。議員御指摘のように、持続可能な地域公共交通ネットワークの再構築を図るため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律、いわゆる地域公共交通活性化再生法が改正され、平成26年11月20日に施行されました。この改正により、新たに地域公共交通網形成計画と地域公共交通再編実施計画の制度が設けられました。地域公共交通網形成計画とは、地域にとって望ましい公共交通網の姿を明らかにするマスタープラン、地域公共交通再編実施計画とは、マスタープランを実現するための実施計画の1つとして位置づけられております。

うきは市におきましては、現時点では、これらの計画策定の予定はございませんが、道路運送法に基づき、市民の皆さんや交通事業者などで構成する地域公共交通会議を設置して適宜協議を行うとともに、各校区の自治協議会を訪問するなどして、地域における公共交通の課題について

協議を重ねながら、関係者間の関係構築や連携強化を図っているところであります。

地域公共交通につきましては、対話とコンセンサスを得ることが非常に重要であると認識しておりますので、今後も十分協議を続け、地域の皆さんとの合意形成を図っていきたくと考えております。

2点目が、運転免許証の自主返納支援策についての御質問であります。このことにつきましては、これまでも同様の質問をいただいております。一時的なタクシー利用券の配布などが根本的な課題の解決策になるとは考えにくく、地域交通手段の確保とセットで検討していきたくと考えております。

また、全国にも4校しかない公設の自動車学校を活用して、高齢者の安全運転の取り組みについても努力をしてみたいと考えております。

新聞報道では、久留米市の平成30年度当初予算案の記事の中で、平成29年度に導入した高齢運転者の免許自主返納の支援事業を1年で打ち切ることが書かれておりました。そのことも踏まえまして、私は、課題は、高齢者の皆さんが運転できなくなった場合でも、引き続き普通に生活ができることということであり、そのために何が必要とされているかという視点で施策を実行していかなければならないと、そう認識を新たにしたところであります。

3月の岩淵議員の一般質問に対する答弁の中で、江南自治協議会における地域包括ケアシステムの構築のための協議の場のことを紹介させていただきました。そこでは、外に出る手段も重要だが、出るためのきっかけづくりも重要であり、それを地域の方や事業者が協働してできないかというような意見もございます。現在、アンケート調査に向けた取り組みを進めており、市民の皆さんや関係者の皆さんにも御協力をいただきながら、8月ごろの調査実施を予定しているところであります。

さらに、行政としても関係職員による検討会議を開催しております。江南地区におけるニーズ調査の実施と集約・分析等を踏まえながら、今年度中には試行運行の実施につなげていきたいと思っておりますし、これを解決の糸口にしてみたいと考えているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 地域交通会議を中心にして進めたいということでもありますけれども、1つは、国が実施している事業について、この近辺のエリアで言えば、久留米市、日田、それから朝倉市が計画を策定して——認定まではいってないのかもしれませんが、策定しているという情報は入っております。

全国で415件で、現在23の実施計画が認定されているというふうに報告されてます。そういう意味では、中山間地域を持つ私どもの町としては、改めて、その計画をつくるための予算措置だと思えます。特に地域交通って、うきは市の場合は3市にまたがったり等しますので、そう

いう意味では、確かに地域交通会議は、それはそれとしてありますけれども、調査・検討のための費用が国からも助成されるということなので、そういう面も含めて、私は質問させていただいたつもりであります。

なかなか、うきは市は単独で予算を組んでやるというのが厳しい財政事情の中でだと思えますので、改めて、そういう点も、いろんな国交省の施策がある中から、どう、何をチョイスして、今の、うきは市内で議論されている中身とマッチングできるかといったところを少し聞きたかったということでもあります。

先ほどのタクシーチケットの件、この間も何人かの議員から質問をされてました。確かに、おっしゃるとおり、近隣のところではタクシーチケットを廃止して——廃止したのはわかります。市長の答弁は、そこの先を言っていないから問題なんですけど、それをコミュニティーのところへ振り分けていくというような案だったと思うんですね。だから、予算の使い方を変えたということだろうと思う。そういう受け皿が、実を言うと、あるんですね。

前も3月のときに質問をしましたけども、日田市でもテストで循環バスをずっと運行されているというふうなことであります。ただ、その計画をつくるまで待てと言えるのかと。昨年3月のときに答弁いただきました。昨年で95名だったと思いますけども、免許返納がありました。ことしの4月の、うきは署管内での報告によると、毎日2名程度、免許返納の方がいらっしゃる。多分、その法律がつけられてからもう何年もなりますから、数百の方が交付を受けている可能性があります。そういう意味では、そういった方々にとっては非常に重要なことであるし、それから、買い物場所自体が閉鎖するといった事態も改めて起きている。そういう意味では、これ自体を市長自体は喫緊の課題だというふうに認識されていないということになるのかな。そこをちょっとお尋ねしたいんです。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 何度も答弁させていただいてますように、もともと、この自主返納のこういう恩典制度というのは、どちらかというと都市部からスタートをしました。例えば東京都内ですと、地下鉄とかJRとか私鉄がもう生活圏域に張りめぐらされて、東京都営の路線バスもあるわけですね。したがって、御高齢の方については、免許証を返して、公共交通を使ってくださいという誘導を——施策のもとに、こういう恩恵をやられているわけではありますが、うきは市は、残念ながら、そういう公共交通網がございません。したがって、我々は何もしないわけではなくて、一番肝心なのは、うきは市民の皆さんで、確かに御高齢かもしれませんが、今なお運転は大丈夫だという方もいらっしゃいますので、そういう方のために、交通事故がないようにするためにはどうしたらいいか、それを、全国4校しかない公設自動車学校を活用して、うきは市立自動車学校を活用して、高齢者運転教室とか、いろんな施策をやっているということが、1点、

御理解をいただきたいと、このように思います。

そういう中で、どうしてももう運転はできない、しかし運転がなくなると、生活、買い物弱者になってしまうという現実もあって、それは非常に大きな課題だと認識しておりますので、先ほど答弁させていただいてますように、江南地区のアンケート調査をやろうと思っておりますので、ここをモデルに、しっかりしたコミュニティーの公共交通網のあり方について、しっかりちょっと取り組みを考えたいと、このように考えているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 改めて、前回3月のときに市長もおっしゃってましたように、いろんな場で御指摘をいただいている案件だというふうに思っています。そういう意味では、自動車学校の問題というか、免許返納イコール弱者というか、地域の弱者ではない。だから、弱者という意味では、いろんな弱者がいるわけで、買い物弱者も含めてですね、そういうところを踏まえて、その全体のところを考えていただきたいと。そういうことで、この件については、また日を改めて質問をさせていただきたいというふうに思っています。引き続き、公共交通機関の確保に向けた要望をさせていただきたいというふうに思います。それでは質問を終わります。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） これで、6番、岩淵和明議員の質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 次に、11番、上野恭子議員の発言を許します。11番、上野恭子議員。

○議員（11番 上野 恭子君） 11番、上野恭子です。議長から許可をいただきましたので質問に入ります。

その前に、せんだって、市外の方が、うきは市は、とても魅力的になりましたねというような言葉をいただきました。これも行政の皆様方、また、議員の皆様方の頑張り、それから市民の皆様方の御協力と思い、本当にうれしく思ったところです。ますます拍車をかけて頑張っていただきたいと思い、一般質問をさせていただきます。

それでは、きょうは5つの質問をいたします。

1つ目、国民健康保険制度について、2つ目、五庄屋の偉業について、3つ目、うきはソウルフードについて、4つ目、河川愛護について、5つ目、障害者雇用と社会参加について、5つの質問をいたします。

それでは、初めに、国民健康保険制度についてです。

ことしの4月より、県が財政運営を行うようですが、国民健康保険税滞納者への対応については、特別の有効期限を定めた短期証、資格証の交付や、高額医療費給付差しどめなどを強める自治体も多くなっていると聞きますが、うきは市ではどうなのか。

市町村で財政管理をしておりましたが、都道府県へ財政運営の移管ということ、また、70歳以上の高齢者も多くなりまして、国民健康保険になり、所得水準は低く、保険料の負担が重いということもあると思います。都道府県の責任主体を、安定的で効率的な事業運営、制度の安定化、規模を大きくすることで財政の安定化を望むものだと思っております。赤字体質からの脱却ではないでしょうか。

市には、国民健康保険運営協議会などがありますが、保険料が下がる可能性はあるのかどうかというところも思っておりますが、まず、資格証——資格証というのは、1円も保険料を払っていない方、それから短期被保険者証というのは、6カ月間内の証書をいただく。分割で税を払う約束を守る人に出される証書です。こういうものがありますが、残金のある方は、資格弁明書をつけて出すということ、また、短期証を出す場合は、徴収対策室と検討を重ね、本人に納税の分割約束を守らせるとか、そういうことをしながら出す証明書だと思っておりますが、このことに対し、うきは市が持っている、わずかな、そのことに対する裁量があるのかどうか、そこいら辺が非常に気になりましたので、この質問をさせていただきました。

まず、国民健康保険というのは、加入をし、保険料を納めること、これが条件です。納められた保険料は、国の補助金などと合わせ、医療費や出産育児一時金とか高額療養費の費用に充てられるなどであろうと思いますが、このように保険料金は国民健康保険運営の大きな財源となります。

この資格証明書というのが交付されたのは、ちょっと調べてみましたら、昭和13年、国民健康保険法旧法で、1年間滞納すると、保険証を返していただき、資格証明書が交付されたというようなことからの始まりかなと思っておりますが、これに対し、非常に策を強める自治体が多くなっていくということを聞きましたので、うきは市での裁量、今まであったと思われる裁量が、県主体になりますと、どうなるのか、そこいら辺をお尋ねしたいと思います。

1回目を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、国民健康保険制度について、国保制度改正に伴う滞納者対策についての御質問をいただきました。

本年4月から国民健康保険制度が改正され、財政運営が県に移行されたところであります。保険料の徴収など住民に身近な事務は引き続き、市町村が行いますので、滞納者対策についても、これまでどおり市町村で行っていくことになります。

滞納世帯の取り扱いにつきましては、今回、県から統一の要綱案が示され、それをもとに、うきは市国民健康保険税滞納世帯の取扱いに係る要綱を平成30年2月に定めております。この要綱の中で、一定の国保税滞納者に対しましては、被保険者証等を返還させ、分納誓約をし、誠実

に履行しているかどうかで、6カ月以内期間を定めた被保険者証である短期証、もしくは国保資格の証明するのみで、受診時10割負担となる資格証のいずれかを交付することとしており、4月に、短期証、資格証の交付を行ったところであります。

また、滞納世帯から、高額療養費の申請、または10割負担をして、特別療養費の払い戻しの申請がなされた場合、被保険者証、短期証、資格証世帯であるかどうかにかかわらず、同意書をとった上で国保税滞納分に充当する手続を行っております。

差しどめにつきましては、差しどめる以前に納税相談等により対応しており、うきは市での事例は今のところありませんが、制度としては、さきに申し上げた要綱において規定をしているところであります。

いずれにしましても、国保財政の健全化のため、国保税の徴収は不可欠ですので、今後とも滞納徴収に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（11番 上野 恭子君） 今、説明をいただきましたこととおおよそわかりましたが、このことであれば、短期証、資格証は確実に——何もない方は今までもいらっしゃいませんでしたが、いないということ。そして、おおよそ事務手続は、うきは市で、うきは市の分はしていくということで、おおよそ今までどおりで、短期証と資格証の方には、面談の上、しっかりと話し合いをし、分割の方法、また、一括自己負担を資格証をしていただいて、払い戻しの分は保険のほうに入れていくというようなやり方を今までどおりしていったら、うきは市のペースは崩さずやっっていけるということの理解でよろしいでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 具体について、市民生活課長より答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 松岡市民生活課長。

○市民生活課長（松岡 美紀君） 先ほどの滞納者対策の対応についてですが、直接的な徴収なり、そういうことにつきましては、今までどおり徴収係とやっていきたいと思っております。

ただし、今回、要綱の中で何点か変わった部分というのもございまして、先ほど議員さん言っておられました裁量の余地というところに該当することになるかもしれませんが、今回、新要綱の短期証、資格証を交付基準により交付しておりますが、平成29年4月の実績と比べ、160世帯ほど交付件数が減少をしております。言いかえると、一定の短期滞納者が被保険者証を手に入れたことにはなりますので、その部分で、先ほどおっしゃられた裁量の部分に該当するようなことにはなってくると思えます。

ただ、今後も国民健康保険の制度上、おのおのの税負担の必要性というものは滞納者の方々に説明をしていかなければいけませんので、今回定めた要綱に沿って納税相談等を今までどおり行

っていきたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（11番 上野 恭子君） おおよそわかったつもりであります。

最低でも資格証を配付していただいて、それがかかられるというところと理解をしております。そして、今までどおり徴収等の話し合いをしながらということではろうと思っておりますが、その裁量の部分が非常に面談の上で厳しく納付ということを書いていかれるのだろうと思っておりますが、私が、この件を質問するに当たって、納税しない人がいいということを書いているわけじゃないわけで、本当に、この保険に関しましては、命の最後のとりででありますので、この件は忘れてはならないという思いからの質問、一度はお尋ねしておくべき事柄だなと思い、一般質問をさせていただきました。

各市に特別調整交付金などをいただきながらやっているわけですが、なかなかこれは全員で、市民全体で、または県全体で維持をしていかななくてはならないことなので、非常に、やはり滞納者に対しては、厳しい診断は必要だと私も思っております。その上で、最後のとりでである保険でありますので、そこを頭に置きながら、市民の方へのお伝えをお願いしたいと思っております。そういうところでの一般質問でございます。

短期証につきましては、6カ月内ということですけど、これは3カ月とか2カ月とか1カ月の方も随分多いものかどうか、ちょっとここをお尋ねいたします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民生活課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 松岡市民生活課長。

○市民生活課長（松岡 美紀君） 今回、新要綱が変わってから初めてですので、4月に交付した短期証に関しては、原則六月以内ということで出しておりますので、ほとんどの方が六月で短期証を持っているというふうに捉えております。

ただ、個々の事情という部分もありますので、その部分で、わずかではあるとは思いますが、六月未満の方もいらっしゃるというふうに考えております。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（11番 上野 恭子君） それでは、もう一回の質問で終わりたいと思っておりますが、今、始まったばかりですが、感じとして、短期証、それから資格証の交付件数というのは、例年と変わらない程度の件数になりますでしょうか。その新要綱を見て、随分数字が変わりそうだと思いますでしょうか。おおよその感じでいいんですけれども、お答え願います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民生活課長に答弁させます。

○議長（櫛川 正男君） 松岡市民生活課長。

○市民生活課長（松岡 美紀君） 今回、4月に、短期証及び資格証につきましては、新要綱において交付をしております。件数といたしましては、昨年度の4月に出した分——同様に出した分と比べれば、160件ほど少なくなっておりますので、ことしにつきましては、少ないということで御了解いただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（11番 上野 恭子君） はい、わかりました。

今後も徴収のほうとも連携をとりながら、しっかりと対応をお願いしたいと思います。本当に保険となりますと、なかなか命のかかわることですので非常に気になっているところでありましたけれども、担当課のほうでよろしくをお願いしたいと思います。

この件につきましては、これで終わりたいと思いますが——もう一つ、お尋ねしてよろしいですか。

資格証、短期証につきましては、特別な事情がないに限り、こういうものを発行するというふうなことをちょっと私、調べましたけれども、特別な事情というのは、何かそういうものがある場合があるのでしょうか。私が調べた限りですけれども。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民生活課長に答弁させます。

○議長（櫛川 正男君） 松岡市民生活課長。

○市民生活課長（松岡 美紀君） 特別な事情というものの答えになるとは思いますけれども、例えば事業とかを行っておられまして、事業の休廃止や病気とか、そういうふうなことで保険料を納付することができないというような、そういう事情を含めたところで特別な事情というふうにご考えております。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（11番 上野 恭子君） ありがとうございます。わかりました。

それでは、今後どうぞよろしくをお願いしたいと思います。それでは、1番を終わらせていただきます。

2番、五庄屋の偉業についてでございます。

先ほど、鳥越繁喜社長のことが出ておられて、一般質問の中で言葉を聞いたので懐かしく思いましたが、五庄屋の偉業について、川についての一般質問が幾つかございます。

五庄屋の偉業についてでございます。ことしの3月8日に産経ニュースの新聞を見、施光恒氏が掲載した、五庄屋に学ぶべき市民意識のあり方についての記事を見ました。五庄屋偉業の紹介とともに、結語として、農民主人公のNHK大河ドラマもあっていいのではないかと記されてい

ましたが、県内にとまらず全国に、この偉業を歴史的財産として伝えるべきだと思うが、市の考えはどうでしょうか。また、前向きな活動は行っているのか、その件をお尋ねしたいと思います。

私は数十年前に、五庄屋の偉業について東京のほうの方から教科書に載っていたことがあるとも聞いたことがございます。3月9日に――翌日、広報へ、産経新聞掲載について報告をし、せんだっての千年自治協議会の総会に市長もおいでになり、このような新聞記事のコピーをいただきました。これを見たときに、市のほうも何らか、この新聞に対して何か思っているのかもしれないと思い、質問をしたわけです。個人的に私は、ドラマ化というのは非常にうれしいことで、何かこれが発展しないかなというようなことを思ったわけですが、いつも時代劇の中には、今、皆さんも御存じのように、武士、もののふのドラマが多く、今、「西郷どん」のドラマがありますが、農民主人公の農民意識改革の実話というようなドラマもあっておりません。日本全国回っても、このような実話はなかなかないものと思われませんが、このことに対して前向きな活動を行っておればお伺いしたいし、市としての考えはどうか、お伺いをいたしたいと思います。

1回目を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、五庄屋の偉業について、五庄屋の偉業を伝える活動に関する御質問、御提案をいただきました。

五庄屋の偉業を伝承する活動としましては、毎年5月2日に江南小学校の児童や江南地区の関係者の皆様と五庄屋追遠会を実行委員会により開催され、その偉業をしのび、後世へ伝承されております。五庄屋追遠会につきましては、ことしで100年目を迎えているところであります。

また、大石・長野水道開削から350年となる平成26年には、350周年を記念して、五庄屋遺跡物語と題して、改めて往時を追想し、先人の偉業をたたえるため、パンフレットを作成したところであります。

平成27年には、西日本新聞の林逸馬先生の著書「筑後川」の現代語訳の出版やDVD「五庄屋物語 うきは水ロマン～大石堰水路物語～」を制作して、市内だけではなく、県内の小学校や図書館等へも配布を行い、学習教材として活用していただいております。さらに、県内小学校の社会科見学や一般見学者への説明等にも努めているところであります。

さらに、地域団体等の取り組みとして、五庄屋の精神に学ぶ会では、その偉業を子供たちに学んでもらおうと、千年小学校4年生を対象に毎年、舟下りや河川清掃を実施していただいております。白壁レディース21では、五庄屋の物語を紙芝居にして子供たちに語り継いでおられます。

五庄屋の偉業を歴史的財産として後世に伝えるためにも、このような取り組みが非常に大切であると考えております。御提案いただきました、五庄屋の偉業を伝える、さらなる活動につきましては参考とさせていただきますが、まずは、いろいろな機会を活用し、市内外の多くの方に袋

野隧道の偉業紹介もあわせて周知を図ってまいりたいと、このように考えているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（11番 上野 恭子君） 市長の言われるのは、もっともでございます。もっともでございますが、せっかく産経新聞に載っておりましたものですから、市外の方が目をいただくということは、どれだけ幸運な機会かなという思いもありましたものですから、ちょっとビジネスチャンスだなと思ったわけですが、内部のほうからしっかり広めながら、そして自然と伝わっていくということも大事ですけれども、いい機会ですから、少しは施光恒氏へのアピール、また、NHKに水神の本を送ってみたりとか、そういう努力もお願いしたいなという気持ちが少しありますが、いかがでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） うきは市におきましては、この五庄屋の偉業のみだけではなくて、今から90年前、安元知之先生主宰による、我が国初の新劇の一種である農民劇場が、このうきは市から誕生しておりまして、道の駅の西側に、当時初めて——我が国では初めてのギリシャ式野外形劇場もできております。これも安元知之先生のみならず、地域の山春地区の総出で、あの野外形劇場ができた。こういうことを考えますと、五庄屋と一緒に当時の農民が立ち上がり、そしてまた安元知之先生にあわせて農民が立ち上がって、こういう偉業をなし遂げた、こういう視点というのは、まさに市民社会意識を形成する上で大いに全国に発信していかなくてはいけないものだと、このように認識しておりまして、NHKのお話が出ましたが、私としては、いろんな機会にこういうアピールをさせていただいているところであります。

ただ、それがしっかり声に届くためには、この五庄屋にしても農民劇場にしても、しっかりやっぱり内側から、我々の先人で、こういう偉大な人がいた、あるいは、その当時の市民の皆さん、農民の皆さんが、こうやって立ち上がったということをしっかりアピールして傳承していくことが何よりも重要であると思います。

来月7日——7月7日午後7時7分に、南回り水路——五庄屋の偉業でできました南回り水路、菊竹六鼓記念館前で、まさに五庄屋に思いをはせながら、「水辺で乾杯」ミズベリングを行いたいと思っております。こういうのも市民の皆さんの発案でミズベリングが立ち上がっておりますので、私としては、いろんな形で市民の皆さんが、この五庄屋あるいは農民劇場、こういうことをしっかり広めていくような、そういう取り組みに大いな期待を持っているものであります。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（11番 上野 恭子君） ありがとうございます。

まさに市長の言われるとおりでございます。そして、徐々に広まっていき、いつかはお声がか

かるかもしれないという期待を持ちながら、そういうのも大事だろうと思っております。

ミズベリング、それも五庄屋につながるものでありますし、先ほどから出ました鳥越繁喜さん等も製粉で、しっかり、五庄屋の水路ができたおかげで、やはり米ができ、麦ができて建っていたわけですから、非常に五庄屋に関係するものだと思っております。

まず、市長の内外的なアピールもお願いしながら、そしてまた、できれば広報のほうでもしっかりと活動していただきながら、自然に広まっていくことを期待しながら、私の希望としての質問ですが、そのことを希望し、このことも将来の楽しみとして、とっておきたいと思えます。では、まず、7月7日のミズベリングを期待していきたいと思えます。

でも、こういう、何ですか、産経新聞、こういうものにしっかりと五庄屋のことが載るということは、一步も二歩も前進ということだと思えます。こういうものを見ながら、やっぱり市外の人が、うきは市は頑張っておられますねという、行政の方々の日々の活動、それから頑張りが少しずつ実を結んでいっているのじゃないかしらと思うわけです。常に頭に置いていただいて、機会があれば、しっかりとアピールをお願いしたいと思います。

それでは、2番を終わりました、3番、うきはソウルフードについてです。余りゆっくりしていくと最後まで行き着きませんので。

うきはソウルフードについてです。観光リピーターの形成は観光の活性化にとっても大切と思いますが、その1つとして、地域での地産地消のインパクトのある食の提供については大変重要だと思えます。市民や商工会、各種団体と連携し、うきはソウルフードレシピコンクールを行い、手軽に低価格でつくれる、お手ごろメニューを生み出してはどうかという提案です。市民参加型の活性化メニューとして盛り上がっているのではないのでしょうか。もし、うきはソウルフードができれば、そのレシピは、うきはからのお客様へのラブレターだと思っております。また、お店からの冊子は、お店からのラブレターだと私は理解をいたしております。うきはソウルフードを、うきは祭り等でもいいですし、また別の機会でもよろしいですが、レシピコンクールをしてというのは、昔をしのぶメニュー、手軽な料金で、うきはのイメージメニューとして、うきはの代表メニューとして審査し、つくったらどうかということです。

先ほどから五庄屋の偉業についてお話ししましたが、五庄屋様のおかげでお米も多くとれ、麦もでき、うきは市には鳥越製粉という大きな製粉会社が、本社がございました。製粉会社、5本の指にも入るような大きな製粉会社でもございましたが、鳥越繁喜社長が商工会の会長も長年されておたと記憶をいたしております。

清流の町でありますので、麺がとても有名です。そうめんの会社がたくさんあり、有名でございますが、麺にかかわる料理、それから粉にかかわる料理として、お店では、こういうソウルフードで出ておりますけれど、これはお店のメニューで、うきは市のソウルフードではないと私

は思っ、お店のフードメニューとしてはいいですけども、うきは市を代表する、そういうものをそろそろつくってはどうかと思っております。非常にいろんな面が整ってまいりましたので、あとは内面のそういうもの、何ですか、庭先野菜を使って、例えば、そうめんサラダでもいいですし、製粉会社もありました、粉もできておりましたので、昔は「ふな焼き」とかいうおやつもたくさん食べてまいりました。今ではクレープといたしますけど、そういうものを、たくさんできる果物でジャムもたくさんできておりますし、黒糖もできておりますので、そういうものを入れながら焼いて、うきは独自のおやつメニュー、それから、お米も大変おいしゅうございますので、その五庄屋雑炊とか、そういうような形ででも何か宣伝をするメニュー、お店のメニューとは別に、そういうメニューを考えていく、食文化を伝えていく、そういうものも大切だと思っておりますが、そういうことのお考えはありませんでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、うきはソウルフードについて、うきはソウルフードレシピコンクールを行ったらという御質問をいただきました。

議員御指摘のように、うきはに何度も足を運んでいただく観光リピーターをふやしていくことは、観光客入り込み客の増加を図る上で非常に大切な要因の1つであると考えております。昨年度、道の駅うきはで実施した、うきはの観光に関するアンケートの結果を見ましても、10回以上訪れている、いわゆるリピーターの方が46.2%と約半数を占めております。一方、初めての方は20%程度となっているところであります。こういったリピーターの存在が、じゃらんの3年連続顧客満足度1位という結果にも結びついてきているのではないかと考えているところであります。

ことし4月に、道の駅うきは内に、うきは地域総合商社の総合情報交流拠点「ウキハコ」を立ち上げ、外貨を稼ぎ、域内の消費拡大を図り、うきは全体を活性化していこうと取り組みを開始しております。例えば昨年度、うきは地域総合商社の活動として、九州3大麺どころである、うきは市をプロモーションするため、市内全ての製麺所と連携し、福岡市中心部で、うきはの麺プロモーションを実施したところであります。また、先日、中村学園大学と連携し開発した、うきは産の柿を使った「柿氷」のお披露目会を開催しましたが、今後もウキハコを活用した、市民の皆さんや事業者等を巻き込んだ数多くのイベントを実施し、うきはファンやリピーターを増加させていきたいと検討しているところであります。

御提案いただきましたソウルフードレシピコンクール等につきましても、フルーツや特産品、新商品等のPR戦略とあわせて検討してまいりたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（11番 上野 恭子君） ぜひ、これも頭にしっかり置いていただきたいと思っております。

本当に五庄屋様のおかげで非常に麺どころでありますけれども、なかなか麺の料理というのものがあるようでない、粉の町でもありましたけれども、なかなかない。本当に、うきは市を代表するメニューとして、昔懐かしいメニューも込めながら、食の歴史も込めながら、こういうのをつくっていただきたいと、ある年代の方がいらっしゃるうちに考えながら、その継承をしていって、市外からの方にも食べていただきたいという思いがいっぱいです。

本当に私が議員になったときから見ると、非常に全てのものが何か、きちっと整ってきたと言ったらあれですけど、中を充実していくような時期に入ったように私は感じております。それで、昔の偉業とともに歩んできた麺どころ、粉どころでありますので、そういうものを含んだレシピというのも考えながら継承していったらと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。これでソウルフードという部分もございましてけれども、うきは市としてのソウルフードでぜひお願いしたいと思っております。

それでは、次、行きます。

4番、河川愛護についてですね。

河川は少しずつでもきれいにしていくことが大切と思っております。去年でしたでしょうか、外部から来られた方が、美津留川の下流のほうが非常にごみがあって——庁舎の近くですね、ごみがあって、せつかくの庁舎がもったいないですねというような言葉を聞いたときから非常に気になりました。

それで、地域で取り組む河川愛護活動のため、ごみを拾ったり、草を切ったり、汚泥を処理するなどの作業がしやすくなるように、作業用チェストハイウェーダー——胴付き長靴を地域にも配布できないか。作業しやすくなると河川美化意識の向上につながるのではないかという思いです。

去年でしたすかね、12月か——3月議会だったかもしれませんが、江藤議員のほうから担当のほうに汚泥のしゅんせつについての質問がありました。今のうちにどうかしなくちゃいけないのじゃないかというような質問でございましたが、答弁としましては、予算が莫大にかかりますということで、なかなか市全体をするのには非常に莫大な予算が要るというようなことで、地域で少しずつでも作業のお願いができないでしょうかというような答弁でもありました。

しゅんせつ作業には莫大な費用がかかるというのは、私も予測はつきます。それで、道路愛護等のときでも、防災無線でもいいですし、文書でも、河川に準じているところの区民に対して、チェストハイウェーダー——破れてないものでないといけません、配布をし、作業しやすくと。草を切り、あれ、ごみが1つ落ちてでも何か汚いんですね。それで、ごみを、もうしあわせないときは、ごみを拾って、草を切るだけでも非常に見かけはいいものです。何かちょっと傘が落ちてても汚く感じますし、袋が落ちてても汚く感じますので、このチェストハイウェー

ダー、これをある程度の数そろえて、そして配布ができないかという質問でございます。

五庄屋様の町でもありますので、河川はきれいにしておきたいということから、お願いでございますが、いかがでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、河川愛護について、地域で取り組む河川愛護活動に使用するチェストハイウェーダー、いわゆる胴付き長靴の配布についての御質問をいただきました。

現在、市では、春、秋の道路河川愛護や5月実施のごみゼロ運動、また、10月に実施しております、筑後川・矢部川河川美化「ノーポイ」運動では、地域の皆様の御理解をいただき、清掃活動が行われているところであります。特に河川内の清掃活動につきましては、作業も大変とは思いますが、地域の皆様の御協力をいただいているところであります。

なお、胴付き長靴につきましては、必要な区に貸し出しをいたしております。ことし春の道路河川愛護では、借用の申し込みは49足で、在庫は50足ありましたので、申し込みされた区には、必要な分は貸し付けができています。

今後も胴付き長靴につきましては、貸し出しの方法でいきたいと思っております。なお、破損による入れかえ及び不足する場合は、補充する方向で対応してまいりたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（11番 上野 恭子君） チェストハイウェーダー、これは、やはりゴム製品でありますので、パンクではありませんけど、やっぱりちょっと破れたりします。それで、破れがあれば、多分タイヤのパンク修理で補整ができると思いますので、破れたところはふせていただいて、そして、やっぱり地域の方に河川作業、河川をきれいにするという意識づけるのも必要ですし、借りに来られるところは借りに来ましようけれども、借られないところは借られないというふうになると思いますので、少し道路愛護前にチェストハイウェーダーの御用意は十分できておりますのでというような放送でもしていただいて、市民の方に意識をしていただくということ、このことが大事ではなからうかと思えます。

道路愛護は、しっかりと道路愛護でしっかりとされますけれども、書類には道路河川愛護としてありますけれども、なかなか河川のほうは、道路愛護が終わった後でも傘が落ちていたり、ごみが落ちていたり、いろんなものが落ちておりますので、泥上げができなければ、ごみを拾うだけでも、しっかりと環境的には見た目も悪くありませんので、ごみを市外の方から指摘されたときから、しっかりと川のごみが気になるようになりましたので、その部分をやっぱりああいう、昔は魚をとる方がいらっしゃいましたので、チェストハイウェーダーをお持ちの方もいらっしゃいましたけど、ああいうものがないと川に入れませんので、破れがあれば補充をし、修理もできると思います。そしてまた、よければ市民課のほう、住環境のほうでも少しずつそろえていただい

て、地域は、浮羽と吉井は別に道路愛護ですので、しっかり市民の方に意識づけをするような方法をとっていただいて、河川をしっかりときれいにしていくことを考えていただきたいと思います。

せんだって、あれがありましたことで、草も刈り、ごみもきれいに拾い上げたという地域もありますので、やっぱりこれは意識づけの問題だなと思いましたが、その部分をよろしくお願ひしたいと思います。ゴムが破れては修理をし、少し補充をするということも考えながら、意識づけを——市民の方の意識を高めていくということをしつかり頑張っただきたいということに対しての最後の答弁をお願ひして、次に移りたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 住環境建設課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 江島住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） ただいまの河川清掃の御意見でございます。

まさしく地域の皆様の意識の改革といいますか、地域の皆様の協力によりまして、いろんな活動が行われております。その一環として、河川の活動も行われておるところであります。

今、議員御指摘のように、胴長等につきましては、今後も道路河川愛護の広報につきまして、皆様方の御協力を得ますような河川清掃への参加の呼びかけ、それから、そこにチェストハイウエーダーのことにつきましても、あわせて市民のほうに広報をしながら、協力を得ていただけますような形で行ってまいりたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（11番 上野 恭子君） ありがとうございます。

市民の方の意識が高まると随分違うと思っておりますので、よろしくお願ひをしておきます。

それでは、5番、障害者雇用と社会参加についてです。

道の駅うきはにつきましては、地域福祉、産業振興、地域文化、観光資源などのネットワークで、九州の3大重点「道の駅」の1つに指定をされていると認識をいたしております。障害者の方の社会参加や生きる力を育成する意味で、ウキハコにおいて、観光案内や観光リポーター体験活躍の場として支援できないかという質問ですが、6月9日の朝日新聞の筑後版、道の駅、じゃらん1位で大きく道の駅うきはが取り上げられていました。3年連続の快挙だということで書かれてありました。満足度ランキング1位でございます。

それから、せんだっては、福祉イベント「まごころ製品販売」、6月9日に行われております。道の駅うきはの入り口で障害者協議会にて——うきは市地域障害者協議会にて行われております。大変いいことだと思っております。重点「道の駅」は、福祉も絡んでの重点「道の駅」だと私は思っております。それで非常にうれしいことだと思いました。

せんだって、美術館めぐりをしてまいりましたときに、障害者の方のすばらしいアクリル絵画の展示等を見たときに、ウキハコを見学に行きましたときに、本当にスペースがある中で、観光に来られた方が地域を回っての感想を、その場所、その場所に張っていく地図がございました。あれを見たときに、このスペースに障害者の方の絵画の展示等とか、それとか障害者のレポーター——社会参加でレポーターの活躍の場、社会参加、社会性を養うために、そういうものができたら、ますます道の駅うきはが活躍できるのじゃないかということを思いました。

それで、道の駅は、地域福祉、障害者の観光案内も、もう一つございますが、こちらのほうには高齢者の観光案内の場所もございます。それから、産業振興では特産品がたくさんありますね。非常にすばらしく新鮮な製品があります。地域文化では、円形劇場、本当に市外の方がうらやむほどの昔の円形劇場も出てまいりました。それから、観光資源では、緑豊かな中にサイクリング車をウキハコに置き、あそこから、滝、山、川、それからフルーツ等を求めてサイクリングすることもできるようになりました。それで、地域福祉としてA型に行かれてある若い方でも、そういう社会参加の場として、ウキハコでイベント時のとき、それから連休のときでも結構ですが、そういう場として、自立していく一歩としての場としての役目ができないかということを思ったわけです。それと同時に、そういう方の絵画の展示とか、そういうのもいいのではないかと思います。そういうことに関してのお考えはあられませんか。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、障害者雇用と社会参画について、障害者の方のウキハコでの活動支援の御質問をいただきました。

現在、御承知のように、一般社団法人やすらぎ会による障害者の就労支援の取り組みとして、道の駅うきは観光案内所において、障害者の方による観光案内等を行っていただいております。お客様からの反応も好評をいただいております。また、年間120万人を超える多くの方が訪れる道の駅での観光案内ということで、やすらぎ会の取り組みとしても注目を集めている状況であります。

一方、地域総合商社の総合情報交流拠点「ウキハコ」と観光案内所でのサービスの関連についても、いろんな御意見をいただいているところであります。議員御提案につきましては、現在、うきは市観光協会、うきは市商工会、にじ農業協同組合、浮羽森林組合、うきはレインボーファーム、うきはの里株式会社、あるいは、うきは市議会、うきは市で組織する、オールうきは観光戦略会議を立ち上げております。今年度からは、実務担当者によるオールうきは観光戦略幹事会を発足させ、定期的に観光情報発信のあり方についても議論を行っているところであります。

障害者の方に観光コンシェルジュを担っていただく可能性についても、福祉事務所や関係団体等とも十分協議を行いながら、幹事会の課題の1つとして検討してまいりたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（11番 上野 恭子君） 非常に障害者の方の社会参加は、とっても刺激があって、本当にこの方が障害者だろうかというふうに変わられた方が何人もおられるんですね。それで私も、その結果にはびっくりいたしました。それで、やはり事業所で仕事をするだけじゃなくて、ああいう場に来ていただいて、また、若い障害者の方は特に今からがありますので、そういう方を育てる場としても、私は活用していただきたいという思いがありました。

それで、本当に、それは、例を言いますと、新聞の字を一文字も読まなかった障害者の方が非常に新聞を読むようになって、「こだま」の欄とか、しっかり読んでいくとか、全く2人見るようになられるわけですね。だから、若い方は特にやっぱりこれからありますので、御家族の方もいろいろと心配されている部分もあると思いますから、社会に溶け込むようなことをやっぱり考えてやるということは大事とっております。それについては、うきはの道の駅等は、いろんな方がおいでになりますし、楽しく会話しながら、交流しながら育っていくのではなかろうかと思っております。

そして、そういう方というのは、ある能力が突出しております、非常にアクリルの絵とか、すばらしい立派な絵を描いております。それで、ああいうのも、やっぱり家に置いておくだけじゃなくて、皆さんに見ていただいて、そして、みんなでやっぱり障害者の方を盛り上げてあげるということも、市が発展していく中では大変重要なことではなかろうかと私は思っております。

そういうことからして、ああいうしっかりとした場所がありますので、そういうところで特にまた、うきはの重点「道の駅」というのは、福祉、そういうものを全部が兼ね合うての3つの重点「道の駅」に選ばれておりますので、よその市外の方が目を見張るような成果がありはしないかなという、一例ができるのではなかろうかと思っておりますものですから、こういう提案をしたわけです。

今後、そういうような観光情報のセンターの懇談会等がありますならば、なおさらのこと、そういうところにも目を向けていただいて、道の駅が十分に生かされていくように、うきは市はえらいすごいねと言われる、そういうところ、本当に、そういう障害者の方が弱いというわけではありませんけれども、やっぱりそこに一手、手を差し伸べてあげなければいけない方が伸びていくというところの市は、私はすばらしい市だと思っております。それで、そういうところにも目を向けていただいて、しっかりとした、あるものを生かしながら、みんなが伸び伸びと暮らせる世の中になっていったらいいなという思いからの質問です。ぜひそういうことも考えながら、生かしながら、また、展示の場所もありますので、皆さんにすばらしい絵を見ていただきながらということも考え合わせながらの検討をよろしくお願ひしたいと思います。

最後の答弁をいただいて終わりたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） うきはブランド推進課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 樋口うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 一郎君） 議員からの、まだまだ障害者雇用、活躍に資する御提案を貴重な御提案として受けとめてまいりたいと思います。

4月11日にウキハコのほうをオープンさせていただきまして、今、地域おこし協力隊が、道の駅のスタッフから成るコンシェルジュというものを置いておりまして、まだ始まって2カ月と少しですが、どういった、お客さんが今、一番喜ぶのかとか、先般、市長のほうから話がありましたような、柿氷のイベントを行ったりしながら、観光、どういような対応を行うのがよいのかというところを模索をしているところではございますが、今後、そういった障害者の方が、つい目と鼻の先の観光案内所におられますので、そういったところを——あそこは観光協会さんが運営をされておられるわけですが、観光協会さんとも協議を図っていきながら、ウキハコにおける最適なサービスについて、障害者の方の活用も視野に入れて検討を進めていきたいというふうに考えております

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（11番 上野 恭子君） ありがとうございます。本当に、きょうは質問してよかったと思っております。

障害者の方のことを申し上げましたので、ついではございますけれども、障害者法定雇用率をちょっと調べておりましたので、これはちょっと別でございますけど、ここで申し上げておきます。

民間企業で法定雇用率が、2.0%が30年4月1日で2.2%になっております。国、地方公共団体では2.3%が2.5%になっております。都道府県の教育委員会では2.2%が2.4%になっておりまして、従業員の4.5人以上の事業所が対象となっております。それですけれども、33年度の4月までに、さらに0.1%引き上げる予定であるというようなことを聞き及んでおります。こういうようなことではございますが、しっかりと障害者の方にも目を向けていただいて、みんなが幸せになる社会をよろしく願いたします。

これで終わります。ありがとうございました。

○議長（櫛川 正男君） これで、11番、上野恭子議員の質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） ここで暫時休憩とします。15時45分より再開します。

午後3時29分休憩

午後 3 時 45 分再開

○議長（櫛川 正男君） 一般質問を再開します。

次に、2 番、組坂公明議員の発言を許します。2 番、組坂公明議員。

○議員（2 番 組坂 公明君） 2 番議員の組坂公明でございます。議長により許可を得ましたので質問をさせていただきたいと思ひます。

今回、私は防災に関する事を質問させていただきたいと思ひます。

きょういきなり朝出てくるときに、大阪のほうで震度 6 というような形で——震度 6 弱ですかね、先ほどニュースを確認しましたところ 3 名の死者、それから、236 名でしたか 237 名でしたかの負傷者が、もう午前中は 30 名、60 名、今はもう 230 名以上というような形で報道でなされております。また、2 日前だったと思ひますけど、沖縄のほうで、奄美大島、台風 6 号、50 年に一度の大雨というような形で災害を受けられている。

全国各地で毎日のようにこういった形で災害が発生しているということで、これの備えが必要であるということで、常々市長のほうも言っておられるところでございます。今回、私は第 2 次うきは市総合計画にも掲げられております、安全・安心なまちづくりについて質問をさせていただきたいと思ひます。

まず、1 点目の質問でございますが、昨年 7 月、朝倉、東峰村、それから、日田市を初めとした九州北部を襲ったこの未曾有の豪雨、わずか 24 時間で半年分の雨が降っていると。で、福岡、大分両県で多くのとうとい命が奪われました。なぜ、これほど命が失われたのか、救うすべはなかったのか、想像をはるかに超えて襲いかかるこれらの災害から市民を守るためにはどうすればいいのか、こういったのを検証する必要があると思ひます。で、この九州北部豪雨災害、これを通して、市としてどのように検証したのか。そして、うきは市の安全・安心づくりのかなめである地域防災計画、これをどのように見直していくのか伺いたいと思ひます。

次に 2 点目が、昨年九州北部豪雨ですが、40 名もの死者が発生しております。これらの死者を出さないようにするためにも、より具体的かつ詳細な避難勧告等の発令基準を見直す必要があると思ひますが、いかがでしょうか。

3 点目が、この市民への避難勧告を発令する指標として水位観測所というのが、うきは市内に 3 カ所ございます。筑後川では荒瀬地区、それから、隈上川では西隈ノ上地区、巨瀬川にありましては吉井の高橋地区に設置されております。今後、こういった水位観測所、山間部関係にも増設、あるいはそれと同程度のものを設置する、そういった考えはないのか伺いたいと思ひます。

それから 4 点目が、想像をはるかに超えた災害、これらの災害による被害を最小限にするためには、行政だけではなく地域における自主防災組織力、これが必要不可欠であると考えております。自助、共助、そして公助が共通した危機感を持たなければ、こういった災害による被害を最

小限に食いとめることはできないと考えます。市として自主防災組織向上のための取り組み、それから、その効果をどう分析されているのか伺いたいと思います。

最後に、5点目が、地域防災計画の中の風水害計画にも掲げられておりますが、浸水対策、それから、河川改修対策について、私も選挙期間中はぐるぐる市内を回りよりましたけど、市民の皆様から一向に進んでいないのではないかという声が入ってきましたので、こういった生命に直結するこれらの対策、平成24年7月、それから今年の九州北部豪雨、そういった災害から見ても積極的に市として取り組む課題だと思われませんが、市長の見解を伺いたいと思います。

以上で質問の内容を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、安全・安心なまちづくりについて、大きく5点の御質問をいただきました。

まず1点目が、九州北部豪雨災害の検証と地域防災計画の見直しについての御質問であります。昨年7月5日に発生した九州北部豪雨災害では、朝倉市、東峰村及び日田市で、関連死を含めて死者、行方不明者42名の大惨事となり、道路、鉄道、農地等も多大な被害を受けたところであります。

大きな被害をもたらした原因は、朝倉市付近に線状降水帯が形成されて、短時間に記録的な降雨となり、土質が、花崗岩が風化した真砂土であったため、土砂崩れが多く発生して大量の土砂と流木が河川流域の家屋等を巻き込みながら市街地まで流れたことにあります。また、今回の災害は雨足が急激に強まり災害が発生するまでが余りにも短かったことで、避難所等安全な場所に避難することができなかったことなど、山間地の中小河川流域の避難対策が課題として浮き彫りとなりました。

このような災害を踏まえての地域防災計画の見直しについての御質問であります。地域防災計画の作成、見直しは、うきは市防災会議において行われることとなっております。現在の地域防災計画は、平成24年に発生した九州北部豪雨を踏まえて平成26年5月に作成し、毎年、県の防災計画の変更等を踏まえて現状に合うように修正を行ってきており、本年度は今年13日にうきは市防災会議を開催し、今年の九州北部豪雨も踏まえて、所要の改正を行ったところであります。なお、一昨年の熊本地震災害と今回の災害を踏まえて、いつ想定外の災害に見舞われるかわからないとの認識に立ち、平成29年度に業務継続計画、いわゆるBCPと避難所運営マニュアルを策定し、また現在、災害発生後の支援を円滑に受けるための受援計画を作成しているところでございます。

2点目が、避難勧告等の発令基準の見直しについての御質問であります。避難勧告等の発令は災害対策基本法第60条により、市は避難勧告、避難指示を発令することができることとなっ

ております。

具体的に、うきは市の避難準備情報の基準は、気象予警報等が発表され、市民が避難準備を行い、災害時要配慮者が避難を開始することが適当であると判断されるとき。災害の発生を覚知し、諸般の状況から災害の拡大が予想され、事前に避難準備することが適当なとき。

避難勧告の基準は、避難準備情報より状況が悪化し事前に避難を要すると判断されるとき。災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき。

避難指示の基準は、避難勧告より状況が悪化し緊急に避難を要すると認められるとき。災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるときが基準となっておりますが、土砂災害に関しましては、降雨量と気象台、県からの情報を勘案して適切に発令することといたしております。

また、土砂災害警戒情報が発令された場合には、福岡県の指導により躊躇することなく土砂災害警戒区域が含まれる地区に避難勧告を発令いたします。河川の氾濫に関しましては、水位と今後の雨量予測により発令いたします。

なお、避難勧告等発令を判断するに当たっては、努めて、福岡管区気象台の市町村相談専用窓口へ相談した結果も加味するようにいたしております。

以上のように、避難勧告等の発令に関しては明確な基準を設け、さらにさまざまな情報を総合的に判断しておりますので、現在のところ、この基準を見直す考えはございませんが、地域住民の命を守る最も重要なことでもありますことから、引き続き検討を行っていきたいと思っております。

3点目が、水位観測所の増設についての御質問であります。うきは市域を流れる主要河川の筑後川には荒瀬に、隈上川には西隈ノ上に、巨瀬川には高橋に水位観測計が設置され、水位の観測が行われております。この観測所は筑後川と隈上川は国土交通省筑後川河川事務所が設置し、巨瀬川は久留米県土整備事務所が設置して、それぞれの計測機器の維持管理と計測を行っているところであります。また、うきは市の職員もインターネットを通じて観測結果を見ることができます。

議員御指摘の水位計の増設でございますが、昨年の九州北部豪雨災害において、朝倉市内の中小河川に水位計が設置されてなかったことが指摘され、うきは市でも検討しましたが、小河川への水位計の設置は、夕立等の急激な雨で水位は急激に上昇し、やめば急激に下がるなどの特徴があること、雨量計から降雨情報が得られること、また設置費用や維持管理費の関係から、市単独での水位計の設置は考えてないところであります。今後も検討を重ね、必要とされる場合は、まず河川管理者である国及び福岡県に対して設置を要望してまいりたいと思っております。

4点目が、自主防災組織力向上のための取り組みと効果についての御質問であります。災害

に遭遇した場合、発生初期の救助活動等は消防、自衛隊等、公助によるものが1割にとどまり、自力や家族等の自助が6割、友人や隣人等の共助が3割といった調査結果もあり、自主防災組織を設置し地域で助け合うということは、命を守るといった点からも重要なことであると認識しております。

うきは市では、防災にかかわる日ごろからの学習活動を行い、災害時に有効に活動できる組織として、自主防災組織の設置に取り組んでまいりました。現在、158行政区のうち101の自主防災組織が設置されており、組織によっては、毎年、防災講習会等を開催し積極的に防災活動に取り組んでいるところもあります。また、各地区の自治協議会にも各行政区の自主防災組織の設置指導や災害時の災害対策本部と行政区との中間指導調整機関として機能していただくこともお願いしております。これまで、土砂災害警戒区域を有する行政区長への説明会や、個別の防災講習会への講師派遣等を行ってまいりましたが、今年度からは、全自主防災組織を対象とした講習会の開催も予定しているところでございます。

有事の際の自主防災組織の力は大きなものがあり、より以上に、自主防災組織の設置と育成を進めていかなければならないと思っております。

5点目が、浸水対策、河川改修対策についての御質問をいただきました。現在、市内には国土交通省筑後川河川事務所直轄管理の筑後川、隈上川、または久留米県土整備事務所が管理する7河川、具体的には、小塩川、隈上川、井延川、巨瀬川、山曾谷川、美津留川、樋ノ口川でございます。そしてまた、市が管理する45河川がございます。そのほかに水利組合が管理する水路等がございます。

特に近年は、短時間集中豪雨が発生し、住宅地では水路からの雨水氾濫が発生する状況があります。このような氾濫被害を最小限に抑えるため、市内では17名の樋門操作管理者により、豪雨時の内水面排水操作を行っています。また、県営河川におきましては、土砂堆積の撤去について県へ要望を行っております。市営河川におきましては、平成24年7月の九州北部豪雨災害で市営河川314カ所の河川護岸及び86カ所の水路復旧工事を行いました。現在、市では赤尾川の河川改修を実施しております。

また、国土交通省筑後川河川事務所では昨年の九州北部豪雨災害の復旧につきましては、河川災害復旧等関連緊急事業で、大石分水路、千年分水路に堆積しました土砂の撤去工事を実施し、また河川改修事業として寿橋から大石堰水門に通ずる大石分水路左岸堤防の漏水対策事業を実施しております。隈上川におきましては、24年の災害後、下御所橋上流に大型土のうを設置しておりますが、今年度に堤防改修工事が予定されております。また、下流、筑後川合流部の河川改修につきましては、用地交渉が行われており残り数名——あと3名というふうにお聞きしておりますが、鋭意、今、用地交渉が進められているところであります。また、久留米県土整備事務

所では、砂防事業として、吉井町大谷川及び田籠、馬場、山口地区で事業を実施しております。また、河川維持工事につきましては、巨瀬川、井延川、美津留川において、しゅんせつも実施されております。

現在、市営河川につきましては、維持工事で対応し、災害要件に該当すれば、国庫災害復旧事業で申請を行い対応していきたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） ありがとうございます。

まず、1点目の検証、それから、地域防災計画の見直し、報告をいただきましてありがとうございました。御回答いただきまして。

地域防災計画は防災会議で実施されるというような形で市長のほうからお話がありました。地域防災計画を確認してみますと、うきは市の災害の特徴は何なのかというのを一番最初に書かれているんですね。大雨、それから台風、こういった集中豪雨がうきは市の主な災害というような形でこの計画書が最初に書かれています。

で、昨年も九州北部豪雨があれだけの大きな災害があつてる中で、この防災会議が行われたのが6月13日ですか。5月28日に梅雨入りをしました。今回は例年より早く梅雨入りをしました。そういった中で、こういった見直しがされる。それを今の時点では、市民のほうに周知しなければならぬのではなかろうか。そこが自分としては心配で、この質問を1問目に持ってこさせていただきます。うきはの特性である災害、大雨、それから台風、そういった被害が一番考えられるということであれば、もっと早くこういった会議は実施すべきではなかろうかと。そして、梅雨に入る前には市民の皆さんに、見直し等があれば、周知しなければならないことがあれば、それを発信する、そういったのを取り組まなければ、また、24年、それから昨年の豪雨と同じような災害があつたときに、とうとい命というのは失われていくのではなかろうかと思いますが、そこのところはどうでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民協働推進課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 瀧内市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（瀧内 教道君） 防災計画の見直し、加えて、その周知の時期について御質問をいただいたと思っております。

防災会議につきましては、1年に一度、所要の改正手続をとるということで、基本的に、梅雨入りが今回若干早うございましたけれども、5月の末から6月にかけて行っているところでございます。

朝倉を含めた昨年の九州北部豪雨、この被害を受けて、すぐにやはり改正すべき、それから、

住民の方に周知すべき箇所があるのではないかとということでございます。

昨年の朝倉、九州北部豪雨災害を受けまして、内部でも、どのようにして、このような災害に見舞われたときに減災をしていくのか、それから、その後の災害の後の対応をどうしていくのかということで検討を重ねてきているところでございまして、その結果として、幾つかの計画を具体的にマニュアルをつくったりしてきているところでございます。

さらには、市民の方、今回、やはり一番大事なのは避難をどうするかだろうと思いますので、広報うきは等を逐次利用しながら、この計画の改定とは別に、市民の方に対する防災の情報について広報活動をしているところでございますし、さまざまな講演会、それから、防災講習会、そして自治協議会での協議、こういったのを重ねてきております。ですから、朝倉の災害を受けて昨年来1年間、いろいろと活動については行ってきているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） ありがとうございます。

できるだけ早く、こういったのは周知する必要があるだろうと私は考えます。

それと、もう一点でございますが、検証、こういった被害は必ず検証をしなければならないというのを、計画書の中にそういった項目がございます。計画書の中の総論の一番最後にですね、災害に関する調査、研究の推進という、この箇所に当たるんだろうと思いますけど。

平成24年の災害、これも、うきはは甚大な被害を受けました。それとあわせて、昨年も隣の町がこれだけの大きな災害が起こったと。十分、これは50年に1回とか1,000年に1回ではなく、災害というのは起こるんだという思いで対応しないといけないと思います。

こういった災害に関する調査、研究の推進、この欄にですね、こういった十分にうきはでも考えられる災害にあっては必ず検証をして、うきはにとってどうすべきかというのをやっていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のとおりであります。いつも申し上げてますように、郷土を保全し、そして、市民の皆さんの生命、身体、財産を守るという、災害から守るというこの防災対策というのは、もう行政上、何よりも重要な課題だと、このように認識しているところであります。

昨年7月5日に、対岸でああいう災害が起きました。私自身も幾つもある災害から学ぶというか、いろんな対応を考えなくてはいけないというふうに思っております。

1つは、やはり災害対策本部の設置場所についてであります。もし仮に、うきはで同等の被害があつて、仮に、この山間部の被害が大きく発生すれば、浮羽町の被害が甚大になるときに、一番被害地に近いところで災害対策本部を設置する、そういう話とか。あるいは、水害だけではなく台風、あるいは地震等の災害も備えなくてはなりません。そうしますと、もし万が一、この吉

井戸舎で被災があって戸舎が使えないときに、どこで業務継続をやるか、いわゆるBCP対応をどうするかということも踏まえまして、BCP業務継続計画も策定をさせていただきました。

そして国のほうも、今まではどちらかというと、施設で洪水を防ぎ切れるというような、いわゆるハード中心の防災対策がメインだったんですが、このように、毎年毎年全国各地でこういう水害が起きますと、もう施設で洪水は防ぎ切れないと、むしろ水防災社会意識の再構築を図って、逃げおくれゼロということを目指しております。

そこで、うきは市はいろんな情報を集めまして、例えば、去年の災害、テレビ等を見ますと、本当に被災された皆さんが、これまで長く生きてたけどこんな水害は初めてという話を聞かされたら、何か過去にない、今、地球温暖化の話が取り沙汰されてるんですが、この地球が何かおかしくなっているんじゃないかというイメージもあるやに感ずるところがあるんですが。

いろいろ調べてたところ、朝倉町の南淋寺というお寺に古文書が出てきました。今から298年前、享保5年、1720年に、全く今回と同じように、赤谷川というか松末地区、被災地が全くうり二つ、一緒なんですね。そのとき唯一の違いは、線状降水帯だろうと思われるんですが、幅が広くて、うきはの耳納北麓も非常に大きな被害を受けました。

うきは側にも古文書として壊山物語という貴重な文献も残っております。私は1920年以降、どれだけのこの地に災害があったか全部調べました。大きく、6年前の災害を含めまして、大体12カ所、例えば、直近で言いますと、平成24年、その前が昭和44年の巨瀬川の大水害、そして、昭和26年の大水害とこうあるんですが、それを含めまして、12カ所の水害がっております。こういう過去に学ぶというか、歴史に学び、逃げおくれゼロをキャッチフレーズに、今、防災講習会等々をやっております。

それから3点目でありますが、災害対策本部の中で、6年前の大きな教訓でもあるんですが、非常に、公益事業者というか、NTTとか九電とか自衛隊の方とかいっぱいいろんな支援、お見えになるんですが、こことの融合がうまくできてなかった。したがって、九電にも、いろんな市民の皆さんから停電になって何とかしてほしいという話があるけれども、九電側から見れば、どの道が通れて、どの道が行けるのかさっぱりわからない。そこで大混乱をしたという、こういう現実もありますので、しっかり防災対策会議の中に九州電力とか、そういうガス事業者の皆さんとか、もろもろの公益事業者の皆さんも取り入れてですね、一体的に情報を共有しながらやっていきたいと、このように考えておりますし、また、最後に一番重要なのは、情報の収集と周知であります。いろんな困難が予想されるんですが、極めて、要するに、生活性のある情報をしっかりキャッチして、それを市民の皆さんにお伝えして情報を共有する。こういう体制をするためにはどうしたらいいか。もろもろの話をずっと今日までやらせていただいていることを御理解いただきたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） ありがとうございます。

1点目の質問にありましては、これで終わりたいと思いますが、2点目の避難勧告等の発令の基準、周知の部分、先ほど課長のほうからお話ししていただきましたが、これ避難計画に基づいた勧告、指示の基準というのがきちっと書かれております。私がここで質問させていただきたいのは、一例を挙げれば、避難準備情報、高齢者対策というような形で、①で予警報が発表され市民が避難準備を行い、避難時要配慮者が避難を開始することが適当であると判断される時期に発するんですよ。適当というのは何をもちいて適当と言っているのか、そういったところをきちっと基準を押さえておかないと、こういった抽象的な言葉では時期を逸したときに生命の危険を及ぼすのではなかろうかと。避難勧告、避難指示も全てそういった文言で書かれております。避難を要すると判断されるときとか、避難を要すると判断されるときというのは、現場ではどういった状態になっているのかというのを把握しなければ、こういった指示はできないのではないかと。そこを市として、当然、生死を左右する避難指示等というのは、自治体のトップである市長が出しますよと計画書に書かれてますから、そういったのをきちっと基準を設けるべきではないかと。

5月末だったと思います。KBCでテレビで、朝倉、あれから1年というような形で1時間ぐらいのテレビがありました。それから、6月2日に朝倉のほうで、防災シンポジウム in 朝倉というのを聞いてきました。その中で、テレビの中で朝倉の前市長さんは、時期がおくれたと、反省していますというような形で市民の皆さんにお話をしておられました。印象的だったのが、市民の方が、反省では済まされないと、人が死んでいるんですよ、ですね。そういった形のがテレビ報道されておったのを記憶しております。

当然、そういった避難指示、避難勧告等がおくれれば、もし、甚大な被害があれば、当然、市民の皆様というのはそういった形で言うてくるのではなかろうか。そういった折に、きちっと基準を設けて、勧告あるいは指示というのは出すべきだと考えておりますので、ここはできましたなら、もう一度、検討していただければと思いますがいかがでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民の皆様への避難勧告、避難指示、この発令は私に課された重大な責務だと認識しております。いわゆる、空振りには認められても、見逃しは認められないと、こういうことが言われていますが、しっかりした発令に努めていきたいと思っています。

議員も御指摘のように、今、タイムライン、国土交通省、あるいは、福岡県と具体的なタイムラインで、例えば、国土交通省でありますと、一番直近の筑後川河川事務所長と私とがホットライン、あるいは、気象台のトップの方と私のホットライン、あるいは、福岡県とのトップライン等々で、タイムラインもしっかり活用しながらやってまいっておりますので、今のところ、この

発令基準で問題ないと認識をしておりますが、先ほど答弁させていただきましたように、やはりそれで満足することなくですね、いろんなケースを見ながら、常に見直しの気持ちでこのタイムラインについては改正を順次やっていきたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） タイムライン等を通して見直しをやっていくということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ただ、このタイムラインというのは、行政だけでは災害には対応できない。私も詳しくは勉強しておりません。これには自主防災なり共助、これが絶対的に必要だと、そこと一緒に、並行に進んでいくという行動計画だと思ひますので。今回はそれにはありましては、質問はいたしません、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、3番目の水位観測所の増設の件でございます。

先ほどから、避難勧告、避難指示の目安として水位観測所、それから雨量計、そういったので勘案してやっていると。うきは市には3カ所しか水位観測所はないと。巨瀬川系統考えると高橋にあります。その上流を考えると巨瀬川を守るために藤波ダムというのができていると聞きました。巨瀬川で、ある程度水位を観測して、これはいかにといたときに山辺に出すのかと。山間部はその雨量計だけで大丈夫なのかと。

今回の朝倉、東峰村の災害は山間部から平野部のほうに災害がどんどん広がっていきました。

水位観測所が平野部にしかない。そういった中で、山間部の状況があんの朝倉の市長さんは見えなかったと。どういった現場の状況になっているのか見えなかったと。非常に困難であったと、そういったことを言われております。そういった情報を仕入れるものを多く持つておくと市民への周知というのとはできないのではなからうかと思ひまして。これにありましても、今後、水位観測所というのは、先ほど言われたとおり、国土交通省とか県のほうの施設であると。また、お金もかかると。それにかわるものを考えるべきではなからうかというふうに思ひまして、高橋のほうの橋の下もそういった水位観測所はありますけども、メーター計やらもついでます。黄色、赤ラインだけでも表示すれば、河川で、ああ、ここまで水位が来ればもうこれは逃げないかんぞ、そういった市民に周知ができるような、そういったのを情報として仕入れるような体制をとっていく必要があろうと思ひておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

質問はいたしませんので、次に進まさせていただきますと思ひます。

次に、自主防災組織力の取り組みとその効果ということで、現在158行政区で101区ですかね、自主防災のほうができていると。これは、うきは市の総合計画にも、私、概要版しか見てませんが、書かれていますけど、32年までに80%というような数値目標が出されているようみたいでございます。これだけの災害があつての中で、80%じゃなくて100%急ぐべきだと

私は考えます。大変、業務の忙しい中、難しいのかもしれませんが、そういったのを、まだ結成されてない地域には訴えていく必要があると思います。

この間、防災シンポジウムで聞いてきた内容で、朝倉で40名もの死者を出した中で、2つの集落が紹介されていましたが、全て、市が行った避難指示前に避難を完了しましたという報告がありました。これは杷木志波の奥のほうに位置する集落でございます。テレビに出ておりました。その集落は37軒中31軒が浸水、倒壊、そういった被害に遭われたと。ここの区長さんが言われてたんですけど、24年の九州北部豪雨、これを受けて、これを教訓にして、集落で避難場所をみんなで話し合っ、どこの家が一番低いから、この家が危険になったときは自分の集落は全て公民館に避難するというような動きをされて全部避難された。こういった結果というのは、うきはの市民の方にも周知して、自主防災を設置していただくのにはどんどん言うべきではなからうかと。

それとあと1つ、何というところやったですかね、上池田というところがあるんですかね、杷木のほうか、そちらの区長さん、そこは261名、避難指示前に全て避難をさせましたというような、区長さんが、こちらもおっしゃっておりました。どちらも24年の九州北部豪雨——甘木、朝倉のほうよりも、うきはのほうが大被害を受けた。この災害を教訓に1人も命を奪われることなく避難した。そういった集落があったというのも、こういったことをうきは市民の方にもお話ししながら、ぜひとも自主防災組織をまずは結成させていただいて、そして、結成するだけではだめだと思っています。

やっぱり年に1回でも避難訓練を、その地区、組織でやっていくというのが大事だろうと思いますので、そういったところになるまで、1日も早くやっていければということで、私も協力させていただきたいと思ひますし、市のほうとしても積極的に取り組んでいただきたい。1日も早く全ての行政区が自主防災組織を確立する、そこからタイムラインというのが本来、動いていくのかなというふうにお思ひしております。よろしくお願ひしておきたいと思ひます。

最後に、浸水対策、河川改修対策でございます。

私、まだ議員になりたてで、予算のことは余り詳しくありません。大変申しわけございません。

私が言いたいのは、これだけ地域防災計画に危険箇所、河川危険箇所、重要河川危険箇所、土砂災害警戒区域、これ1つでも消していくような努力をせんと、そこが毎年毎年、同じ数じゃないと思う、先ほど改修をされとるということでございましたけど、改修ができるのは災害があつてからがほとんどだろうと思ひます。要は、堤防が決壊したから、県からなり、国からなり、補助金が出てやると。少ない予算で何ができるかというのを考える必要があるのではなからうかと。

そのためには、こういった危険箇所等をもう一回見ていただいて、市民にとってどこが危険なのかですね。田んぼの中で、農業関係者には悪いと思ひますけど、河川が決壊してもそこはそん

なに危険ではないと思います。集落の近く、そういったとこはどこなのか、どこにがけ崩れの危険があるのか、そういったのを取りまとめながら、改修を計画されているとは思いますが、そこでそこで予算がとれないからできないではなくて、そういったのを周知する方法もあると思います。当然、看板等も掲げられているところもありますけど、はっきりわかるように、ここからここまでは危険区域なんですと、そういった看板をすることによって、危険ゾーンがイエローゾーンに変わるのではなかろうかと。全て改修してグリーンゾーンを目指すのではなくて、レッドゾーンをイエローゾーンに変えていく。そういった考え方で、この安全・安心を守るために改修というのはやっていく。改修できなければ、周知の方法、ハザードマップ、確かにこれ一人一人市民の方に周知されておりますけど、あんなでかい山にちょっと赤ラインを書いただけで、どこからどこまでなのかわかりません、市民の方は。現場に直接わかるような形で、ここは危ないんですよというのを周知する、そういったやり方も、災害があったときに、ああ、ここは危ないからどこに避難しなければならぬか、そういったのを考えるのではなかろうかと思えます。

また、河川に関しましても、きちっと堤防をつくるという考え方ではなくて、あの土のう袋の大きい、訓練なんかで、水防訓練、この間、防災訓練でもありましたけど、そういったのを危険箇所から予算がとれないと、ただこういったので応急処置かもしれないけど、やっていく。そういったやり方も、そうすれば避難する時間が延びるのではなかろうかと、ですね。そういったやり方もあるのではなかろうかと思ひまして、この浸水対策、河川改修対策、そういった形で少ない予算の中で何ができるか、何が市民にとって効率的なのかという思いの中で、やっていかなければいけないのではなかろうかと思ひますが、最後に市長さんのほう、よろしく願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 災害から守るための河川改修事業については大変重要でありまして、非常に力を入れて、例えば、国にお願いすべきところは国に、県にお願いすべきところは県にということやらせていただいて、年度初めの4月1日現在で全議員の皆さんにこういう形で情報提供をしております。もうかなり力を入れてますので、国のほうももう本当に最大限やっただいていると思っております。

昨年の被害も受けて、先ほど答弁させていただいたもの以外にも、復旧事業として大石放水路の右岸側の、つまり、筑後川温泉のあの堤防敷が非常に低くなっていますので、そこをかさ上げするという計画も今年度中に着手すると、こういうこともお願いをしているところでありまして、とれるものは何でもとるという覚悟で、国、県の力をいただいているところでございます。

一方、先ほど、逃げおくれゼロの施策の中で、やっぱり施設だけでは洪水は防ぎ切れないというお話をさせていただきまして、今、全国的に水防災社会意識の再構築ということで、まさに命

が最重要だと。そのためには議員御指摘のように自主防災組織というのは非常に重要だと思います。私どもが設置しております指定避難所に、臨機応変で考えたときに、そこに行くまでもなく、緊急を要するところにおけば、地元の方の、ちょっと言葉が悪いかもしれませんが、長老の方が一番その実態を知っておられるんですね。そこで臨機応変に、先ほどの朝倉市の話もありましたように、臨機応変に対応していただくようなそういう自主避難といいますか、それも非常に重要であります。

そういうことを考えますと、私どもが今後進めていかななくてはいけないのは、そういう水防災社会意識のソフト対策と、そして、災害からやっぱりしっかりした備えをする河川改修、つまり、ソフトとハードをきちっと両立しながら進めていく。これが防災対策の要諦だと、このように思っていますので、そういう方向性でしっかり対応していきたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） もう私のほうは質問はございませんが、また今後、この防災に関しては、私は消防職員でございましたので、しっかりと見ていきいたいと思います。

まだいろいろあります。避難所関係が適性なのか、そういったのも今後ですね——最終的には私はこのうきは市地域防災計画、これ条例化できんやろうかという思いがございます。市民の皆さんと一緒に、市の責任、市の責任だけではなくて市民、自助、公助の責務等もうたい込めば、この自主防災というのはできるんやなかろうかと。なかなか地域防災計画、今回、私も勉強させてもらいましたけど、180ページ、そして資料が30ページ、それのほかに水防計画とかですね、そういったのございますが、その核となる、うきは市の防災基本条例とかそういったのができれば、うきは市全体で、市民の方も巻き込んで防災に強いまちづくりができるんではなかろうかと、そういったのを今後ちょっと勉強させていただきながら、質問等もさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で、私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（櫛川 正男君） これで、2番、組坂公明議員の質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 以上で、本日は散会します。

○事務局長（石井 良忠君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後4時37分散会
